

国指定史跡曾谷貝塚保存活用計画 (案)

令和7(2025)年11月

市川市教育委員会



: 史跡指定範囲

巻頭写真 1 航空写真（令和 4（2022）年）



□ : 史跡指定範囲

巻頭写真2 航空写真（昭和24（1949）年 米軍撮影 国土地理院HPより）

目 次

- ・巻頭写真
- ・序 文
- ・例 言

第1章 計画策定の沿革と目的

はじめに	1
第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画の目的	1
第3節 計画の対象範囲	2
第4節 検討会の設置と経緯	3
第5節 他の計画との関係	4
第6節 計画期間	7

第2章 市川市と史跡周辺の概要

はじめに	8
第1節 自然的環境	8
第2節 歴史的環境	17
第3節 社会的環境	24
第4節 文化財	30

第3章 史跡の概要

はじめに	31
第1節 指定の経緯と経過	31
第2節 指定に至るまでの調査成果	34
第3節 指定後の調査成果	48
第4節 曾谷貝塚の発掘調査成果のまとめ	51
第5節 指定の状況	57

第4章 史跡の本質的価値

はじめに	63
第1節 史跡の本質的価値	63
第2節 構成要素の特定	65

第5章 大綱（基本方針）

第6章 保存管理

はじめに	79
第1節 保存管理の現状と課題	79
第2節 保存管理の基本方針	82
第3節 保存管理の方法	83
第4節 現状変更取扱基準	84
第5節 追加指定	84
第6節 公有地化	86

第7章 調 査

はじめに	88
第1節 調査の課題	88
第2節 調査の基本方針	89
第3節 調査の方法	89

第8章 活 用

はじめに	90
第1節 活用の現状と課題	90
第2節 活用の基本方針	91
第3節 活用の方法	93

第9章 整 備

はじめに	96
第1節 整備に向けた課題	96
第2節 整備の基本方針	97
第3節 整備の方法	98

第 10 章 運営・体制	
はじめに	99
第 1 節 管理運営主体・組織の課題	99
第 2 節 運営・体制の基本方針	99
第 3 節 運営・体制の方法	99
第 11 章 実施計画	
はじめに	101
第 1 節 第 1 期（2026 年～2029 年）	101
第 2 節 第 2 期（2030 年～2034 年）	101
第 3 節 第 3 期（2035 年～2044 年）	101
第 12 章 経過観察	
はじめに	103
第 1 節 保存管理	103
第 2 節 調 査	103
第 3 節 活 用	103
第 4 節 整 備	103
第 5 節 運営・体制	103
資料編	
参考文献	
参考資料（文化財保護法抜粋）	

第1章 計画策定の沿革と目的

はじめに

縄文文化は、日本列島における先史時代の文化である。東京湾沿岸は、縄文時代の貝塚の宝庫である。千葉県北西部、東京湾沿岸に位置する市川市には、貝塚を含めた縄文時代の遺跡が数多く存在している。そのうちの一つである曾谷貝塚は、市川市北部の台地に位置する国内でも最大級の規模を有する馬蹄形貝塚である。明治16（1883）年に発見されて以来、今日に至るまで130年以上にわたり、数多くの研究者によって調査・研究されてきた。縄文時代後期の「曾谷式土器」の標式遺跡としても知られている。

本貝塚は、昭和49（1974）年度から昭和52（1977）年度におこなわれた発掘調査の結果、学術的価値の高さが確認され、昭和54（1979）年に国の史跡に指定された。史跡はその文化財としての価値に照らして、円滑な保存をはかり、豊かな生活に資するために活用していかなければならない。

本章では、曾谷貝塚の保存と活用の計画が、どのような目的で立てられて、今日までどのような経過をたどったのかについて述べる。市川市は、さまざまな計画を立てて文化財の保存と活用に取り組んでいる。本プロジェクトが、それらの計画のなかでどのように位置づけられているのか、伝えることにしたい。

第1節 計画策定の沿革

市川市に所在する曾谷貝塚は、中央が窪地となる単独の馬蹄形貝塚としては、日本最大級の規模である。昭和54（1979）年に国指定史跡に指定された後、指定地の隣接地などで開発行為などともなう発掘調査がおこなわれた。その結果、貝塚の広がりや集落の展開などが次第に明らかになり、既指定地をより広く保護していく必要性が出てきたため、平成21（2009）年に隣接地を追加指定した。平成28（2016）年には、土地所有者より追加指定の同意書の提出があり、同年に追加指定をおこない、遺跡の保護を図っている。

本貝塚の保存・管理にかかわる計画・経緯としては、昭和61（1986）年3月に基本的方針の検討をおこない、公有地化および、保存整備を推進していく方向性を『史跡曾谷貝塚保存管理計画書』として刊行し、提示した。当時はまだ公有地化率が20%にも満たない状況であったが、令和3（2021）年度には、公有地化率が80%近くになった状況を踏まえて、史跡としての今後のありかたや活用という視点から、曾谷貝塚の保存管理について再検討する必要性が出てきた。

市川市教育委員会は、曾谷貝塚の歴史的価値を評価し、令和元（2019）年度からこれまでの発掘調査のまとめに着手し、令和3（2021）年度に『国指定史跡 曾谷貝塚発掘調査報告—A～F・H・I 地点—』を、令和5（2023）年度に『国指定史跡 曾谷貝塚総括報告書』を刊行して、保存活用計画をたてることになった。

第2節 計画の目的

この計画は、曾谷貝塚のこれまでの調査成果や、周辺の環境、現地の状況を再確認し、史跡としての本質的価値を明らかにするとともに、それらを適切に保存管理するための基本方針や、

地域資源、観光資源として活用していくための具体的な取り組みなどを定めることを目的としている。

史跡全体の80%近くを公有地化したことによって、貝塚中央付近の現状は、建物がほとんどなく、一帯が広々とした空間となっているが、将来の史跡公園化を見据え、保存をはかりながら史跡の価値に基づく活用や整備の方針と方法を定めることを目的としている。

遺跡の周囲は、住宅・アパート・個人施設などに囲まれ、居住歴の長い世帯や通勤型の勤労世帯などさまざまな住民が生活を営んでおり、平日の日中は子どもから高齢者までが憩い、土・日曜日は犬の散歩やボール遊びなどで多くの人が集う環境にある。

地域住民に今以上に愛着をもっていただくための環境を整えたり、市内の住民でも曾谷貝塚にまだ行ったことのない人々に曾谷貝塚の価値を伝えること、さらに市外の人々に曾谷貝塚を知ってもらうためにどのような情報提供のあり方に加えて、外国の人々にも千葉県の貝塚の魅力を含めたインバウンドの流れを呼び込むための情報発信の方法などについても定めることを目的とする。

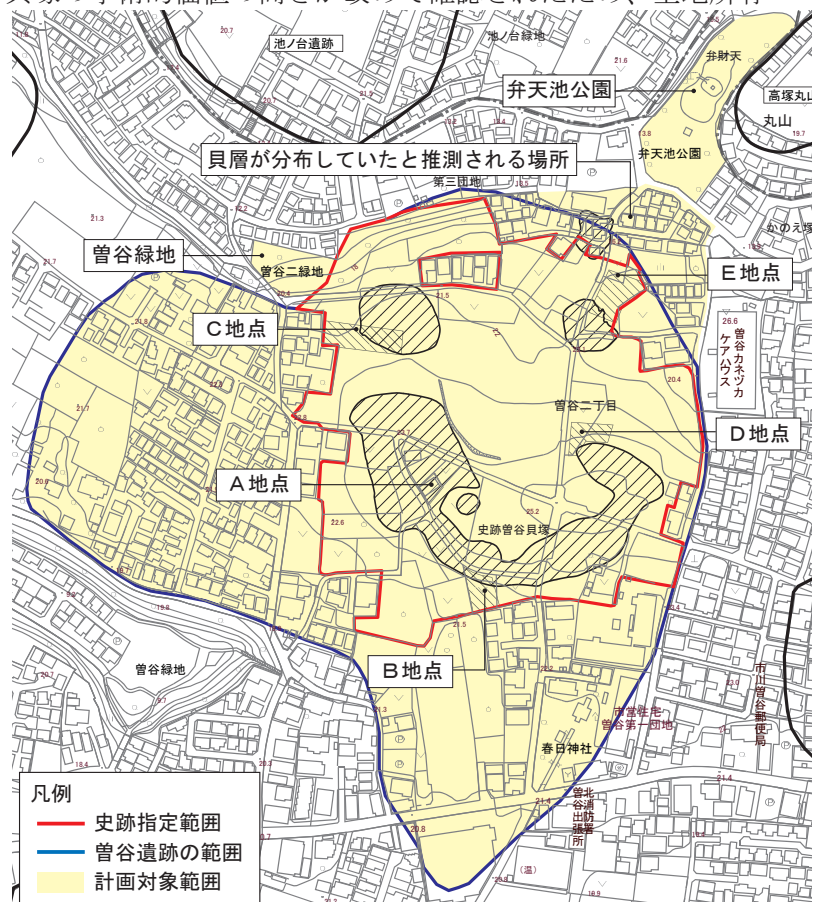
第3節 計画の対象範囲

曾谷貝塚は、千葉県を代表する縄文時代の貝塚の一つであり、市川市北部の標高20～25mの台地上に位置する。縄文時代後期を中心とする馬蹄形貝塚（貝塚を真上から見た時の形が、馬の足裏に取り付ける蹄鉄の形（U字形）に似ている貝塚）であり、貝層の範囲は東西210m、南北240mに及んでおり、単独の馬蹄形貝塚としては、国内でも最大級の規模を有する。

市川市教育委員会は、昭和49（1974）年から昭和52（1977）年にかけて、A～E地点の発掘調査をおこなった。その結果、本貝塚の学術的価値の高さが改めて確認されたため、土地所有者の同意を得て史跡指定申請をおこない、昭和54（1979）年12月22日付けで、文部省告示第174号により、国指定史跡に指定されるに至った。

その後に周辺の開発行為にともなって、新たな発掘調査をおこなう必要性が生じてきた。こうした状況下にあって、昭和63（1988）年度に実施した市内遺跡の分布調査がきっかけとなり、現地踏査の結果や過去の発掘調査の結果を踏まえたうえで、曾谷貝塚の史跡指定地を含む周辺の遺跡を「曾谷遺跡」と総称することにした。

曾谷遺跡の規模は、東西約450m、南北約460mに及ん



第1-1図 曾谷貝塚の保存活用計画範囲図 (S=1/5000)

であり、これまでに発掘調査した箇所は60地点を数える。これまでの発掘調査の結果、史跡指定地の西側や南側で縄文時代前・中・後期の竪穴建物跡（遺構のうち、地面を掘り下げて床をつくり屋根を支えるための柱穴や炉がつくられた建物）・土坑（遺構のうち土を掘りくぼめた穴）群などが数多く確認され、本貝塚に関連する集落の存在が明らかになってきている。また、曾谷貝塚の史跡指定地外において、縄文時代のほかにも奈良時代や平安時代の竪穴建物跡をはじめ、鎌倉時代以降の地下式坑が確認されるなど、各時代の遺構が重複する複合遺跡であることがわかってきた。

そうした経緯や状況を踏まえ、この計画を策定するにあたり計画の対象範囲は、曾谷貝塚が包含された埋蔵文化財包蔵地である「縄文遺跡」の範囲や、かつて馬蹄形貝塚を構成する貝層の一部が分布していたと推測される場所で、現在は大部分が削平されており縄文遺跡には含まれていない貝塚の北東部の一部地域についても対象範囲に含めることとした。

また、埋蔵文化財包蔵地の「縄文遺跡」には含まれていないが、貝塚の北東に位置する集落の水場が存在していた可能性のある低地部分や、当時の地形の様相をよくとどめていると考えられる史跡北辺に隣接する緑地についても対象範囲とした（第〇図参照）。

第4節 検討会の設置と経緯

この計画を立てるにあたり、さまざまな分野の方の意見をうかがうため、「市川市国指定史跡曾谷貝塚保存活用計画策定検討会」（以下、「検討会」という）を設けて、史跡の本質的価値や保存管理、整備活用の方向性などの検討をおこなった。検討会は、学識経験者、本市文化財審議会委員、地元住民代表により構成され、文化庁文化財調査官や千葉県教育庁教育振興部文化財課職員もオブザーバーとして参加した。

また、市役所内でのほかの事業と関連する計画や、法令との整合をはかるために関係する課長による庁内連絡会を設置した。

第1-1表 市川市国指定史跡曾谷貝塚保存活用計画策定検討会の構成（敬称略）

	氏 名	所 属 等	分 野
委員	赤坂 信	千葉大学 名誉教授	造園学
委員	植月 学	帝京大学山梨文化財研究所 副所長・教授	考古学
委員	宇田川 比呂子	曾谷第二自治会 役員	地元市民
委員	朽津 信明	東京文化財研究所 保存科学技術センター 修復計画研究室 シニアフェロー	保存科学
委員	設楽 博己	東京大学 名誉教授	考古学
委員	堀越 正行	市川市文化財保護審議会 委員	考古学
委員	松丸 陽輔	曾谷縄文まつり実行委員会 委員長	地元市民
委員	山田 耕生	千葉商科大学 教授	観光歴史

第1-2表 指導助言機関（敬称略）

	氏 名	所 属
オブザーバー	浅野 啓介	文化庁文化財第二課史跡部門 文化財調査官
オブザーバー	大内 千年 松浦 誠	千葉県教育庁教育振興部文化財課 副課長（令和6年度） 千葉県教育庁教育振興部文化財課指定文化財班 文化財主事（令和6年度）
	吉野 健一 西田 真由子	千葉県教育庁教育振興部文化財課 副課長（文化財振興）（令和7年度） 千葉県教育庁教育振興部文化財課指定文化財班 文化財主事（令和7年度）

■市川市国指定史跡曾谷貝塚保存活用計画庁内連絡会

＜委員＞ 企画課長、財政課長、文化芸術課長、観光振興課長、総合環境課長、
街づくり計画課長、公園緑地課長、道路管理課長、道路安全課長、教育政策課長
＜作業部会＞ 上記各課担当者

■事務局

市川市教育委員会生涯学習部考古博物館文化財グループ

(令和 6 (2024) 年 4 月～令和 7 (2025) 年 3 月)

市川市教育委員会教育振興部文化財課文化財グループ

(令和 7 (2025) 年 4 月～令和 8 (2026) 年 3 月)

第 5 節 他の計画との関係

(1) 関連計画

『国指定史跡曾谷貝塚保存活用計画』は、文化財の保存・活用に関わる教育委員会所管の計画のなかに位置づけるとともに、そのほかの諸計画の関連分野に関する事項との整合性に留意しながら、策定するものとする（第 1－2 図 参照）。

① 市川市総合計画 [策定年次：令和 8 (2026) 年度 目標年次：令和 32 (2050) 年度]

市川市総合計画は、長期的な将来展望に基づき、市政運営を総合的かつ計画的に進めていくための根幹となる計画である。

目指すべき将来都市像や基本目標を定めた「基本構想」、それらを具現化するための基本的な施策を定めた「基本計画」、施策を実現するための具体的な事業を定めた「実施計画」で構成される。

② 市川市教育振興基本計画（教育委員会）

[策定年次：令和 5 (2023) 年度 目標年次：令和 10 (2028) 年度]

市川市教育振興基本計画は、基本理念を「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」とし、それにもとづいて、市川の教育の目標の一つである文化財の保護・活用と調査の推進を図ることとしている。具体的には市川市の自然・風土・歴史・文化的遺産や発掘調査の結果を貴重な学習資源ととらえ、学校の体験学習や生涯学習など、幅広い教育活動に活用する。

③ 市川市文化振興ビジョン（文化国際部）

[策定年次：平成 14 (2002) 年度 目標年次：令和 7 (2025) 年度]

市川市文化振興ビジョンでは、基本方針の一つに地域を彩る文化資源の保全活用をあげている。文化財の保存・継承・活用として、縄文時代以来の貴重な埋蔵文化財の発掘調査を進めるとともに、曾谷貝塚、下総国分尼寺跡等の史跡の公有地化を進め、それらを含む地域において自然環境も合わせた保存・活用をはかり、歴史的な潤いのある環境整備を進めるとしている。

④ 市川市都市計画マスタープラン

[策定年次：平成 15 (2003) 年度 目標年次：令和 7 (2025) 年度]

市川市都市計画マスタープランにおいては、全体構想のなかには、歴史的・文化的資源の活

用と都市空間の形成、歴史や文化を活かした景観整備をおこない、貝塚などの遺跡や寺社などの歴史的・文化的資源を活かして、市民が身近に歴史や文化を感じることができる、人に誇れるまちづくりを進めるとしている。

⑤ 市川市みどりの基本計画〔策定年次：平成 15（2003）年度〕

市川市の緑地の保全、および緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に取り組む計画である。基本方針として、生態系に配慮して地域の緑を守り活用するとし、施策において樹林地を守り活用するために、身近な寺社、文化財と一体となった樹木・樹林地を歴史と文化が学べる場として保全活用するとうたっている。

⑥ 市川市観光振興ビジョン〔策定年次：令和 3（2021）年度〕

市川市観光振興ビジョンは、市川市と積極的な関わりを持つ人の増加や、地域や経済の活性化を図るために、観光分野における中長期的な将来像をとりまとめている。基本方針として、地域ごとの魅力磨き上げと市川ブランドの確立を目指すことを掲げ、観光資源の例に、歴史、文化、歴史的建造物などを挙げている。

⑦ 市川市景観基本計画〔策定年次：平成 16（2004）年度〕

市川市の景観まちづくりの基本的な目標となる計画であり、基本目標に、歴史・文化を伝える、風情のある景観をつくることが掲げられている。基本方針としての歴史と文化の景観として、歴史・文化的な建物や史跡等の保全と周辺景観との調和が示され、景観まちづくりの視点で史跡について謳われている。

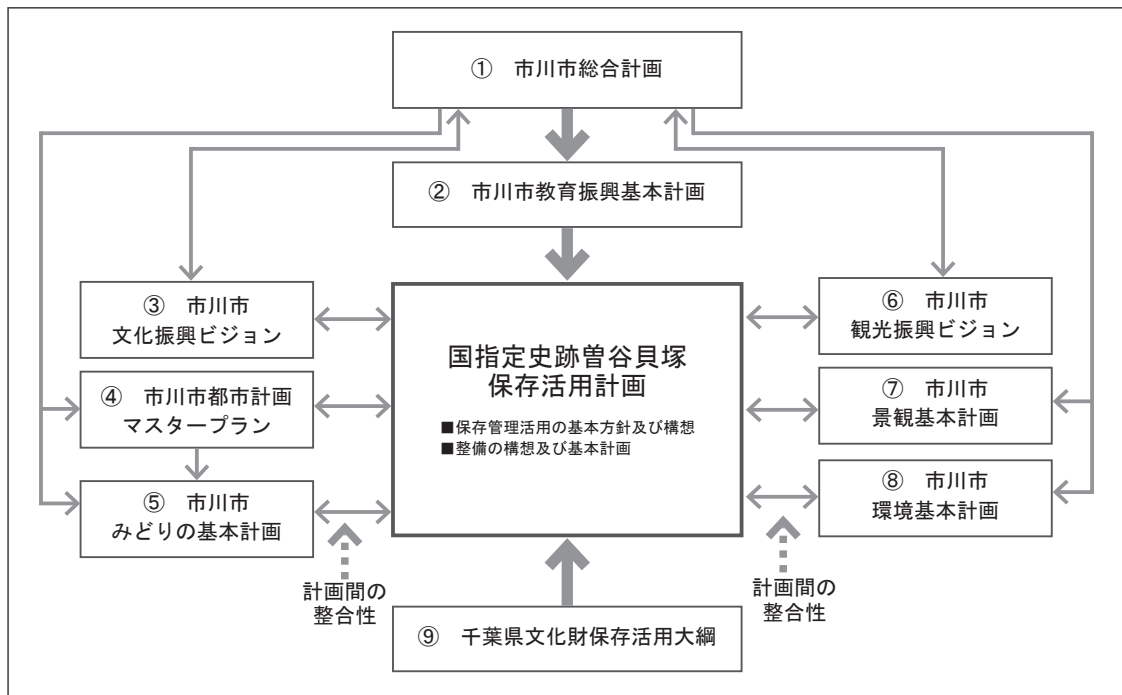
⑧ 第三次市川市環境基本計画〔策定年次：令和 3（2021）年度〕

市川市の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもので、基本目標として「みんなで築く身近に自然を感じる文化のまちいちかわ」を示し、取組の方針として緑豊かな魅力ある公園等を整備するとしている。

⑨ 千葉県文化財保存活用大綱〔策定年次：令和 2（2020）年度〕

千葉県教育委員会は、県の文化財の保存・活用に関する基本的な方向性を示し、県内各地域がそれぞれの魅力を活かしつつ一方で相互に矛盾なく文化財保護に取り組むための共通の基盤として、大綱を策定した。

千葉県が目指す文化財の保存・活用の将来像を、「県民一人一人が文化財の魅力を知り、守り、次世代につなげ、活用することで、豊かな県民文化を育む。」として掲げ、文化財の保存・活用の基本方針を示し、県と市町村が優先的に取り組むテーマを挙げている。章の構成としては、文化財の保存活用を図るために講ずる措置、市町村及び文化財所有者等への支援、防犯・防災および災害発生時の対応、文化財の保存・活用の推進体制等である。



第 1 - 2 図 諸計画の関係

(2) 関係法令等

① 都市計画法

都市計画法に基づく都市計画区域内の市街化区域にあたる。用途地域として第一種低層住居専用地域であり、容積率 100%、建ぺい率 50%、高さ制限 10 m が定められている（第 1 - 3 図）。

② 生産緑地法

史跡内の一部は生産緑地地区に指定されており、建築物その他工作物の新築・改築又は増築、宅地の造成・土石の採取その他土地の形質の変更、水面の埋め立て又は干拓をおこなう際には市町村長の許可が必要となる。ただし公共施設等の設定若しくは管理に係る行為については制限はない。

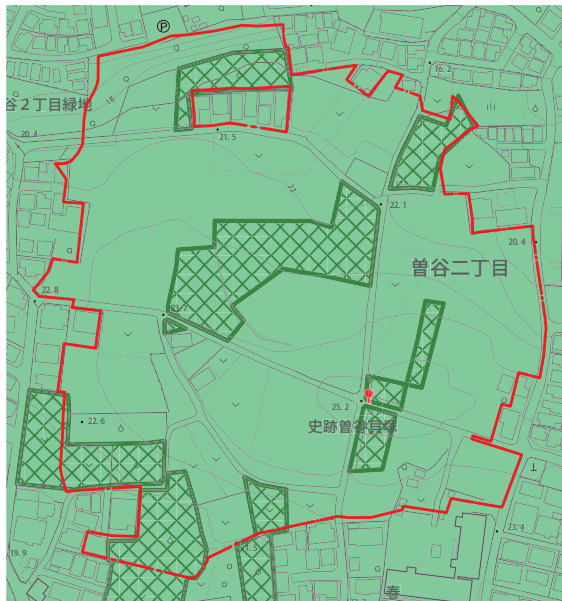
③ 建築基準法

建築基準法第 22 条指定区域に該当するため、建築物の屋根や外壁の防火に関して一定の措置が必要となる。

建築基準法第 56 条 2 により、日影の制限が定められている（規制日影制限：境界線から 5.0 ～ 10.0 m で 4 時間、境界線から 10.0 m 以上で 2.5 時間）。

④ 宅地造成及び特定盛土等規制法

宅地造成工事規制区域に該当するため、盛土等をおこなう場合は、あらかじめ許可又は届出が必要となる。



都市計画区域	
名称	市川都市計画区域
市街化・市街化調整区域	
種別	市街化区域
用途地域	
種類	第一種低層住居専用地域
容積率(%)	100
建ぺい率(%)	50
高さ制限(m)	10
高度地区	
種別	指定なし
地区計画区域	
名称	指定なし
建築基準法第22条指定区域	
名称	建築基準法第22条指定区域
景観計画区域	
名称	市川市景観計画区域
宅地造成工事規制区域	
名称	宅地造成工事規制区域
日影規制区域	
範囲5M～	4.0h
範囲10M～	2.5h
測定水平面	1.5m

- | | | |
|--------------|----------|--------|
| 第一種低層住居専用地域 | 容積率 | 高度利用地区 |
| 第二種低層住居専用地域 | 建ぺい率 | 風致地区 |
| 第一種中高層住居専用地域 | 防火地域 | 生産緑地地区 |
| 第二種中高層住居専用地域 | 準防火地域 | 都市高速鉄道 |
| 第一種住居地域 | 区域区分 | 地区計画区域 |
| 第二種住居地域 | 都市計画道路 | 建築協定区域 |
| 近隣商業地域 | 第一種高度地区 | 景観協定 |
| 商業地域 | 第二種高度地区 | 臨港地区 |
| 準工業地域 | 区画整理実施区域 | |
| 工業地域 | | |
| 工業専用地域 | | |

第1-3図 都市計画図 (S=1/4000)

第6節 計画期間

この計画は令和8（2026）年4月1日より発効し、史跡を適切に保存するための基本方針とする。

この計画では、史跡の保存・活用・整備などについて短期・中期・長期の計画を定め、計画の推進に努める。その際、国と県の指導と助言を受けつつ、所有者や市民のご意見とご理解などを得ながら実施する。

短期計画はおおむね4か年、その後の中期計画はおおむね5か年、長期計画はおおむね10か年を目安とするが、計画ごとに実施状況および点検などの経過観察をおこない、計画を見直すことで、将来にわたる継続した計画の実施・運用に努める。

第2章 市川市と史跡周辺の概要

はじめに

本章では、曾谷貝塚がある市川市域を中心として、曾谷貝塚を取り巻く自然的環境と歴史的環境および社会的環境について述べる。

曾谷貝塚を取り巻く自然的環境は、史跡の本質的価値を考えていくうえで欠かせない要素である。たとえば、曾谷貝塚から出土する貝は、海の貝を中心にしており、当時は海が現在よりも内陸に入り込んでいたことを示唆している。曾谷貝塚の盛衰を明らかにするためには、自然環境の変化などに応じた縄文時代のムラ（遺跡）の移り変わりを追いかけてはならない。

さらに、旧石器時代から現代までの広い視野から曾谷貝塚を問い直すことで、その歴史的な価値がより鮮明になるであろう。

社会的環境は、おもに現在の人口や産業や交通、あるいは他の文化財についてであるが、史跡を活用していく際のニーズやアクセスに応じた活用方法を模索していくうえで、これも欠くことのできない事項である。

第1節 自然的環境

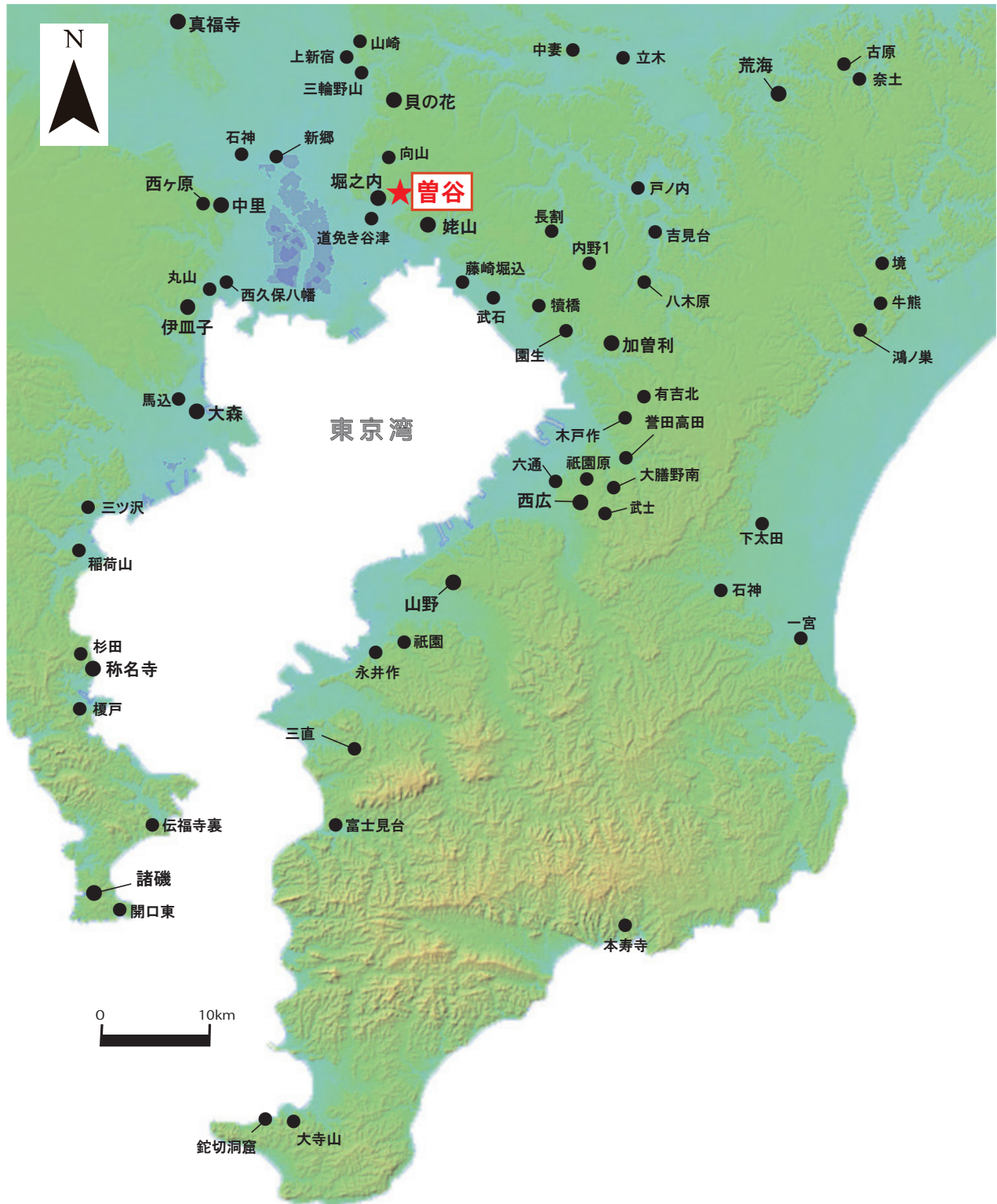
(1) 位置

曾谷貝塚が所在する市川市は、千葉県の北西部に位置する（第2-1図）。北側は松戸市、東側は船橋市と鎌ヶ谷市、南側は浦安市と東京湾最北部に接し、西側は江戸川を隔てて東京都の江戸川区、葛飾区と隣接している。都心から約20 kmの圏内にあり、文教・住宅都市として発展しており、都心部と県内各地を結ぶ広域交通が集中している。鉄道網では、JR、京成線、北総線、東西線、都営新宿線が発達し、幹線道路では、国道14号線、千葉道路、湾岸道路、外かん道などが通っている。

市川市中央部（市役所所在地）の地理的な位置（第2-3図◎印）は、北緯35度43分19秒・東経139度55分52秒である。



第2-1図 日本列島内市川市位置



第2-2図 曾谷貝塚を中心とした主要な縄文貝塚の分布

(2) 地形・地質・景観

① 現在の状況

市川市の地形は、市の中央部を東西に並行して走る JR 総武線・国道 14 号線（千葉街道）・京成線付近を境にして、特徴を異にする北部・中央部・南部という三つのエリアに分けることができる。

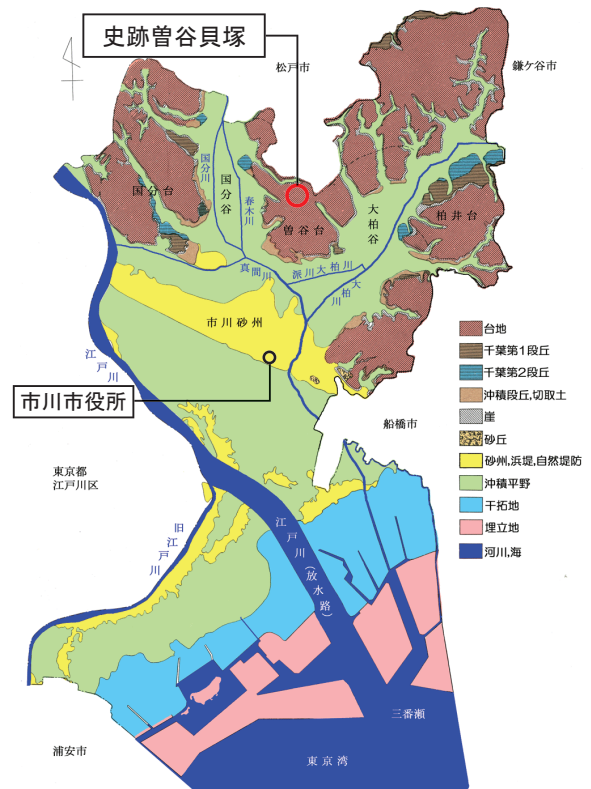
北部は、大きくみて、下総台地西南端部に発達した三つの舌状台地（国分台・曾谷台・柏井台）と、縄文時代の海進・海退後、沖積地となった低地部分からなる。曾谷貝塚は中央の台地上（曾谷台）に位置する。台地上はおおむね平坦で、地表下には、関東ローム層と呼ばれる富士山や箱根山などの噴火によって降下した火山灰が 7～12m ほどの厚さで堆積している。標高は 20～25m 前後である。三つの台地間の沖積低地は、国分谷・大柏谷と呼ばれる本谷（標高 2～4 m 前後）と、支谷（谷津地形）からなる。本谷に面した台地端には、一部に段丘が形成されている。市街地・住宅地などの開発が進展する以前の市域北部の景観を概観すると、台地上には雑木林・屋敷林や畑地、台地縁辺には斜面林、低地には水田が広がり、交通の要衝や耕地の近隣などに集落が発達していた。また、斜面林の裾には湧水が多くあった。

中央部は、かつて東京湾の沿岸流の影響下に形成された市川砂州とその周辺の低地部分（沖積地）からなる。低地の標高は 2 m 前後で、そこから 2～4 m ほど小高い砂州上には、千葉街道（国道 14 号線）が伸びている。街道沿いとその周辺は、早くから人々の活動の場となっていたが、近代以降には、京成線が砂州上北部に、JR 総武線が砂州南辺に沿う低地部分に敷設されて、市街地化が加速した。なお、砂州上には、クロマツの植生が顕著で、クロマツは「市の木」となっている。

南部は、自然堤防・浜堤などの微高地と低地（沖積地）からなる。自然堤防などの微高地には、行徳街道沿いを中心として早くから集落が発達し、低地には、かつては塩田、その後は水田・蓮田などが広がっていた。現在の南部は、鉄道・道路などの高速交通網が発達して市街地化し、東京湾に面した臨海部には、昭和 30 年代後半から昭和 50 年代にかけて造成された干拓地・埋立地が広がっている。

② 縄文時代の状況

縄文時代は、旧石器時代の寒冷期から徐々に温暖化が進行し、気候変動が顕著な時代であった。温暖化により縄文海進と呼ばれる海面の上昇がおこり、海域は今日沖積地となっている市川市北部の国分谷や大柏谷にまで広がっていた。縄文海進は、縄文時代前期にピークを迎えたのち海退に転じ、縄文時代中期以降、徐々に海岸線は後退していった。そのような変化は、地質の特徴や、地下に埋没していた自然貝層の年代測定によって明らかにされている。



第2-3図 市川市の地形
（『生物多様性いちはか戦略』より抜粋）

八幡三丁目付近の市川砂州において、開発にともなう掘削工事がおこなわれた際、砂州の構成主体である砂層の下位に上下2層の自然貝層が確認された。年代測定の結果、その場に生息していた姿を留めるマガキを含む下部貝層は、縄文時代早期後葉に縄文海進が進行する様子を示す貝層であり、その上部のバカガイやイボキサゴを中心とする貝層は、縄文時代中期に堆積した貝層であることが確認されている（領塚ほか2008）。

国分谷から台地に伸びる支谷に形成された^{どうめ やつ}道免き谷津遺跡の堆積土層を見てみると、下層から、シルト質層（縄文海進期）→シルト質木本質泥炭層（縄文海進から海退直後）→木本質泥炭層（縄文時代後期・晩期）→草本質泥炭層（古墳時代以降）→表土（近世以降）という順番で堆積している（千葉県教育振興財団 2013・2014）。

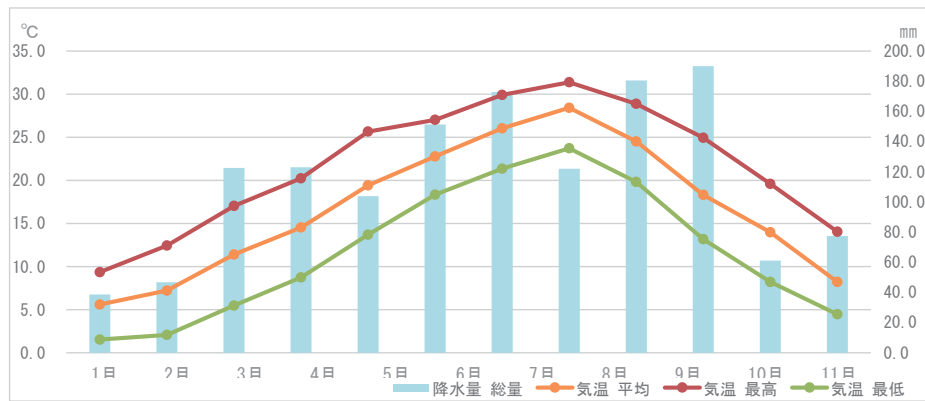
国分谷や大柏谷などの本谷（谷底低地）においても、大規模工事にともない掘削された国分川調節池や大柏川第一調節池などで自然貝層が確認され、その場に生息していた姿を留めるマガキやオオノガイの化石が確認されている。それら貝化石の年代測定により、国分谷の国分川調節池付近では縄文時代中期頃（領塚 2024）、大柏谷の大柏川第一調節池付近では縄文時代中期頃に、当該地域は湾奥部の干潟であったことが明らかにされている。なお、大柏川第一調節池では、その場に生息していた姿を留めるオオノガイを産出した砂層から縄文時代中期の土器片を再加工した土器片錘が出土している（吉田ほか2008）。

市城南部の低地（沖積地）は、縄文海進期に海底に土砂が堆積し、海退に転じたのちに陸地化した地域である。市川砂州の南方約0.5～1.2kmの3か所（平田四丁目・大和田一丁目・稲荷木一丁目）において、道路工事などの際、沖積地化以前の湾奥の干潟に生息するマガキを主体とする自然貝層が確認されている。これら3か所から産出したマガキの化石にはその場に生息していた姿を留めるものが含まれており、放射性炭素を用いた年代測定によって弥生時代中期から後期を中心とした年代が得られたことから、弥生時代には付近に干潟の環境が広がっていたことが明らかとなった（領塚ほか2022）。

考古学的調査と合わせて、低地の地中に埋もれている土層や貝類化石の年代測定の成果を総合すると、縄文時代の国分谷や大柏谷には、「古市川湾」と呼ばれる今日とは大きく異なる海辺の光景が広がっていたこと、そして縄文時代中期以降、海岸線が次第に後退し、徐々に南部に沖積地が広がっていったことがわかる。

（3）気 象

市川市域には高い山がなく、低地と台地の標高差は30 m以内におさまっているため、標高によって気温や天候が大きく変わることはない。市川市の過去5年間（令和元（2019）年～5（2023）年）の年平均気温は16.9℃で、令和5（2023）年の月別の最低平均気温は1月の5.6℃、最高平均気温は8月の29.4℃と、おおむねおだやかで温暖な気候であり、気候帯区分では暖温帯に位置する。5年間の平均降水量は約1,374mmで、雨は梅雨と秋の時期に多く、冬に少ない傾向となっている。



第2-4図 平均気温と降水量（令和元～5年度の平均値 市川市統計年鑑より）

（4）植 生

① 現在の状況

市川市が位置する暖温帯の自然植生としては、照葉樹と呼ばれるシイやカシを主体とする常緑広葉樹林が発達するが、現在は北部台地上に一部の斜面林や社寺林にわずかに残存するだけとなっている。縄文時代から人々が生活し、自然環境を巧みに利用してきた結果、現在の植生は、そのほとんどが、人々が手を加えることによって成立し維持されてきた雑木林、スギ・サワラなどの植林、竹林、耕地雑草群落などの二次的植生となっている。

樹林地は、大町や柏井町の一部で台地上の平坦面にも雑木林や植林、竹林などが見られるほかは、ほとんどが台地を縁取る斜面林である。国府台の里見公園から真間山にかけての斜面林を形成するスタジイを主体とした照葉樹林は、その北限の一部にあたるとして学術的にも貴重とされている。落葉広葉樹林は、クヌギ・コナラ・イヌシデなどで構成され、薪炭を得る雑木林として人により管理されてきた林と、アカマツ林が松枯れなどによって枯死して放置され、落葉広葉樹主体に移り変わった林からなっている。

低地の水田は急激に減少し、水田雑草群落も一部に残存するのみとなっている。休耕水田や内陸の水辺湿地環境では、ヨシの優占する湿生植物群落が見られる。ヨシの群落は、かつては江戸川沿いや東京湾沿岸の後背湿地でも広く見られたが、海岸の護岸建設や内陸部の開発などで減少している。

② 縄文時代の状況

有機物が残存しにくい台地上の遺跡出土品から縄文時代の植生を探る方法として、分解消滅を免れた炭化種実や炭化材を同定する方法と、縄文土器に残された植物圧痕を同定する方法（レプリカ法）がある。

曾谷貝塚から炭化したオニグルミが出土しているが、出土数は計4点と少ない。数量的なデータの確保が困難な炭化物に対し、より多くのデータ集積を期待できる調査法がレプリカ法である。土器をつくる際に素地の粘土にいろいろなものが混ざるが、そのなかに植物の種実がある。土器を焼くときに表面の種実は焼けて脱落するが、残されたくぼみ（圧痕）に歯科医が歯の型取りなどに使うシリコンを流して型取りし、レプリカを作成する。その表面の組織を電子顕微鏡で観察して、植物の種類を同定することにより、圧痕を残した植物が土器づくりの場の周囲にあったことを直接知ることができる。土器が作られた時期（土器型式）が明らかな場合、

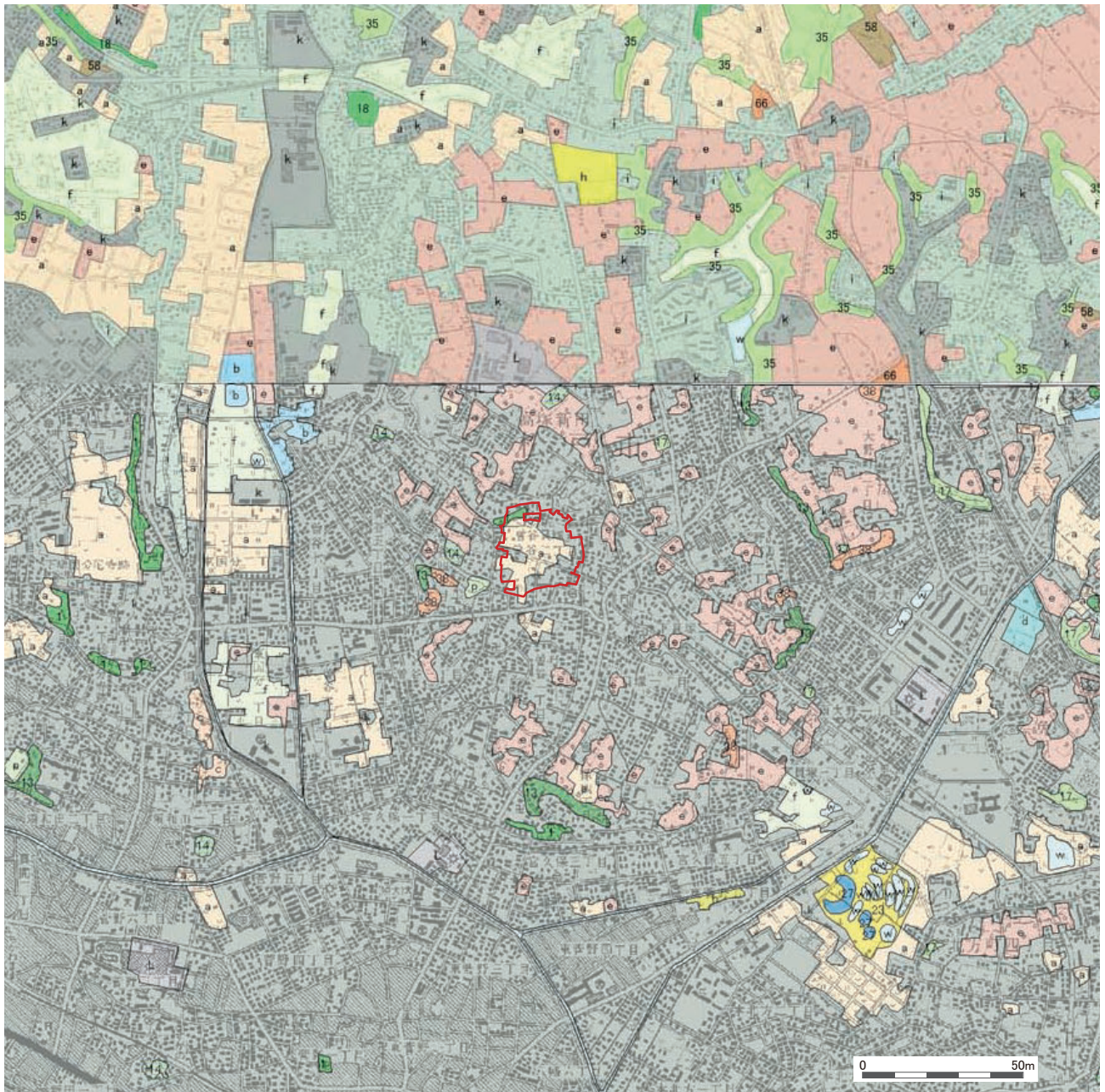
その植物が利用された時期も判別できる。曾谷貝塚および市川市域から出土した縄文土器の圧痕の同定によって、シソ属果実・マメ類・ミズキ果実の利用が明らかにされている（太田ほか 2024）。

過去の植生をさぐるもう一つの方法が、地下に埋没していた植物の化石（植物遺体と呼ばれる種子・果実、葉、幹・枝、花粉・胞子など）や痕跡の調査である。地下水位が高い国分谷や大柏谷といった低地の埋没環境では、分解速度が緩慢であることも合わせて植物遺体が遺存しやすく、遺跡が営まれた時代の土層中から植物遺体が多く出土し、それらの分析により当時の植生を知ることができる。

縄文時代前期の地層中には、落葉広葉樹のナラ類やクルミの花粉が圧倒的に多く含まれていた。種子・果実遺体もイヌシデ・コナラ・クリといった落葉広葉樹が主体で、現在では山地帯に多いヤマボウシやハクウンボクなどの樹木もあった。一方、常緑広葉樹は、カシ類の果実の破片が含まれているものの極めて少ない。なお、クリの花粉は、縄文時代前期以降の地層中からも多く検出されており、台地上にクリ林が広がっていたことが明らかにされている（百原 2016）。

曾谷貝塚の西方、国分谷の支谷内でみつかった道免き谷津遺跡（堀之内貝塚南側）では、縄文時代後期から晩期にかけて、海退後に谷底部が湿地になり、そこにハンノキ湿地林が広がっていたことが、花粉・果実とともに出土した大量の幹・枝の産出状態から明らかにされている。そして、ハンノキとともに出土した種子・果実遺体から、その湿地林にはヤチダモが混ざり、林床にはミゾソバやスゲ属が繁茂していた様子が復元されている。また、低地周辺の植生に関しては、ハンノキ以外の種子・果実遺体・幹・枝・花粉の様相から、コナラやクリ、イヌシデが優占する落葉広葉樹林であったことが推察されているほか、アサダやキハダ、イイギリ、イタヤカエデ、トチノキ、ハクウンボクといった現在の下総台地には見られないか稀な樹種の分布も明らかになっている。また、伐採跡地で他の樹木よりも速く成長して林をつくる「先駆樹種」と呼ばれるアカメガシワ・カラスザンショウ・ムクノキや、コウゾ・ニワトコ・ヤマグワといった低木、草本のヤブマオ類が多い一方、常緑広葉樹のスダジイやカシ類は少ないことが明らかにされている（百原 2016）。

以上のように、台地上から台地の縁辺に人間の活動と密接なかかわりを示すクリ林や落葉広葉樹があり、台地斜面裾にはハンノキの湿地林があったこと、加えて、国分谷西部の支谷に形成された道免き^{どうめ}谷津^{やつ}遺跡でトチノキの種実のあく抜き作業場とみられる木組み遺構が確認され（千葉県教育振興財団 2014）、縄文時代の集落を取り巻く多様な植生と植物資源利用の実態が明らかにされている。



凡例 [凡例色 植生図凡例番号, 統一凡例コード, 統一凡例名]

1, 271201, ヤブコウジースダジイ群集	32, 490000, 砂丘植生	b, 570400, 水田雑草群落
12, 400100, シイ・カシ二次林	34, 540100, スギ・ヒノキ・サワラ植林	d, 570500, 放棄水田雑草群落
13, 400101, ケヤキ・シラカシ群落	35, 540300, クロマツ植林	k, 580100, 市街地
14, 400104, シラカシ屋敷林	36, 541000, その他植林	i, 580101, 緑の多い住宅地
17, 410102, クヌギ・コナラ群集	38, 550000, 竹林	p, 580200, 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
22, 430400, アズマネザサ群落	h, 560100, ゴルフ場・芝地	L, 580300, 工場地帯
23, 450100, ススキ群団(VII)	f, 570100, 路傍・空地雑草群落	m, 580400, 造成地
27, 470400, ヨシクラス	c, 570101, 放棄畑雑草群落	w, 580600, 開放水域
28, 470502, オギ群集	e, 570200, 果樹園	r, 580700, 自然裸地
31, 480000, 塩沼地植生	a, 570300, 畑雑草群落	s, 580800, 残存・植栽樹群地

第2-5図 曾谷貝塚周辺の植生図 S=1/20000 (環境省自然環境局 HP より)

(5) 動物

① 現在の状況

市川市内では、哺乳類・鳥類・爬虫類・両生類・魚類・甲殻類・貝類・昆虫類などの動物が比較的良好に見られ、見かける頻度が高い種を第2-1表に示したが、その中には外来種（下線表示）も含まれている。哺乳類・鳥類・爬虫類・両生類は、自然が残る場所に生息する限定分布の種がある一方、市街地にも生息する広域分布の種がある。

哺乳類については、ヒト（人間）、ペット由来のイヌやネコを除き、中型ではタヌキと外来種のハクビシンがよく見られ、近年は外来種のアライグマが数を増やしている。ハクビシンは古い外来種、アライグマはペットの放逐に由来する。小型ではアブラコウモリやアズマモグラが比較的良好に見られる。近年では、数が少なく限定分布に属するが、在来種のアナグマが確認されている。鳥類は、数多くの種が確認されているが、陸鳥と水鳥が半々である。水鳥は、シギ・チドリの仲間やカモの仲間が多く、東京湾に面した行徳地区は、日本有数の水鳥の生息地として知られている。爬虫類は、アオダイショウ・シマヘビ・ジムグリ・ヤマカガシ・ヒバカリ・シロマダラなどのヘビの仲間、ヒガシニホントカゲ・ニホンカナヘビ・ニホンヤモリなどのトカゲの仲間、クサガメ・ニホンイシガメ・ミシシippアカミミガメ・ニホンスッポンなどカメの仲間が確認されている。このうちカメの仲間は、クサガメとミシシippアカミミガメは外来種、ニホンイシガメはペットの放逐に由来し、昔からの個体群は存在しない。両生類は、アズマヒキガエル・ニホンアマガエル・ニホンアカガエル・トウキョウダルマガエル・ウシガエル・ヌマガエルが確認されている。魚類・甲殻類・貝類は、生息域の水域の環境で種類や組成が大きく異なることから、ここでは便宜的に内陸水系・江戸川水系、東京湾の三地域に区分して第2-1表に示した。ゲンゴロウブナやワタカは、国内移入種である。貝類には、水域だけでなく陸域に生息する小型のキセルガイの仲間やミスジマイマイなども含まれる。かつては、ムラサキガイが外来種として知られていたが、近年では外来種のホンビノスガイが大繁殖し、三番瀬を代表する水産物の一つとして食用に供されている。甲殻類は、エビやカニの仲間であり、やはり生息域によって組成が異なる。鳥類には、さまざまな経緯による国内移入種や外来種も含まれている。昆虫類は、哺乳類・鳥類・爬虫類・両生類などと同様、自然度が高い場所に生息する限定分布の種がある一方、市街地にも生息する広域分布の種がある。その数は約2700種にも及んでいるが、よく見られるのは、トンボ・バッタ・カマキリ・カメムシ・チョウ・ガ・ハチなどの仲間である。

② 縄文時代の状況

市川市内では、埋蔵文化財の発掘調査にともなって、縄文時代に生息していた動物に関するデータも得られており、遺跡形成時の古環境に言及することも可能になってきた。ここでは、曾谷貝塚から出土した主要な動物のうち、人間が飼育したり、食用に供していた動物を取り上げるが、あくまで自然界に生息する動物のうち、人為的に選択された動物であることを予め断っておく。

哺乳類は、ヒト（人間）と狩猟犬のイヌを除くと、イノシシやニホンジカが中心であり、ニホンザル・タヌキ・ノウサギ・アナグマなども僅かに出土しているが、ニホンザルやアナグマは既に姿を消している。鳥類は、カモやキジの仲間が目立つ。両生類はカエルの仲間、爬虫類はウミガメやヘビの仲間が僅かに出土している。魚類は、ウナギ・ニシン・マダイ・アジ・カ

レイ・スズキ・エイ・サメ・コイ・カタクチイワシ・ニシキギンポ・マダイ・クロダイ・ブリ・ボラ・キス・ハゼ・コチ・サバ・サヨリ・フグの仲間などが出土している。甲殻類は、確認されていない。貝類は、干潟に生息するハマグリ・イボキサゴ・マガキ・アサリ・マテガイ・シオフキ・イボウミニナ・オキシジミ・ハイガイ・スガイなどが出土しているが、ハマグリ・イボキサゴ・スガイはほとんど姿を消している。貝類や魚類は、生息環境が異なるものが混在しており、生業活動が広範囲に及んでいたことを示している。

第2-1表 市川市内で見られる動物

分 類	分 布	見かける頻度が高いもの
哺乳類	広域分布	タヌキ、 <u>ハクビシン</u> 、 <u>アライグマ</u> 、 <u>アズマモグラ</u> 、 <u>アブラコウモリ</u> 、 <u>家ネズミ</u> の仲間
	限定分布	ニホンノウサギ、イタチ、野ネズミの仲間
鳥 類	広域分布	キジバト、オナガ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、シジュウカラ、ヒヨドリ、メジロ、ムクドリ、スズメ、 <u>ハクセキレイ</u>
	限定分布	タカの仲間、フクロウの仲間、ツグミの仲間、シギ・チドリの仲間、カモの仲間、サギの仲間
爬虫類	広域分布	トカゲの仲間（ニホンカナヘビ、ヒガシニホントカゲ、ニホンヤモリ）、カメの仲間（ <u>クサガメ</u> 、 <u>ミシシippアカミミガメ</u> 、ニホンイシガメ）
	限定分布	ヘビの仲間（シマヘビ、ヤマカガシ、ヒバカリなど）
両生類	広域分布	<u>アズマヒキガエル</u> 、 <u>ウシガエル</u>
	限定分布	ニホンアカガエル、ニホンアマガエル
魚 類	内陸水系	コイ、ゲンゴロウブナ、ギンブナ、モツゴ、ボラ（幼魚）、 <u>カダヤシ</u>
	江戸川水系	コイ・フナの仲間、ニゴイ、アユ（幼魚）、ボラ、ワタカ、 <u>ハクレン</u> 、 <u>カムルチー</u> 、 <u>ナマズ</u> の仲間
	東京湾	アカエイ、サッパ、コノシロ、マハゼ、トビハゼ、ボラ、スズキ、コトヒキ、シマイサキ、トサカギンポ、カレイの仲間
甲殻類	内陸水系	ヌカエビ、サワガニ、カワリヌマエビの仲間
	江戸川水系	テナガエビ、スジエビ、モクズガニ、クロベンケイガニ
	東京湾	ユビナガスジエビ、シラタエビ、アナジャコ、ヤマトオサガニ、チゴガニ、コメツキガニ、アシハラガニ、ベンケイガニの仲間、ケフサイソガニの仲間、ワタリガニの仲間、ユビナガホンヤドカリ
貝 類	陸産	キセルガイの仲間、ミスジマイマイ
	内陸水系	カワニナ、マシジミ、モノアラガイ、サカマキガイ
	江戸川水系	ヤマトシジミ、カラスガイの仲間
	東京湾	アサリ、 <u>ホンビノス</u> 、オキシジミ、シオフキ、オオノガイ、ソトオリガイ、マガキ、ハナグモリ、マテガイ、ホトトギスガイ、 <u>コウロエンカワヒバリガイ</u> 、 <u>ムラサキイガイ</u> 、タマキビ、アラムシロ、ホソウミニナ、イボニシ、アカニシ、イボキサゴ、ツメタガイ
昆 虫	広域分布	シロチョウ・アゲハチョウ・シジミチョウの仲間、花バチの仲間、バッタの仲間、セミ・カメムシの仲間、小型甲虫、シオカラトンボ、ギンヤンマ
	限定分布	ゼフィルス（？）の仲間、ヤマユガの仲間、狩バチの仲間、キリギリスの仲間、大型甲虫、ヤンマ・サナエトンボ・イトトンボの仲間

第2節 歴史的環境

原始・古代における貝塚や集落跡などの遺跡の多くが台地や段丘上で発見されているため、市川市内の遺跡は、市域の北側に集中している。近年では、東京外かく環状道路の建設にともなう発掘調査により市川砂州や市域北側の低地においても遺跡が発見され、新たな知見が得られている。

(1) 旧石器時代

市川市域に人々が住み始めたのは約 25,000 年前の旧石器時代からであり、土器が使用される前の時代であることから、先土器時代とも呼ばれている。旧石器時代の遺跡としては、市川市の北部に位置する丸山遺跡^{まるやま}や権現原遺跡^{ごんげんばら}、新山遺跡^{にいやま}、今島田遺跡^{いましまだ}などが知られており、関東ローム層の最上部である立川ローム層よりナイフ形石器（槍先に狩猟具あるいは物を切るための道具）^{せんとうき}・尖頭器（槍先につける狩猟具）^{さいせきじんかく}・細石刃核（小さく細長い細石刃を剥ぎ取った残りの石）などが発見されている。

(2) 縄文時代

縄文時代の遺跡は市内で数多く確認されている。東京湾に面していることによって、特に貝塚が集中した地域であることが知られ、市内の縄文時代の遺跡はでは早期から晩期（第■2-3 表の編年表参照）までで 120 か所以上に及んでいる。国の史跡として指定されている曾谷貝塚^{ほりのうち}、堀之内貝塚^{うばやま}と姥山貝塚^{ごんげんばら}の 3 つの史跡は、縄文時代後期に同時に併存していたことが分かっており、それぞれが曾谷台^{むかいだい}、国分台^{しもかいづか}、柏井台^{こうづか}に位置している。遺跡の分布は、市内西側から国分台では権現原遺跡^{みのわだい}、曾谷台では向台遺跡や下貝塚遺跡、庚塚遺跡、柏井台では美濃輪台遺跡や今島田遺跡などが確認されている。

曾谷貝塚は曾谷台の西側に立地しているが、国分川をはさんで国分台の対岸に位置している。縄文時代後期を中心に形成された東西約 210 m、南北約 240 m の馬蹄形貝塚^{ばていけい}としては国内最大規模の貝塚である（千葉市の加曽利貝塚は、中央窪地型馬蹄形貝塚がペアになった形状で国内最大である）。

堀之内貝塚は下総国分寺跡のある台地の北側の谷津を挟んだ向い側の台地に位置しており、後・晩期に形成された東西約 225 m、南北約 120 m の馬蹄形貝塚である。

国分台北側では、上台遺跡^{かみだい}や中台遺跡^{なかだい}などで縄文時代前期の竪穴建物や貝層などが確認され、堀之内貝塚から東南におよそ 1 km の谷津に位置する道免谷津遺跡^{どうめきやづ}で後・晩期の木組遺構（長方形の木枠を中心に木材を組み合わせて作られた水を溜める施設）や木製品などが、同じく国分台北東の低地に立地する雷下遺跡^{かみなりした}で早期の貝層や木製品、国内最古の丸木舟などが確認されている。

曾谷貝塚や堀之内貝塚は、出土した土器が曾谷式土器や堀之内式土器として命名され、年代を示す単位として設定されるなど、標式遺跡として知られている。堀之内式土器は縄文時代後

第2-2表 簡易年表

旧石器時代	縄文時代						弥生時代	古墳時代	奈良時代	平安時代	鎌倉時代	室町時代	戦国時代	江戸時代	明治・大正	昭和・平成・令和
	草創期	早期	前期	中期	後期	晩期										
約 16,000 年前	約 11,500 年前	約 7,000 年前	約 5,500 年前	約 4,500 年前	約 3,300 年前	約 2,500 年前	200 年頃	710 年	794 年	1185 年	1333 年	1467 年	1603 年	1689 年	1926 年	

期前半、曾谷式土器は後期後半の時代を示すものである。

姥山貝塚はこれまでの発掘で竪穴建物跡が30軒以上、人骨が140体以上発見され、特にA地点の発掘では日本で初めて完全な形での竪穴建物跡が発見されたことで有名となった。またD地点から出土した炭化材について、日本で初めて放射性炭素による年代測定をおこなったことでも知られ、測定の結果、約4,500年前という年代であることがわかった。

市川市域とその周辺は、^{しもふさ だいち せいぶ}下総台地西部^{ぶんすいかい}分水界と重複する陸上の移動ルートと武蔵野台地北東部を結ぶ海上の移動ルートがリンクする交通の要衝であり、その一角を占める曾谷貝塚、堀之内貝塚、姥山貝塚からは人や物の移動を物語る各種の遺物が出土している。他地域に分布の中心がある異系統の縄文土器をはじめ、原産地が推定できる黒曜石製やその他の石器、南方や外洋に生息域があるオオツタノハ製やベンケイガイ製の貝輪などの分布から、人や物の移動を具体的に復元することが可能である。

(3) 弥生時代

弥生時代は日本列島に本格的な稲作が伝わり、地域ごとにまとまりができるとともに、リーダーが現れた。それはやがてクニの誕生につながっていった。関東地方に本格的な稲作が伝わるのは弥生時代前期末～中期にかけてであり、市川市内で確認されるのは、弥生時代中期以降の遺跡である。遺跡の数は縄文時代の遺跡にくらべて減少し、^{こうのだい}国府台遺跡や^{すわだ きどぐち}須和田遺跡、^{うしろばた}木戸口遺跡、^{にいざか}後畑遺跡、^{すぎのきだい}新坂B遺跡、杉ノ木台遺跡などが知られているが、それらの立地は台地の先端や谷津に面した縁辺付近など、ある程度限られた範囲となる。

曾谷貝塚のある曾谷台周辺の遺跡としては、木戸口遺跡や後畑遺跡があげられる。木戸口遺跡は昭和54(1979)年に遺跡に認定され、弥生時代の遺構としては第一地点で竪穴建物

第2-3表 縄文時代土器型式編年表

時期区分		土器型式	放射性炭素による年代
草創期		(隆線文系)	約13,000年前 (約16,000年前)
		(爪形文系)	
		(多縄紋系)	
早期	前葉	井草Ⅰ	約9,500年前 (約11,500年前)
		井草Ⅱ・大丸	
		夏島	
		稻荷台	
		稻荷原・花輪台Ⅰ	
		大浦山・東山・花輪台Ⅱ	
	中葉	平坂	
		三戸	
		田戸下層	
	後葉	田戸上層	
		子母口	
		野島	
		鵜ガ島台	
		茅山下層	
	末葉	茅山上層	
		(+++)	
		打越(古)	
		打越(新)	
		神之木台	
		下吉井	
前期	初頭	花積下層	約6,000年前 (約7,000年前)
	前葉	二ツ木	
		関山Ⅰ	
		関山Ⅱ	
	中葉	黒浜	
		諸磯a・浮島Ⅰa	
		諸磯b(古)・浮島Ⅰb	
		諸磯b(中)・浮島Ⅱ	
		諸磯b(新)・浮島Ⅲ・興津Ⅰ	
	後葉	諸磯c・興津Ⅱ	
		十三菩提	
	末葉	十三菩提	
中期	初頭	五領ヶ台Ⅰ	約5,000年前 (約5,500年前)
	中葉	五領ヶ台Ⅱ・阿玉台Ⅰa	
		勝坂Ⅰ・阿玉台Ⅰb	
		勝坂Ⅱ・阿玉台Ⅱ(古)	
		勝坂Ⅲ・阿玉台Ⅱ(新)	
		勝坂Ⅳ・阿玉台Ⅲ	
		勝坂Ⅴ・(中峠)・阿玉台Ⅳ	
	後葉	加曾利Ⅰ(中峠)	
		加曾利Ⅱ	
		加曾利Ⅲ	
	末葉	加曾利Ⅳ	
後期	初頭	称名寺Ⅰ・加曾利Ⅴ	約4,000年前 (約4,500年前)
	前葉	称名寺Ⅱ・加曾利Ⅴ	
		堀之内1	
		堀之内2	
	中葉	加曾利B1	
		加曾利B2	
		加曾利B3	
	後葉	高井東・曾谷	
		安行1	
		安行2	
晚期	前葉	安行3a	約3,000年前 (約3,200年前)
		安行3b・姥山Ⅱ	
	中葉	安行3c・前浦Ⅰ	
		安行3d・前浦Ⅱ	
	末葉	千網 荒海	約2,400年前 (約2,400年前)

3軒が発掘され、土器や貝が出土した。

弥生土器はほとんどが須和田式と呼ばれるものである。後畑遺跡は、木戸口遺跡の道路をはさんだ東側に広がり、弥生時代の竪穴建物跡が2軒見つか、須和田式土器（昭和初期の杉原莊介氏らの調査で南関東地方最初の弥生式土器として設定されたが、その後の出土資料の検討により型式内容の見直しが行われ現在はあまり使用されなくなった）が出土している。これらの遺跡の年代は弥生時代中期半ばの紀元前2世紀中頃で、市川市域の初期の稲作集落と考えられる。

(4) 古墳時代

古墳時代はヤマト王権による影響が各地に及び、在地首長の墓である古墳が権威の象徴として築造された時代であるが、終末期（7世紀）は天皇を中心とした中央集権国家体制の整備が進められた時期で、律令国家への移行期でもある。

市川市内で古墳が造られるのは古墳時代後期（5世紀末）からで、現在の江戸川を臨む国府台の南端から西側の台地縁辺に立地し、国府台古墳群と呼ばれている。墳丘が現存するのは、前方後円墳である法皇塚古墳や明戸古墳、弘法寺古墳であるが、周辺の調査では墳丘が失われた古墳の周溝や埴輪の出土が多数確認されている。法皇塚古墳は6世紀中頃の築造と考えられている現存長54.5mの市内最大の古墳で、現在の埼玉県にある生田塚埴輪窯から持ち込まれた埴輪や太刀や装飾品などの豊富な副葬品が出土しており、江戸川流域をおさめた首長の墓と考えられている。明戸古墳は推定墳丘長約40mで、6世紀後半の築造と考えられている。墳丘上には2基の箱式石棺が露出しており、その様相は『江戸名所図会』にも描かれている。

次に集落跡に目を通していくと、古墳時代前期の集落跡は国府台遺跡や須和田遺跡、北下遺跡、東山王東遺跡、広台遺跡、殿台遺跡、新川上B遺跡などで確認されている。

中期の集落跡は一転して減少し、須和田遺跡や国分平川遺跡など数える程度となるが、後期から終末期（飛鳥時代）には再び集落が増加していく状況が認められている。後期から終末期の集落跡は国府台の国府台遺跡や須和田遺跡、曾谷台の曾谷南遺跡や山ノ後遺跡、中山台の大宮越遺跡など特に台地上の南側に多く営まれ、徐々に拡大していく様子が発掘調査の成果からわかっている。

(5) 奈良・平安時代

平城京を都とした奈良時代から平安京を都とした平安時代にかけて、日本では中国の支配体制を参考として律令により国を治める体制が整備され、地方は国・郡・里に分けられた。また、仏教による国家体制の維持がはかられ、国ごとに国分寺・国分尼寺が建てられるなど、仏教が広まった時期でもあった。

7世紀末には、太日川（現在の江戸川）と東京湾を介した水上交通路と陸上交通路が交わる関東地方有数の重要な場所であった国府台に、下総国の国府が設置された。当初、都から地方に至る駅路は、相模国から上総国に海を渡り陸路で下総国に至るルートであったが、宝亀2（771）年に武蔵国が東山道から東海道に移管されたことにより、相模国から陸路で武蔵国を通り下総国に、そして下総国から常陸国と上総国に至るルートに変わった。こうした交通体系の変化もあって、下総国府を介した人の往来はより活発となり、多くの人や物が行き交うことになった。

国府の中核である国衙（日本の律令制において、国司が地方政務を行った役所がおかれた区画）は、国府台遺跡の南側、旧六所神社が所在した現在のスポーツセンター付近に造営されたと推測さ

れるものの、国庁や国衙、^{こくしのたち}国司館などの具体的な様相については明らかとなっていない。同時に、国府所在郡である葛飾郡の^{ぐうけ}郡家（日本の律令制において、郡司が地方政務を行った役所）も国府台の弘法寺周辺に比定され、建物の基壇の一部や区画施設が確認されているが、郡庁や正倉などの発見には至っていない。

聖武天皇による天平 13（741）年の「国分寺建立の詔」により、国府台の谷津をはさんで東側の台地に国分寺・国分尼寺が建立された。詔にはその立地について「好いところを選べ」とある。

曾谷台では、東山王東遺跡、曾谷南遺跡（第 75-2 地点）、高德保遺跡において、弥生時代末～古墳時代前期の竪穴建物跡がみつまっているが、竪穴建物跡などの遺構数が増大するのは、古墳時代後期以降、奈良・平安時代（6 世紀後半～9 世紀中葉頃）にかけての時期である。9 世紀中葉の「厨寺」「厨」墨書土師器杯（曾谷南遺跡）や、「軍」刻書土師器皿（曾谷遺跡第 14 地点）、銅製帯金具（巡方、丸軀）（曾谷遺跡第 52 地点）など、下総国府との関わりを示唆する遺物が出土しており、曾谷遺跡第 14 地点の東方（第 39・55 地点）では、奈良・平安時代の掘立柱建物 7 軒が確認されている。曾谷台の集落遺跡は、9 世紀後葉以降遺構数が減少し、11 世紀代には確認できなくなる。

（6）鎌倉～江戸時代

平安時代後半以降になると律令による国家体制が衰退し、武家が台頭する新たな時代を迎える。

律令国家の衰退にともなう変容は下総国分寺跡や国府城内の遺跡でも見られ、古代末から中世にかけての遺構の分布がある程度まとまっている状況は、新しい町がつけられていることを示しており、古代国府から中世府中への移り変わりが推測される。府中には行政機能が維持され、下総国の中心地域として、さらには下総に大きな影響力をもった千葉氏の拠点の一つとしても重要視された。

市内の中世以降の遺跡については不明な部分が多いが、国府台遺跡の南側や下総国分寺跡周辺、^{うしろどおり}後通遺跡などでその痕跡を見ることができ、さらに国府台城跡や曾谷城跡、大野城跡などの城館跡が残されている。中山の法華経寺、国府台の弘法寺など、鎌倉時代から現在まで法灯が継承されている寺院も存在し、現在の町並みに受け継がれている。

室町時代にはさらに現代に繋がる村や町が形成されたと考えられ、地名として現在も残る村・町の名前が散見される。古代から続く下総国の行政的な拠点から、宿や寺社、城館を中核として集落が営まれた。

江戸時代には、北部では、台地上の畑と谷の水田を耕作する純農村として集落が広がり、水田を望む傾斜面には屋敷も見られ、江戸近郊の農村地域としての性格を帯びてくるようになり、現在の市川市の形成に繋がることになる。

また大規模な河川改修によって利根川の流路が東方に移り、江戸川がその支流となった結果、市川市域は東北・北関東と江戸を結ぶ交通の要衝となった。市川と小岩の間にあった「市川の渡し」が定船場となると、間もなく関所が整備された。行徳で生産された塩を直接江戸へは運ぶための水路が開削され、本行徳村を河岸とした定期船が往来し、行徳が江戸への入口として栄えることとなった。

この時期の下総国分寺跡周辺の様相については『^{なりたさんけいき}成田参詣記』や『江戸名所図会』などでう

かがうことができる。

曾谷台では、鎌倉時代以降の地下式坑が曾谷遺跡第 28 地点でみつまっているほか、鎌倉時代から江戸時代にかけての時期の遺構が曾谷南遺跡で確認されている。これらの遺構については、曾谷遺跡と曾谷南遺跡の中間地点にあって、13 世紀後半建立と伝わる安国寺（安国寺境内遺跡）との関連が推測されている。安国寺は、日蓮の有力な後援者のひとり曾谷教信開基と伝わる寺で、明治時代初期にまとめられた『千葉県寺院明細帳 下総国東葛飾郡』に、曾谷村所在の寺として、近隣の蓮正寺（開闢年不詳）とともに法華経寺末寺として登載されている。安国寺には、^{いたび}板碑と呼ばれる石造物（板状の供養塔）が断片を含め 26 点伝わっており、26 点中もっとも古い年紀「元応元（1319）年」をもつ板碑には阿弥陀仏をあらわす梵字が、14 世紀後半～15 世紀の年紀をもつ多くの板碑には題目が本尊として彫られている。安国寺の西方につらなる台地上、国分谷により近いところには、曾谷城跡がある。二重の土塁と空堀が確認されており、土塁が L 字形に曲がっていることから、方形に区画された館跡と推測されているが、大部分が削平あるいは崩落していて全容はわからない。曾谷氏との関連が指摘されているものの、築城の時期は不明である。

曾谷という地名は、14 世紀前半には郷名として史料上で確認される（「八幡荘 曾谷郷」 元亨 3（1323）年 弘法寺文書、「八幡荘 曾谷郷 秋山村」 元徳 3（1331）年 中山法華経寺文書）。寺領が寄進されていくなかで現れた中世の郷・村の多くについて、その地名が近世の村や近現代の地名に継承されていくことが知られているが、そのような事例のひとつとして、曾谷という地名も位置づけられる。

天正 18（1590）年、関東地方を支配していた小田原北条氏が豊臣秀吉によって滅ぼされ、その領地は、秀吉の命令により国替えとなった徳川家康の領地となった。市川市域の村々は、家康が本拠とした江戸城とその城下町に近いため、大部分が徳川氏直轄領（幕領・御料所・天領）になり、残りは家臣団のなかでも小身の旗本の知行地および寺社領となったが、中世の支配単位であった荘園や郷は、効率よく年貢・諸役を取りたてることができるよう、郷のなかの小共同体を単位として再編され、検地が行われた。中世の曾谷郷も、曾谷村と秋山村（現・松戸市）等に分割された。公法的な近世の村として成立した曾谷村は、元禄期（1688～1704 年）以前には家康の右筆であった神尾保重や家康の側近に連なる本多正貫という領主のもとにあったが、元禄期以降、徳川氏直轄領となった。

曾谷村に関する江戸時代の史料として『曾谷村御用留^{ごようどめ}』がある。「御用留」とは、幕領を実際に支配する代官などからの支配に関する文書（御触^{ふれ}・達等^{たつし}）や、近隣の村々相互の連絡書などを村役人が書きとめた控えの簿冊で、市川歴史博物館が所蔵する『曾谷村御用留』では、寛政 7（1795）年のものが最も古く、以後、欠落年は多々あるが幕末期の慶応 4（1868）年までの比較的まとまった史料が確認されている。鷹場（将軍の鷹狩り、葛西筋小金領御拳場^{こがしば}）に関わる諸負担や、牧（幕府直轄の馬の放牧地における野馬捕り・普請）・助郷役（近隣の松戸宿への人馬の提供）に関わる様々な負担が曾谷村の人々に課されていたこと等が記されており、江戸近郊の農村地域における支配と負担の様子を知ることができる。

文書以外では、弘化 3（1845）年に作成された「曾谷村絵図」がある。この絵図は南・西・北の村境とともに、曾谷台の西方、国分谷に展開する田場（水田地帯）と用水を主体として描かれた絵図である。絵図の東辺部分には、谷津や溜井（湧水）をとりまく形で崖（曾谷台の西辺）が描かれていて、水田地帯から台地上に続く道のほかに、山林・荒地、建物・屋敷地が書き込

まれている。寺の具体的な名は記されていないが、切妻屋根で描かれた屋敷と区別される入母屋屋根の2軒が安国寺と蓮正寺に該当すると推定されており、絵図の範囲について、蓮正寺から安国寺を経て北へ続く道を東限としていることがわかる。したがって、ちょうど曾谷貝塚の範囲から東方は絵図に描かれておらず、春日神社や周囲の集落、弁天池に関する情報は得られない。東の村境の街道も描かれていない。

曾谷貝塚のすぐ南にある春日神社は、寛文11（1671）年・宝暦13（1763）年・明和6（1769）年・文政8（1825）年の社殿改築改修等の記録を残す社で、元禄時代（1688～1704年）の検地の記録に記載がある。なお、現在の社殿は昭和60（1985）年に改修されている。

（7）明治～昭和時代

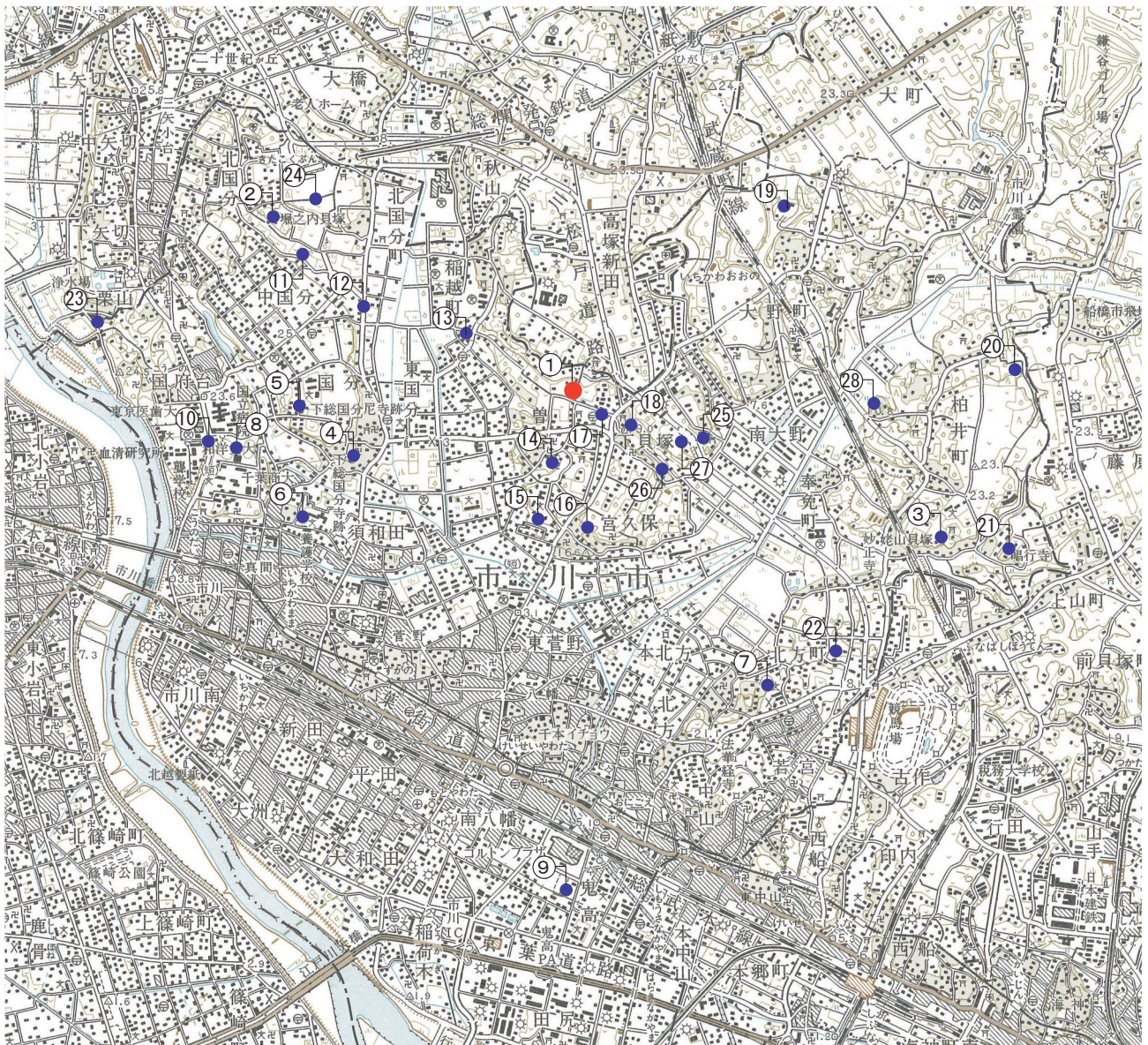
近代に入っても、明治初期の市内のほとんどは農村地帯であり、「市川の渡し」付近にまとまった集落があり、千葉街道沿いに家が点在するほかは水田や梨畑などが連なるといった様相であった。一方、行徳は東京への汽船便がここを経由していたことから現市域内でもっとも繁栄した。

明治18（1885）年に、軍隊（陸軍教導団）が国府台の地におかれると市街化が進み、明治27（1894）年に総武鉄道が開通し、明治38（1905）年には江戸川橋が架橋され、都市としての基盤も徐々に整っていった。

大正3（1914）年に、京成電気軌道（現在の京成本線）が江戸川駅から市川新田駅（現在の市川真間駅）間が開通したことにもともない、本格的な都市化がはじまることとなった。

大正12（1923）年の関東大震災による人の流入と、昭和8（1933）年の総武線の両国駅～市川駅間の電化の影響もあり市川市の人口が増加し、昭和20（1945）年頃、東京などで空襲により家を失った人々が流入することで、急激に人口が増えるとともに、農地が縮小、消滅して、住宅地が拡大することとなった。

1960年代以降、経済の成長にともない、一層の人口増加が起こるとともに、商工業などの発展に影響を与えた。



- 国指定史跡** ①曾谷貝塚〈26〉 ②堀之内貝塚〈22〉 ③姥山貝塚〈23〉 ④下総国分寺跡 附北下瓦窯跡〈24〉 ⑤下総国分尼寺跡〈25〉
県指定・市指定史跡 ⑥須和田遺跡〈27〉
市指定史跡 ⑦美濃輪台遺跡B地点〈28〉 ⑧下総総社跡〈29〉 ⑨鬼高遺跡〈30〉

(注) 史跡①～⑨の遺跡名の後〈 〉内数字は、23頁掲載第■表の番号および25頁第■図中の桃色丸囲み番号に対応

- ⑩国府台遺跡 ⑪道免き谷津遺跡 ⑫雷下遺跡 ⑬東山王遺跡・イゴ塚遺跡 ⑭向台遺跡 ⑮曾谷南遺跡 ⑯山ノ後遺跡 ⑰庚塚遺跡
 ⑱下貝塚遺跡 ⑲下台遺跡 ⑳株木B遺跡 ㉑今島田遺跡 ㉒東新山遺跡 ㉓丸山遺跡 ㉔権現原遺跡 ㉕後畑遺跡 ㉖新坂B遺跡
 ㉗木戸口遺跡 ㉘杉ノ木台遺跡

第2-6図 市川市域の主要遺跡位置図 (S=1/50,000)

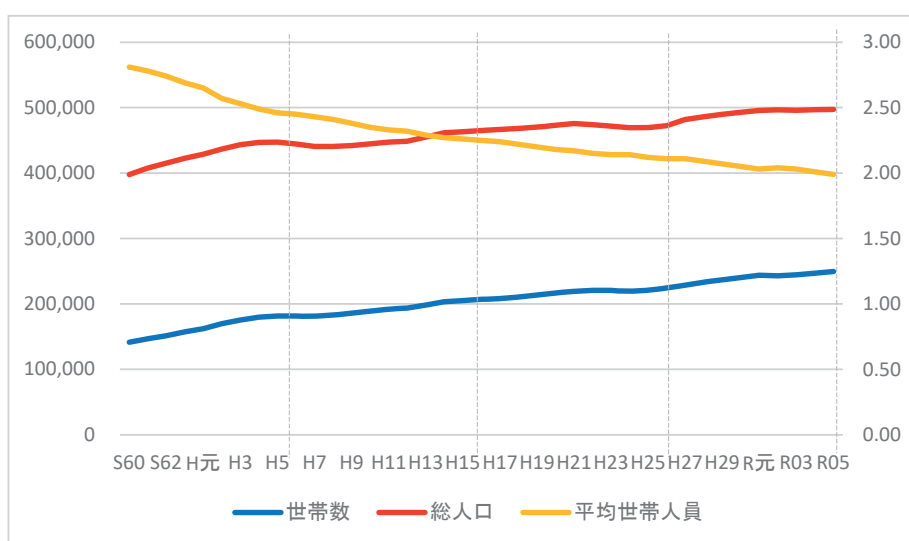
第3節 社会的環境

(1) 人 口

本市は都心に近く通勤、通学の便がよいことなどから、東京のベッドタウンとして発展してきたこともあり、昭和30年代後半から人口は急増した。その後は少子化や世帯構成人数の減少、景気低迷にともない増加傾向は鈍化し、平成22（2010）年7月をピークに人口は減少している。

しかし、近年は、市川駅及び本八幡駅周辺に高層マンションが増加したことなどもあり、平成30（2018）年3月以降再び増加に転じた。令和3（2021）年が微減となったが、令和5（2023）年まで微増傾向が続いている。

本市の令和6（2024）年12月31日現在の人口は494,720人である。市内中央を流れる江戸川より北の地域の人口は326,849人、曾谷貝塚のある曾谷地区の人口は15,106人、東側に隣接する下貝塚地区の人口は4,906人、南側に隣接する宮久保地区の人口は12,398人となっている。

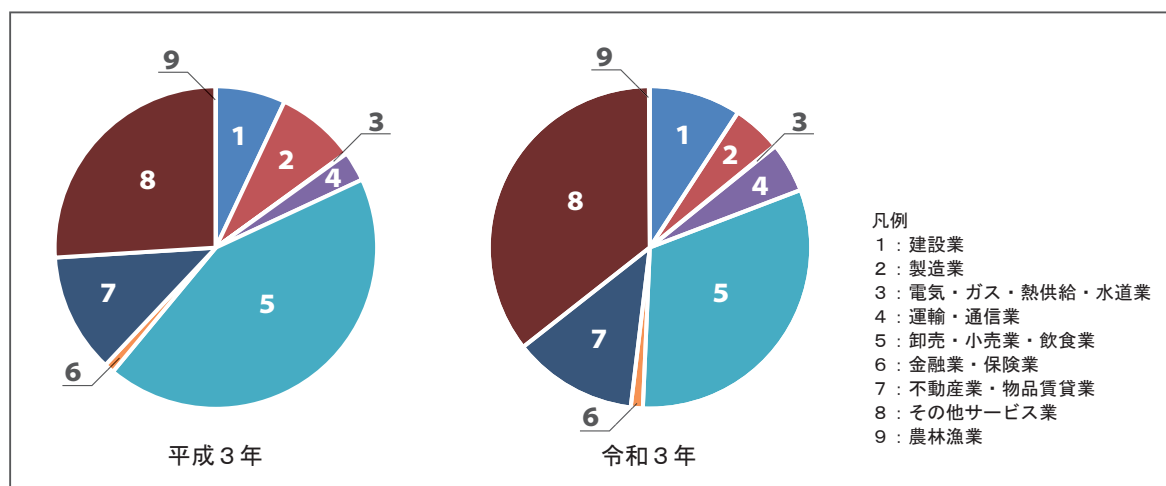


第2-7図 市川市の人口の推移（市川市統計より）

(2) 産 業

本市の令和3（2021）年6月1日現在における事業所数は11,551事業所で減少傾向にある。

産業の種類によって事業所の構成比を見ると、製造業、卸売業、小売業、金融業、飲食業な



第2-8図 市川市の産業の推移（千葉県HP経済センサスより）

どで割合が減少し、建設業、情報通信業、医療、福祉などで増加している。

本市の商業は小売業が主であり、卸売業と小売業を合わせた商店数は令和3（2021）年6月現在で2,458店で、そのうち小売業が1,859店を占めている。比較的規模の大きい商業地区は、市川駅周辺・本八幡駅周辺・行徳駅周辺・妙典駅周辺と鬼高地区である。

本市の工業は臨海部の鉄鋼、非鉄金属、石油、化学などの工業と内陸部の機械器具、印刷などに分けられ、令和4（2022）年では出荷額が多い順に、鉄鋼、非鉄金属、石油となっている。東京湾に面した臨海部は、交通の便がよいことから物流の拠点にもなっている。

本市の農業は、都市近郊の立地のよさを活かして県下でも有数の梨の栽培や、ネギ、小松菜などの付加価値の高い農作物を栽培している都市近郊型農業である。市川の梨は、その知名度や歴史が評価され、平成19（2007）年8月に特許庁の地域団体商標登録「市川のなし」として地域ブランドの認証を受けた。

本市の漁業は、東京湾に面した行徳地区で水産業が営まれ、ノリの養殖、ホンビノスガイやアサリなどの採貝漁業や、東京湾内におけるカレイやスズキなどの小型機船底引き網漁業、サヨリなどの船引き網漁業などが営まれている。

曾谷貝塚周辺については、半径500 m以内の大型の小売店舗として、スーパーマーケット2件、ホームセンター1件、ディスカウントストア1件、専門店として、家電販売店1件、ファミリーレストラン2件がある。製造業では平成20（2008）年に天皇がご視察された医療機器メーカー、スポーツクラブもあり、金融機関では郵便局の曾谷支店がある。

曾谷貝塚周辺でも近郊農業が行われており、梨畑が所々に広がっており、直売所などで新鮮な梨が売られている。

(3) 交通

本市の鉄道は、第2-9図にあるように東日本旅客鉄道、京成電鉄、東京都交通局、東京地下鉄、北総鉄道の5社7路線が整備されている。JR本八幡駅周辺には、JR総武線、都営地下鉄新宿線、京成本線が走り、行徳地区では東京メトロ東西線、JR京葉線、市域北部から東部にかけては北総鉄道北総線、JR武蔵野線が通っている。

本市のバス網は、京成バス、京成トランジットバス、京成バスシステム、京成タウンバス、東京ベイシティの交通路線バスが運行されている。また、交通不便の解消のため、市では平成17（2015）年10月よりコミュニティバスの運行をおこなっている。

本市の主要道は、東西に走る国道14号



第2-9図 市川市の交通網

線、京葉道路があり、南北には平成 28（2016）年に都市計画道路 3・4・18 号浦安鎌ヶ谷線が全線開通し、平成 30（2018）年には東京外かく環状道路の千葉県区間が開通したことにより、南北の交通の円滑化がはかられてきた。

令和 3（2021）年 1 月には、市北西部の幹線道路である都市計画道路 3・4・12 号北国分線が全線開通し、渋滞の緩和や考古博物館などを含めた北国分駅方面へのアクセスの向上がはかられた。

曾谷貝塚への交通機関としては、路線バス（京成バス）があり、貝塚まで徒歩 10 分圏内にバス停が 3 か所ある。JR 総武線の本八幡駅（北口）・市川駅（北口）からの下記の路線を利用できるほか、路線が経由するバス停「市川大野駅」（JR 武蔵野線）および路線の終点「東松戸駅」（JR 武蔵野線 / 北総線）・「大町駅」（北総線）において、鉄道からバス路線に乗り換えることができる。

バス停案内

【本八幡駅から】

「高塚」行・「東松戸駅」行・「大町駅 / 市川営業所（市川大野駅経由）」行で、「曾谷」バス停下車（上記行き先いずれも、京成電鉄の「京成八幡駅」からバスへ乗り換えができる）

【市川駅から】

「医療センター入口（市川大野駅経由）」行・「東松戸駅行（市川大野駅経由）」で、「曾谷坂上」または「曾谷郵便局」バス停下車（上記行き先いずれも、京成電鉄の「京成真間駅」からバスへ乗り換えができる）

(4) 観 光

① 文化施設・観光名所

博物館施設としては、市川考古博物館、市川歴史博物館がある。大規模な集会施設としては市川市文化会館、行徳文化ホール I & I、全日警ホールがある。文化人に係る施設として、東山魁夷記念館、水木洋子邸、庭園で有名な芳澤ガーデンギャラリーなどがある。市川市内には図書館が、図書室を含めて 6 か所あり、市内を巡回する自動車図書館も存在する。曾谷貝塚周辺の公共施設としては曾谷公民館があり、施設のなかに図書室とこども館と設置され、幅広い年代の方が憩える場所となっている。

市川市の北部地区には、レッサーパンダやカワウソで有名になった市川市動植物園や、近年外かん道が市川市まで延伸した際に、開業した「道の駅いちかわ」があり、東京都心に一番近い「道の駅」として知られる。

文化財に関する代表的な観光名所として、史跡である姥山貝塚、堀之内貝塚がある。

市川市の中部地区には、江戸川に近い国府台地区に、桜や北原白秋の歌碑、古戦場など有名な里見公園があり、比較的新しいスポットとして市川駅南口にあるアイリンクタウン展望施設がある。

文化財に関する代表的な観光名所として、八幡地区の葛飾八幡宮にある推定樹齢 1200 年を超える「千本イチョウ」、中山地区の法華経寺には重要文化財に指定されている建造物として、「法華経寺祖師堂」、「法華経寺五重塔」「法華経寺四足門」、「法華経寺法華堂」がある。

市川市の南部地区には、行徳地区に、江戸時代の面影を感じさせる建物や寺院のある行徳街道、寺町街道周辺に神輿ミュージアムや行徳ふれあい伝承館などがあり、海岸近くの宮内庁新浜鴨場付近にあるあいねすと（行徳野鳥観察舎）は、野鳥や自然について親しむ施設である。文

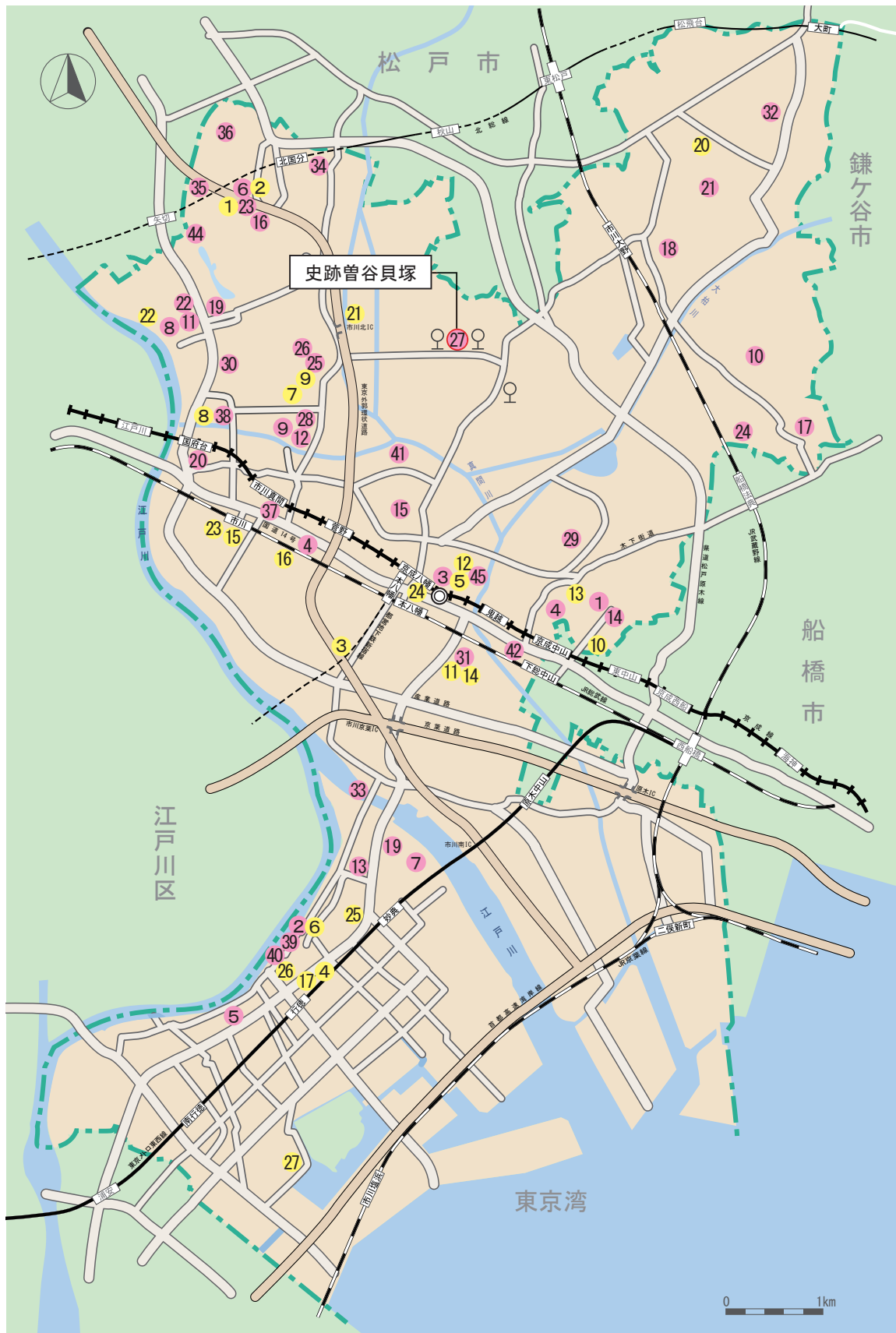
化財に関する代表的な観光名所として、江戸時代より行徳の水運を見守り続けてきた「常夜灯」がある。

② 曾谷貝塚周辺の名所

曾谷貝塚周辺では、縄文人が水場として利用していた可能性を推測できる弁天池公園の弁天池、南側には祭神を天兒屋根命（アメノコヤネノミコト）とし、寛文 11（1671）年に大改築され、元禄時代の検地表に記載されている古社の春日神社がある。南西に約 500 m離れたところに緑地帯である台地に曾谷城跡があり、江戸時代中期には儒学者の服部南郭や書家の松下雨石が魅了されたとされるが、現在は、ほとんどが個人宅となっており見ることはできないが、台地の一部が公園化され、城跡を説明する案内板が設置されている。

第 2-4 表 文化施設・観光名所一覧

第■図 黄色丸 番号	施設名	所在地
1	市川市立市川考古博物館	堀之内2-26-1
2	市川市立市川歴史博物館	堀之内2-27-1
3	市川市文化会館	大和田1-1-5
4	行徳文化ホールI&I	末広1-1-48
5	全日警ホール（市川市八幡市民会館）	八幡4-2-1
6	市川市行徳ふれあい伝承館	本行徳35-7、37-13
7	市川市芳澤ガーデンギャラリー	真間5-1-18
8	市川市木内ギャラリー	真間4-11-4
9	市川市郭沫若記念館	真間5-3-19
10	清華園	中山4-14-1
11	市川市文学ミュージアム	鬼高1-1-4 生涯学習センター内
12	水木洋子邸	八幡5-17-3
13	市川市東山魁夷記念館	中山1-16-2
14	中央図書館	鬼高1-1-1
15	市川駅南口図書館	堀之内2-27-1
16	平田図書室	平田1-20-16
17	行徳図書館	末広1-1-31
18	信篤図書館	高谷1-8-1
19	南行徳図書館	相之川1-2-4
20	市川市動植物園	大町284-1
21	道の駅いちかわ	国分6-10-1
22	里見公園	国府台3-10
23	アイリンクタウン展望施設	市川南1-10-1
24	いちかわ観光物産インフォメーション	八幡2-4-8
25	神輿ミュージアム	本塩21-3
26	行徳ふれあい伝承館	行徳35-7
27	あいねすと（行徳野鳥観察舎）	福栄4-22-11



※ 黄色丸番号：文化施設・観光施設（第■表 右端の番号に対応）
 桃色丸番号：指定文化財（第■・■表 右端の番号に対応）

第2-10図 市川市の指定文化財・文化施設・観光施設位置図

第2-5表 市川市 指定文化財一覧-1

R5.4.1

区分				名称	住所	指定年月日	第■図 桃色丸 番号	
有形文化財	建造物	重要文化財	国指定	法華経寺 五重塔	中山2-10-1(法華経寺)	T5.5.24	1	
		重要文化財	国指定	法華経寺 法華堂 附 棟札	中山2-10-1(法華経寺)	T5.5.24 附S60.5.18		
		重要文化財	国指定	法華経寺 四足門	中山2-10-1(法華経寺)	T5.5.24 S30.6.22单独指		
		重要文化財	国指定	法華経寺 祖師堂 附 棟札	中山2-10-1(法華経寺)	S60.5.18		
		—	市指定	常夜灯	本行徳34地先	S35.10.7	2	
		—	市指定	随神門	八幡4-2-1(葛飾八幡宮)	S35.10.7	3	
		—	市指定	元弘の板碑	高石神21-9(泰福寺)	S36.2.1	4	
		—	市指定	狩野浄天夫妻墓石・供養塔	香取1-16-26(源心寺)	S36.2.1	5	
				附狩野浄天骨壺	堀之内2-27-1(市立市川歴史博物館)	附S63.7.5	6	
		—	市指定	法華経寺黒門 附太田資順筆扁額	中山4-7地先(法華経寺参道)	S36.11.9	1	
		—	市指定	本阿弥家分骨墓	中山2-10-1(法華経寺)	S36.11.9		
		—	市指定	妙好寺山門	妙典1-11-10(妙好寺)	S43.2.27	7	
		—	市指定	明戸古墳石棺	国府台3-67-5(里見公園)	S37.6.11	8	
		—	市指定	本阿弥光悦分骨墓	中山2-10-1(法華経寺)	S54.9.27	9	
		[20]	—	市指定	真間万葉顕彰碑 附鈴木長頼蔵骨器及び墓誌	真間4-4-9、真間4-6-11、真間4-7-23	S54.9.27	9
		(国4 市16)	—	市指定	庚申五層塔	柏井町3-654(子安神社)	S54.4.24	10
			—	市指定	小笠原政信夫妻供養塔	国府台3-10-1(総寧寺)	S54.4.24	11
			—	市指定	鈴近江翁碑	真間4-3地先	S57.3.10	12
			—	市指定	徳願寺山門	本行徳5-22	H16.3.24	13
		—	市指定	徳願寺鐘楼	本行徳5-22	H16.3.24		
	—	市指定	徳願寺経蔵	本行徳5-22	H16.3.24			
	[39]	絵画	重要文化財	国指定	絹本着色十六羅漢像	中山2-10-1(法華経寺・聖教殿内)	M37.2.18	1
	重要文化財		国指定	絹本着色日蓮聖人像	中山3-10-4(浄光院)	S27.7.19	14	
	—		県指定	絹本着色十羅刹女像	中山3-10-4(浄光院)	H12.2.25		
	—		県指定	柴田是真画連句額	菅野1-15-2(白幡天神社)	H18.3.14	15	
	(国11 県6 市22)	彫刻	—	県指定	木造釈迦如来・多宝如来坐像 附 像内納入品	中山2-10-1(法華経寺)	H10.3.20	1
			—	県指定	銅造誕生釈迦如来立像	堀之内2-26-1(市立市川考古博物館)	R5.3.10	16
			—	市指定	木彫日蓮坐像	柏井町1-1696(唱行寺)	S36.9.18	17
			—	市指定	浄光寺二王像	大野町3-1917(浄光寺)	S40.3.2	18
		—	市指定	法華経寺銅造釈迦如来坐像	中山2-10-1(法華経寺境内)	H31.3.13	1	
		工芸品 [2]	重要文化財	国指定	刀(無銘 伝兼永)	個人蔵	S30.2.2	—
			—	県指定	梵鐘(元亨元年在銘)	八幡4-2-1(葛飾八幡宮)	S34.4.24	3
		書跡・典籍 [4]	国宝	国指定	立正安国論	中山2-10-1(法華経寺・聖教殿内)	S27.3.29	1
	国宝		国指定	観心本尊抄 附 添状・春日山蔭絵巻	中山2-10-1(法華経寺・聖教殿内)	S27.3.29		
	重要文化財		国指定	日蓮自筆遺文 附 蔭絵聖教箱	中山2-10-1(法華経寺・聖教殿内)	S42.6.15 附H5.1.20		
	—		市指定	光悦筆扁額 附「通本」	中山2-10-1(法華経寺)	S36.11.9 附S54.9.27		
古文書	重要文化財	国指定	中山法華経寺文書(八百三十九通)	中山2-10-1(法華経寺・聖教殿内)	R6.8.27	16		
考古資料 [2]	—	県指定	鬼高遺跡出土品	堀之内2-26-1(市立市川考古博物館)	R4.3.8			
	—	市指定	鬼高遺跡出土一括遺物	堀之内2-26-1(市立市川考古博物館)	S56.4.17			
歴史資料	—	市指定	「ワートル薬性論」版木	堀之内2-27-1(市立市川歴史博物館)	S61.11.3			
無形文化財	無形	—	県指定	茶道 式正織部流	国府台3-8-2(織部桔梗会)	S30.12.15	19	
民俗文化財	有形	—	市指定	武内宿禰山車人形	市川3-20-5(春日神社)	H28.4.15	20	
	無形	—	市指定	御奉謝	大野町4-2759(駒形大神社)	S40.3.2	21	
		—	市指定	国府台辻切り	国府台3-11-11(国府台天満宮)	S54.4.24	22	
		—	市指定	行徳の神輿文化と祭礼	—	R6.11.3	—	
記念物	[16] (国6 県1 市9)	史跡 (国5 県1 市4)	—	国指定	堀之内貝塚	堀之内2-2899ほか	S39.7.6 S42.6.22	23
			—	国指定	姥山貝塚	柏井町1-1212ほか	S42.8.17	24
			—	国指定	下総国分寺跡 附 北下瓦窯跡	国分3-1790-1ほか	S42.12.27 H14.9.20	25
			—	国指定	下総国分尼寺跡	国分4-1966-1ほか	S42.12.27 H1.3.29	26
			—	国指定	曾谷貝塚	曾谷2-500-1ほか	S54.12.22 H21.7.23 H28.3.1	27
			—	県指定	須和田遺跡	須和田2-417ほか(須和田公園)	H6.2.22	28
			—	市指定	美濃輪台遺跡B地点	本北方3-18	S50.1.8	29
			—	市指定	下総総社跡	国府台1-6-4(スポーツセンター)	S50.1.8	30
			—	市指定	須和田遺跡	須和田2-401ほか(須和田公園)	S50.1.8	28
			—	市指定	鬼高遺跡	鬼高1-95-1	S63.7.5	31
	天然記念物 (国1 市9)	—	国指定	千本公孫樹	八幡4-2-1(葛飾八幡宮)	S6.2.20	3	
		—	市指定	ヒメアカネ	大町公園自然観察園	S51.6.12	32	
		—	市指定	ヒヌマイトトンボ	河原、稲荷木地先の江戸川河岸の湿地帯	S51.6.12	33	
		—	市指定	伊弉諾神社ハリギリ	堀之内4-26-13(伊弉諾神社)	S54.4.24	34	
		—	市指定	愛宕神社イチョウ	北国分1-12-24(愛宕神社)	S58.11.3	35	
		—	市指定	禅照庵マキ	北国分4-13-24(禅照庵)	S58.11.3	36	

第2-6表 市川市 指定文化財一覧-2

区 分			名 称	住 所	登録年月日	第■図 桃色丸 番号
有形文化財	建 造 物	国登録	西洋館倶楽部(渡辺家住宅)	新田5-6-21	H11.7.8	37
		国登録	日本福音ルーテル市川教会会堂	市川4-1-5	H20.10.23	38
		国登録	加藤家住宅 主屋	本行徳33-7	H22.4.28	39
			加藤家住宅 煉瓦塀			
		国登録	旧浅子神輿店 店舗兼主屋	本行徳35-7	H22.9.10	40
		国登録	昭和学院創立記念館	東菅野2-17-1	H23.1.26	41
		国登録	中村家住宅主屋	鬼越2-13-2	H26.10.7	42
			中村家住宅離れ			
			中村家住宅煉瓦蔵			
			中村家住宅土蔵			
			中村家住宅北蔵及び事務所			
			中村家住宅倉庫			
			中村家住宅稲荷社			
			中村家住宅防空壕			
			中村家住宅門及び石塀			
		国登録	後藤家住宅主屋	新田1-20-1	H29.6.28	43
			後藤家住宅稲荷社			
		国登録	式場隆三郎家住宅	国府台6-1-14	R3.10.14	44
		国登録	勝家住宅主屋	八幡4-13-9	R6.12.3	45
			勝家住宅稲荷社			

第4節 文化財

(1) 市川市の文化財指定状況

① 指定文化財

文化財は郷土の歴史と伝統を伝え、さらにこれからの文化を創造するうえでも一度失われたら二度と元に戻すことができない貴重な国民的財産である。市内に存在する文化財のうち現在、特に重要なものとして60件を国、県、市において指定している(令和7年(2025)年1月1日現在)。

② 登録文化財

国登録有形文化財(建造物) 現在20件

近年の開発事業などの増加により取り壊しの危険性のある文化財を、緩やかな規制のなかで保護するための制度で、建築から50年経過している下記のものが対象となっている。市内では20件の登録有形文化財(建造物)がある(令和7年(2025)年1月1日現在)。

- (1) 歴史的景観に寄与しているもの
- (2) 造形の規範となっているもの
- (3) 再現することが容易でないもの

第3章 史跡の概要

はじめに

曾谷貝塚の史跡としての価値の一つは、その残りの良さにある。市川市では、戦後の高度成長期に激しい市街化の波が押し寄せ、曾谷貝塚も一部が破壊される憂き目にあった。しかし、その後の保存と史跡指定に向けた努力が実り、東京近郊でこのような大貝塚の大半が史跡として保護されたのは、その重要性が広く認知されてきた結果である。

本章では、まず明治時代以来、指定に至るまでの発掘調査の歴史を概観し、地点ごとに発掘調査の成果を遺構と遺物に分けて報告する。さらに貝塚の外側に広がる発掘調査により、貝塚を営んだ人たちの居住域が明らかになったことから、曾谷遺跡の範囲を確定した経緯に触れる。

そして最後に曾谷貝塚における特に重要な調査成果をまとめ、次章で述べる本質的な価値へとつなげたい。

第1節 指定の経緯と経過

(1) 史跡指定に至るまでの経緯と経過

曾谷貝塚の発掘の記録は明治時代にさかのぼり、山崎直方、佐藤伝蔵の両氏によって、「壮大なる貝塚」のひとつとして紹介されている。また、山内清男が曾谷貝塚を発掘し、昭和12(1937)年1月に、曾谷式土器を提示したことにより、広く知られることとなった。

戦後になると、首都圏に位置していることもあり、昭和30年代後半から昭和40年代にかけて本貝塚周辺と北東端に家屋が建設され始めた。昭和37(1962)年、千葉県水道局による上水道本管が馬蹄形貝塚の中央を分断する形で東西に埋設され、その頃から貝塚をとり囲むように

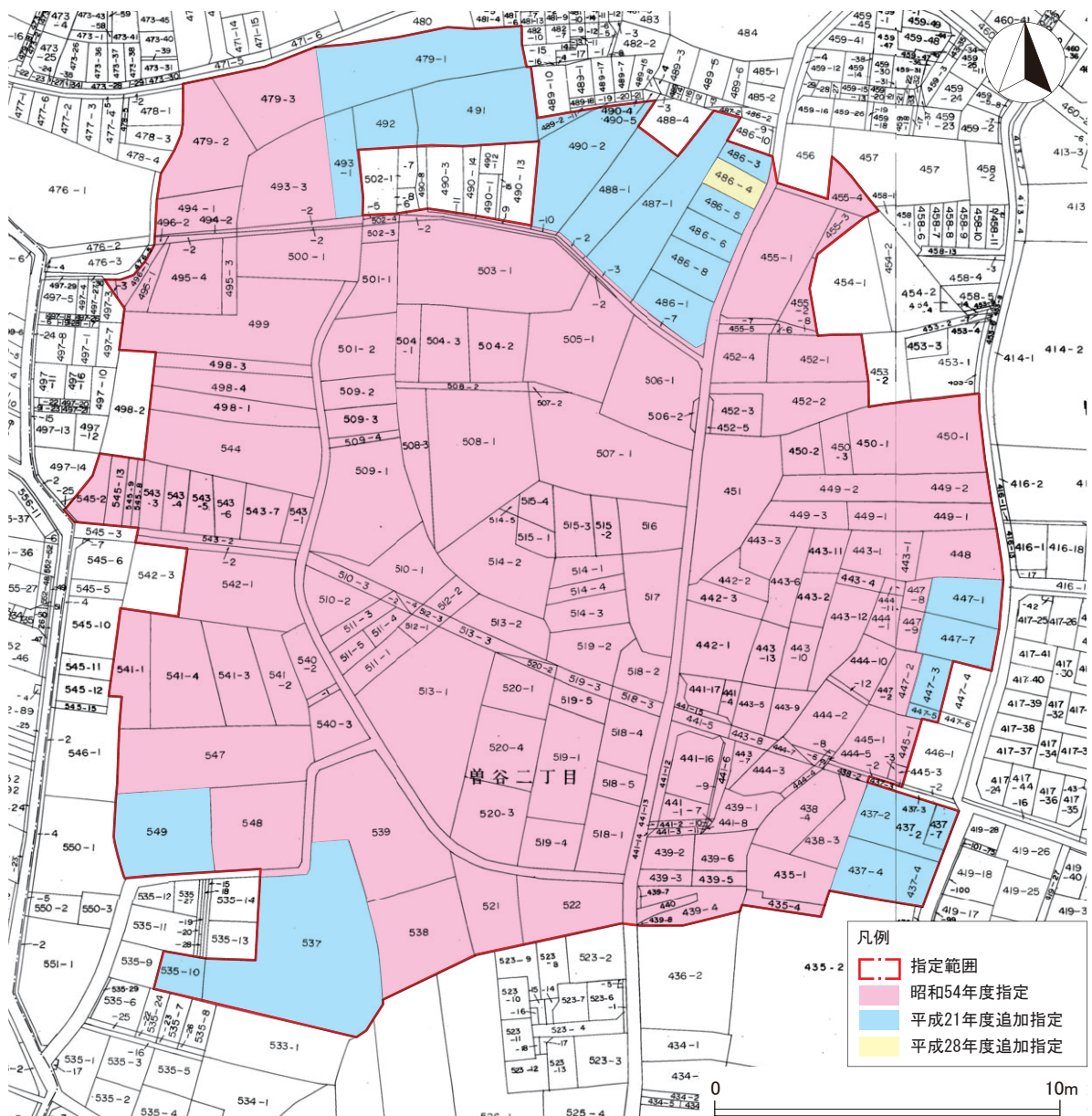
第3-1表 指定に至る経緯

日 時	内 容
昭和49(1974)年8・9月	A地点、B地点の調査 ※四カ年継続事業
昭和50(1975)年8月	C地点の調査 ※四カ年継続事業
昭和51(1976)年8月	D地点の調査 ※四カ年継続事業
昭和52(1977)年8月	E地点の調査 ※四カ年継続事業
昭和53(1978)年6月～9月	文化庁記念化課及び千葉県教育庁文化課と協議
昭和53(1978)年8月	F地点の調査
昭和53(1978)年 10月15日～11月26日	曾谷貝塚の周知・啓発のため市立市川博物館において、特別展「発掘された曾谷貝塚」展開催
昭和53(1978)年10月28日	史跡指定事務にかかる地元自治会長との協議
昭和53(1978)年11月21日	地権者等への説明会開催
昭和53(1978)年 12月～昭和54(1979)年8月	土地所有者指定同意(土地所有者69名)
昭和54(1979)年1月30日	曾谷貝塚の史跡指定について申請
昭和54(1979)年3月	指定答申。周知・啓発のための説明板設置
昭和54(1979)年7月3日	地権者等への経緯報告会開催
昭和54(1979)年12月22日	文部省告示により史跡指定

個人住宅が建設されるようになった。昭和 45（1970）年頃には、貝塚の中心部に市立小学校を建設する計画が浮上した。曾谷貝塚に小学校を建設することは、広範な範囲の貝塚を傷つけることになるため、市川市文化財保護審議会が計画に反対した。このような状況のなか、昭和 49（1974）年に明治大学教授であり市川市文化財保護審議会委員である杉原荘介と市立市川博物館学芸員の堀越正行を担当者とし、市川市教育委員会社会教育課を事務局とする曾谷貝塚調査団を組織し、昭和 52（1977）年までの 4 か年におよぶ貝塚の発掘調査を開始した。このとき発掘されたのは A～E 地点であり、当初は市単独予算で、2 年目以降は国県の補助をうけておこなわれた。

史跡内の合計 791 m² を調査したが、その面積は指定範囲内の 3 % に満たない範囲である。また、翌年には北東部に位置する F 地点が 105 m² の範囲で調査された。

その結果、本貝塚の学術的価値の高さが改めて確認されたため、地権者の同意を得て史跡指定申請をおこない、昭和 54（1979）年 12 月 22 日に史跡指定された。



第3-1図 史跡指定の状況 (S=1/2000)

(2) 史跡指定後の経過

① 平成 21 (2009) 年度追加指定

史跡指定後も、市教育委員会により指定地の隣接地などで開発行為などにもなう発掘調査が実施され、貝塚の広がりや集落の展開などが次第に明らかになってきたため、すでに指定されている地域よりも広い範囲を保護していく必要性が出てきた。昭和 54 (1979) 年には、指定範囲の隣接地を追加指定するように文化庁および千葉県から本市に対し指導を受けたことにより、平成 21 (2009) 年 7 月 23 日に指定地に隣接する曾谷遺跡第 22 地点、第 24 地点、第 27 地点、第 47 地点の追加指定をおこなった。

② 平成 28 (2016) 年度追加指定

貝塚の今後の整備計画を検討するにあたり、文化庁と千葉県の指導もあって、史跡指定地の周辺部分について公有地化をはかり、広く貝塚の保護・活用をはかっていくことを目的として、平成 20 (2008) 年 10 月に周辺部の所有者に対して追加指定に関するアンケート調査を実施した。

調査の対象者は、昭和 54 (1979) 年指定範囲の周囲の地権者 41 名であり、調査結果は、「追加指定に同意」18 名、「追加指定に不同意」4 名、「どちらともいえない」4 名、未回答は 15 名であった。

アンケートの結果、上記追加指定に同意した上記の 18 名分の土地を史跡追加指定した。アンケートをした時には、追加指定の同意が得られず追加指定をおこなわなかったが、平成 27 (2015) 年 6 月に曾谷貝塚北東部 F 地点の所有者から、追加指定の同意書の提出があった。同地は、史跡指定地に囲まれて残されており、要保護区域ともなっているため、千葉県を通じて文化庁に対して史跡の追加指定の手続きを進め、平成 28 (2016) 年 3 月 1 日に追加指定された。

第2節 指定に至るまでの調査成果

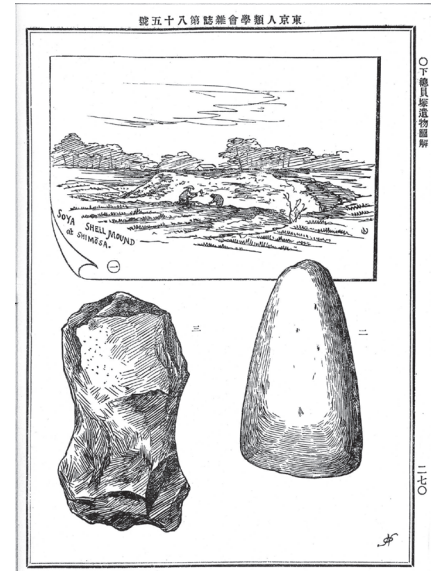
(1) 戦前の調査

① 坪井正五郎による曾谷貝塚の発見

坪井正五郎は、明治16(1883)年に佐藤勇太郎らと東京近郊を歩いて遺跡調査をおこない、曾谷貝塚を訪れた。その後、坪井は東京地学協会で「東京近傍貝塚総論」と題した講演をおこない、千葉県の貝塚として曾谷村と小作村をとりあげ、曾谷貝塚を学界に紹介した。

② 山崎直方・佐藤伝蔵による最初の発掘調査

帝国大学理科大学地質学科学学生であった山崎直方と佐藤伝蔵は明治26(1893)年に曾谷貝塚の発掘を担当し、山崎が『東京人類学会報告』に成果を発表した。シカの角や歯、クジラの骨を含めた獣骨が得られ、貝層中から魚のウロコや骨、炭の破片も多く発見されているとした。また、磨製石斧・打製石斧・凹石・石皿・砥石などの石器や、土器・土偶の採集を記し、主な遺物を図解で報告し、遺跡の遠景のスケッチや貝層の堆積状況がわかる図も掲載している。これは曾谷貝塚の発掘を記録した最初のものである。



第3-2図 山崎直方・佐藤伝蔵両氏による発掘の様子と出土遺物(総括第3図を転載、元図は山崎1893)

③ 人骨を発見した上代文化研究会の発掘

昭和10(1935)年10月13日、國學院大学上代文化研究会の遠足の事前調査として、國學院大学講師の大場磐雄は学生の稲生典太郎・豊元国を同行して曾谷貝塚を試掘し(大場磐雄先生還暦記念会1959)、人骨1体を発見した。17日の遠足当日には、昭和元(1926)年の東京帝国大学人類学教室が主催した姥山貝塚の発掘で人骨発掘の経験をもつ田澤金吾の参加を得て学生10数名が発掘し、1体の人骨を発見した。

④ 山内清男による曾谷式土器の発見(Y地点)

山内清男が曾谷貝塚を発掘した日付についてははっきりしないが、昭和12(1937)年1月1日発行の雑誌『ミネルヴァ』第2巻第1号の学界往来欄に、山内が昭和11(1936)年12月17日に開催された原始文化研究会例会で「千葉県曾谷貝塚発掘談」と題する発表をおこなった記録があることから、発掘はそれ以前と考えられる。Y地点の位置は、貝塚の南西地区と伝えられている。

山内による発掘は未報告であるが、曾谷貝塚を発掘した時の様子が窺える記述として、戦後になって「後期の竪穴住居は仲々(ママ)見付からなかったが、自分は下総曾谷貝塚で曾谷式(加曽利B式と安行式との中間の古さ)に属するものを発見した。これは加曽利Bまでの包含層のある地面を、ローム層直上まで掘り凹めて床となした」(山内1967)とある。山内は、



第3-3図 曾谷式土器の発見(総括第4図、金子ほか1996を転載)

この調査でローム層面を床とした曾谷式期の竪穴建物跡を発見したが、曾谷式土器の設定の詳細については報告されず、土器と動物遺体の分類報告にとどまった。

発掘後『先史考古学』第1巻第1号掲載の「縄紋土器の細別と大別」において「曾谷式」の存在を指摘した一方、自身の編集になる写真集のカタログ『日本先史土器図譜』では写真を掲載せずに、「安行1式はその直前の型式即ち曾谷式と甚だ近似し、相互に区別し得ないものを含んでいる（山内1939）」と記述するにとどめた。その後、平成8（1996）年に『曾谷貝塚資料他 山内清男考古資料7 奈良国立文化財研究所史料第43冊』のなかで当該資料が提示された。

曾谷式土器の器形は、深鉢、浅鉢、鉢、異形台付などからなる。波状口縁と平縁からなり、頸部がくびれた小さな深鉢が主体を占め、瓢形（中央がくびれた瓢箪のような形）の土器が加わる。口縁部には、帯縄文のほか弧線を横に連ねて内側に斜縄文を充填した文様が描かれる。胴部には、向かい合せの弧線を半分ずらして横に連ね、内側に斜縄文を充填したものが目立ち、羽状の沈線を施したものも存在する。曾谷貝塚出土の「曾谷式土器」は、学史的な意味合いをもつ標式資料であるとともに、東関東地域に類似の土器が出土するなど後期後葉の地域間交渉の実態を示す資料である。

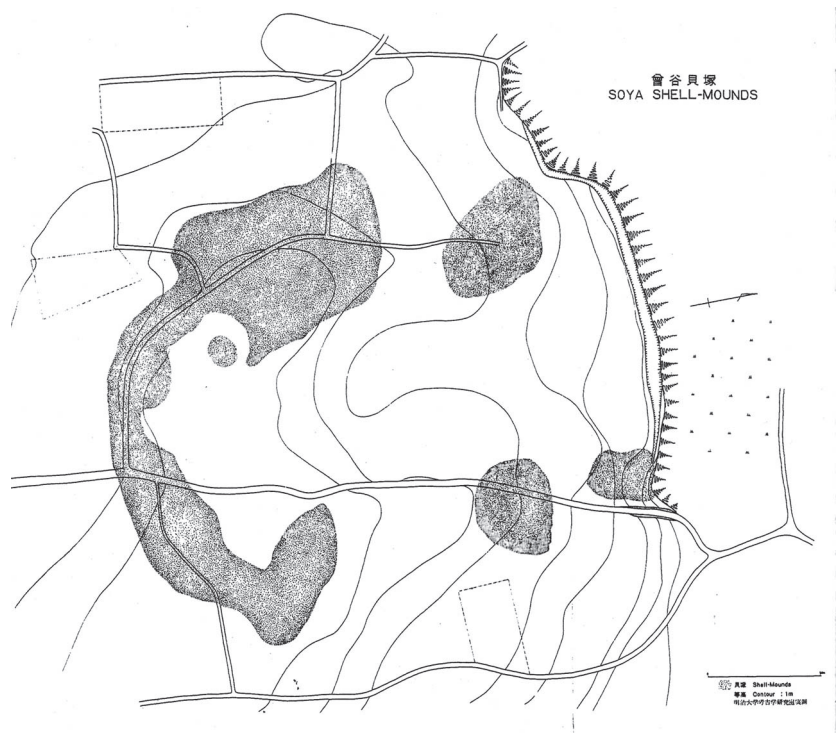
（2）戦後の調査

① 埋葬人骨を発見した東京大学人類学教室の実習発掘

昭和25（1950）年7月7日から15日まで、東京大学人類学教室が学生の実習を兼ねて酒詰仲男の指揮のもとで曾谷貝塚を発掘した。調査地点は貝層を含み、前期および後期の土器、獣骨などが出土したほか、仰臥伸展葬（足を伸ばして仰向けに埋葬すること）の人骨が1体発見された。

② 馬蹄形貝塚の全景を示した明治大学考古学研究室の調査（M地点）

昭和34（1959）年5月27日から30日にかけて、馬蹄形をなす貝塚の平面測量図作成と曾谷式土器資料の発見を目的とし、明治大学考古学研究室による実習が曾谷貝塚でおこなわれ、全体の地形測量と9か所のトレンチ調査が実施された。場所は南西地区で、南から西に貝層上を通る農道が、西の高谷津側から来る道と接続したT字路周辺である。本測量調査によって、縄文時代後期を中心に形成された東西約210m、南北約240mの国内最大級の規模の中



第3-4図 明治大学考古学研究室が作成した曾谷貝塚の全体図
（総括報告書第5図、明治大学考古学研究室1963を転載）

中央窪地型の馬蹄形貝塚という本貝塚の特色が明らかになった。

発掘調査によって3体の成人骨が発見され、うち1体は俯臥伸展葬（足を伸ばしてうつぶせに埋葬すること）、2体は仰臥伸展葬である。3体はコ字状に配置され、抜歯があるM2号の足の上方に鹿中手骨製の短冊形垂飾をともなうM3号住居跡（報告文ママ）の頭部が重なり、深い順にM2号（男性）、M3号（男性）、M1号（女性）である。時期は縄文時代後期前葉から中葉の堀之内2式から加曽利B1式と報告されている。またMⅦ地点の北に接する道路側の壁が崩れ、M1号住居跡の壁から北に約1mの位置で、床面よりも10cm低い所から口を上にした器高31.2cmの後期初頭の称名寺Ⅱ式土器の中から胎児骨を発見した例は、土器棺の事例として貴重である。

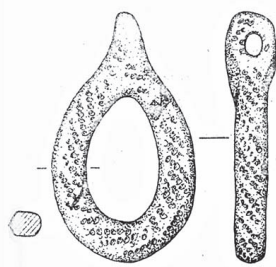
③ 抜歯をともなう人骨発見による早稲田大学の緊急発掘調査（W地点）

昭和35（1960）年12月11日、農作業中に発見された人骨1体を、連絡を受けた早稲田大学考古学研究会が調査している。人骨は地表下約65cmの第一混土貝層中の灰層直下あたりに、右側屈臥葬で埋葬されていたが、ここでも墓坑は確認できなかったという。上顎の左右犬歯のみ抜歯された壮年初期の女性と鑑定され、時期は加曽利B1式期と同定されている。

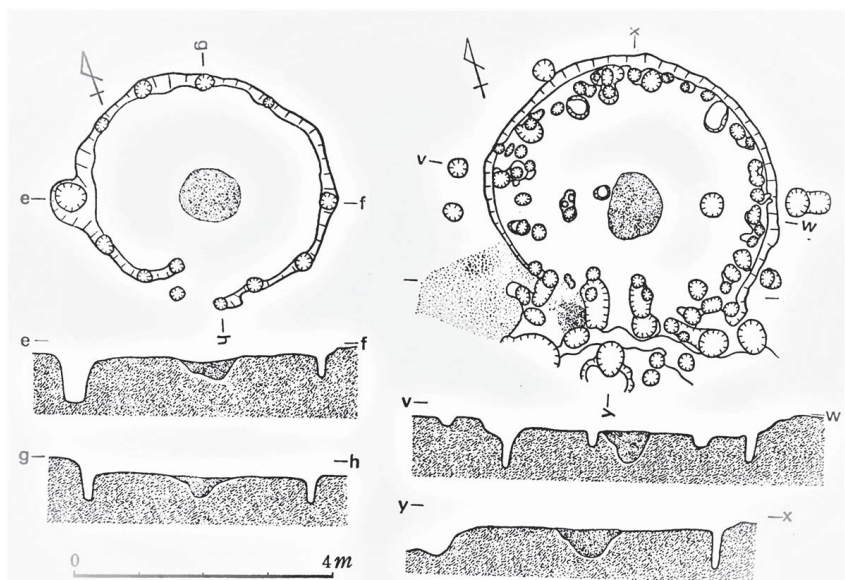
④ 明治大学による貝塚を東西に横断した調査（Mトレンチ）

水道管工事による貝塚の未調査破壊という緊急事態を目の当たりにした明治大学考古学研究室は、1か月間の工事の中止を県に要請し、昭和37（1962）年10月25日～11月22日まで全長230m、幅2mトレンチ（Mトレンチ）の発掘を行った。遺跡南部の最高地点を横断するトレンチであり、貝層はトレンチの東西に分かれて分布する。

発掘調査範囲からは、複数の堅穴建物跡、土坑、人骨7体、土器、土製環状垂飾、山形土偶の胴部、石器、骨角歯牙製品などが出土した。南北道路と交差する9区では隅円長方形の住居跡（M3号住）、また東の一部を切って、推定円形プランのM4号住居跡が出土した。またM3号住居跡（報告文ママ）北東の土壌から仰臥屈葬人骨1体（M10号）が発見された。一部ローム層面の高まりを反映した地形で標高24mを超える10～15区では堀之内1～加曽利B2式期の大小のピットが群在して検出された。16区では加曽利B1式期の純貝層中から腹部が膨らんだ山形土偶の胴部片が発見された。19区で発見された堀之内1式期の堅穴建物跡は径4.5mの円



第3-5図 Mトレンチ出土の土製環状垂飾（総括第60図を【参考2】、外山1963を転載）



第3-6図 Mトレンチ出土堅穴建物跡（『市川市史』P.240第88図を転載）

形で、ローム層の壁下に多数の小さな柱の穴が並び、径 30 cm 程の柱穴があった。中央には竪穴炉が白い灰が充満した状態で発見され、南南西に出入口がある。19 区貝層中から加曽利 B 式土器に伴い、縄文施文後に赤彩した雫形の土製環状垂飾が出土した。20 区は堀之内 1 式期のイボキサゴ主体の貝層と、部分的にハマグリの多い厚い貝層が広がる。また称名寺式・堀之内 1 式土器が主体のイボキサゴ層で覆われ円形の貝層をとまなう土坑が出土した。21 区の貝層は堀之内 2 式期で、昭和 34（1959）年同大学が発掘した溝が全周する南側に出入口のある竪穴建物跡（M1 号住居跡）が再発見された。本遺構は溝が全周し、南側に出入口がある。最西端の 23 区ではハマグリ主体の加曽利 B 2 式期の貝層と、山形土偶の右腕が出土した。

④ 千葉県立国分高校官舎建設のための千葉県教育委員会による緊急調査（O 地点）

北東部に独立して分布する貝層分布域の内側で、千葉県立国分高校の官舎建設のための緊急調査が、千葉県教育委員会の平野元三郎を担当者として早稲田大学考古学研究室により昭和 40（1965）年 10 月 17 日から 26 日までおこなわれた。検出された遺構は住居跡 1～3 号（報告文ママ）、特殊遺構 1～2 号（報告文ママ）、堀之内 1 式期のピット群である。住居跡は東部、特殊遺構は西部から発見され、さらに 2 号住居跡の炉の近くで西頭位の仰臥伸展葬人骨が 1 体、2 号特殊遺構中から人頭骨の一部が発見された。また、高さ 4.7 cm の胸～腰部の板状のミミズク形土偶、高さ 7.2 cm の頭部と右手・左足の先を欠くミミズク形土偶が出土した。

第 3-2 表 市川市教育委員会による発掘調査以前の調査一覧

No.	調査年	実施者・団体	内容
1	明治 16 (1883) 年	坪井正五郎・白井光太郎	菅谷貝塚の発見、土器・石器採集
2	明治 26 (1893) 年	山崎直方・佐藤伝蔵	菅谷貝塚初の発掘調査、土器・土偶・石器の発見
3	昭和 10 (1935) 年	大場磐雄・稲生典太郎・豊元国、 國學院大学上代文化研究会	試掘、発掘調査（O 地点）、埋葬人骨の発見、土器・蓋付土製品の発見
4	不明 （昭和 11 (1936) 年 12 月 17 日以前）	山内清男	発掘調査（Y 地点）、菅谷式土器の発見、 竪穴建物跡（遺構）の発見
5	昭和 25 (1950) 年	東京大学人類学教室	発掘調査、人骨の発見、土器の発見
6	昭和 34 (1959) 年	明治大学考古学研究室	貝層分布全形測量、発掘調査（M 地点）、 集落と埋葬の双方を発見
7	昭和 35 (1960) 年	早稲田大学考古学研究室	発掘調査（W 地点）、抜歯人骨の発見
8	昭和 37 (1962) 年	明治大学考古学研究室	貝塚を横断する発掘調査（MT レンチ）、竪 穴建物跡・土坑の発見、人骨、土器のほか・土 偶・土製垂飾・骨角器などの発見
9	昭和 40 (1965) 年	千葉県教育委員会	発掘調査（O 地点）、竪穴建物跡の発見、 人骨・土偶の発見

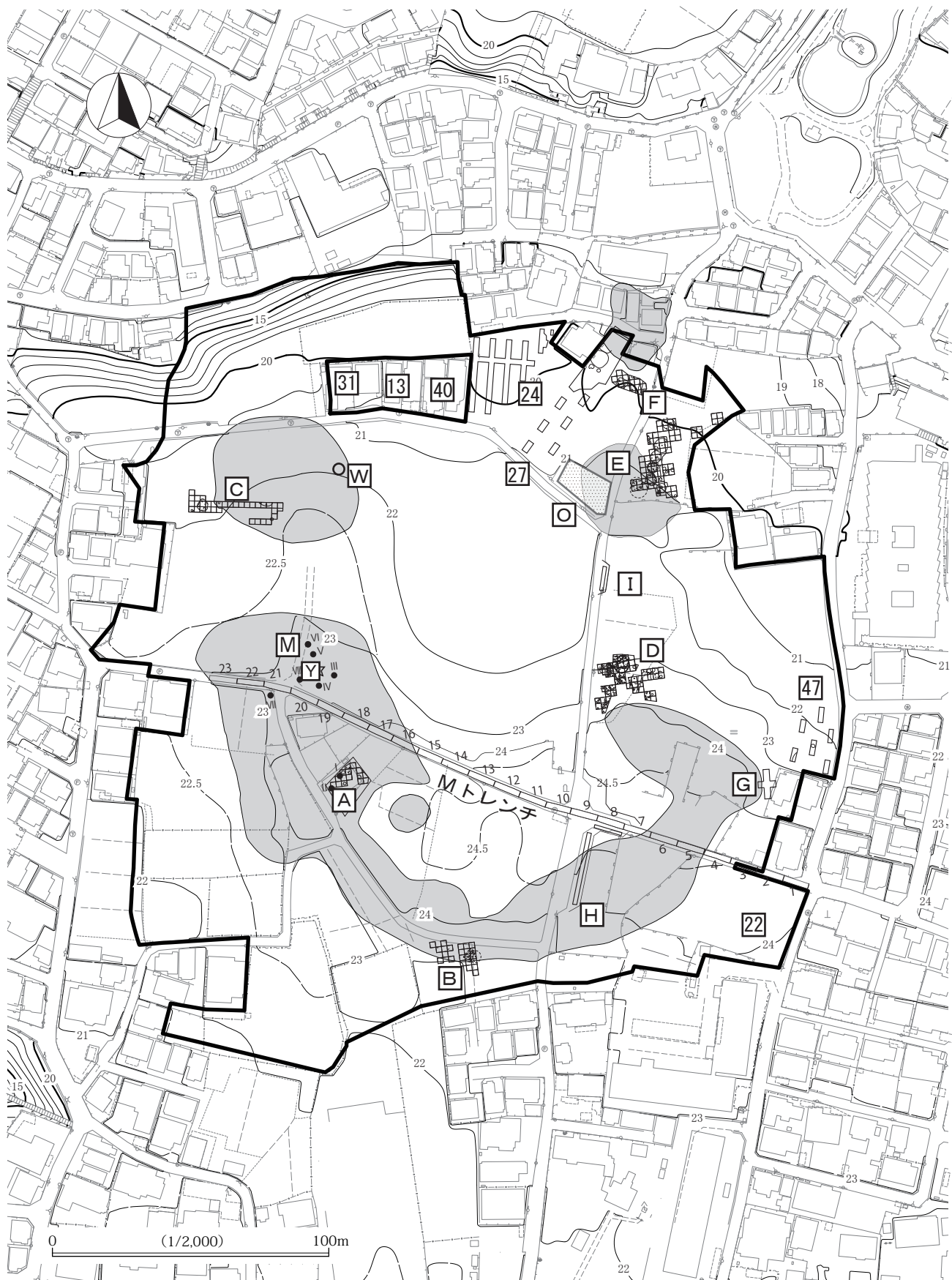
（3）市川市教育委員会による発掘調査

第 1 節で述べたように、昭和 49（1974）年から昭和 53（1978）年に史跡指定に先立つ発掘調査が市川市教育委員会によっておこなわれた。昭和 49（1974）年から昭和 52（1977）年にかけて A～E 地点、昭和 53（1978）年の調査においては F 地点が調査された。

① 発掘調査の内容

（ア）A 地点

A 地点は、馬蹄形貝塚の西南部であり、馬蹄形状に高まった貝層の外側に位置している。遺構は土坑 3 基、焚火跡 4 か所、犬骨 1 体、人骨 2 体が確認された。また、遺構の内外から、土器、土製品、赤色顔料付着、石器、骨角歯牙製品、貝製品、糞石、動物遺体などが出土した。埋葬犬骨は後期初頭の時期に位置づけられ、良好な状態で残っていた。



令和4(2022)年12月に実施した航空測量に基づく現況地形図に昭和34(1959)年に明治大学考古学研究室が作成した貝層分布範囲の測量図、これまでの指定地内発掘調査地点等、グリッド・遺構、史跡指定範囲を合成したもの

第3-7図 国指定史跡曾谷貝塚指定範囲・現況測量・全体図 (S=1/2000)

(イ) B地点

B地点は、貝層分布の南限に位置しており、微地形としては馬蹄形状をなした貝層の高まりの裾部に近い。縄文時代前期と後期の土器、サンゴ、動物遺体が出土しており、前期と後期の重複する竪穴建物跡を確認した。

(ウ) C地点

C地点は、馬蹄形貝塚の北西部に離れて分布している貝層の範囲（東西約 50 m、南北約 45 m）の一面にある。貝層の貝は、ハマグリ・ハイガイ・イボキサゴを主体とする。遺構は竪穴建物跡 2 軒、土坑 5 基などが発見された。遺構の内外から、土器、土製品、赤色顔料が付着した土製品、石器、糞石、動物遺体、植物遺体が出土している。貝製品としては、イタボガキ製貝輪 1 点が出土した。そのほか、遊離した人骨が出土している。植物の遺体は、オニグルミの炭化核である。

(エ) D地点

D地点は、貝塚東部の貝層分布範囲に隣接する。調査の結果、後期初頭から後葉の竪穴建物跡 11 軒、土坑 9 基、ピット群（土坑が密集したもの）と時期不明の溝状遺構 1 条を確認した。本地点では後期後葉の曽谷式土器の異形台付土器などのほか、土坑からイタボガキ製の貝輪未製品と未加工のイタボガキがまとまって出土した。貝輪未製品は、貝殻に穴をあけ始めた段階、腕が入る大きさに穴を広げた段階など、製作の各段階で破損したものが出土したことから、貝輪の製作工程がうかがえる。

(オ) E地点

E地点は、貝塚の北東方向に位置し、北に緩く傾斜した場所に立地する。北東部では 2 か所に貝層が分布しているが、調査区はそのうちの南に分布する範囲の東部に位置する。調査の結果、竪穴建物跡 8 軒、土坑 8 基、ピット群 3 基、埋葬人骨 1 体が見つかったほか、遺構の内外から、土器、土製品、赤色顔料が付着した鉢、石器、骨角歯牙製品、貝製品、糞石、動物遺体などが出土している。

(カ) F地点

F地点は、曽谷貝塚の北東部にある南北に分かれた二つの貝層が分布している範囲の北側に位置する。土器、石器、貝製品のほか、スタンプ形土製品が出土した。

② 発掘された遺構

(ア) 貝層

これまでの発掘成果にもとづいてそれぞれの地点の貝層を地点別に検討したところ、おおむね後期を中心に貝層が形成されていることがわかった。本貝塚の貝層は、遺構内と遺構外に分布する。遺構外の貝層は、A地点の後期初頭の貝層がもっとも古く、A～C・E・G・第 24・第 27 地点で後期前葉の貝層の形成が確認されているので、広範囲に貝層が形成されたことがわかる。A・B・E地点では後期中葉の貝層の形成が確認されており、後期前葉から中葉にかけて、馬蹄形貝塚が形成されていたことがわかる。一方、遺構内では、中期末葉の貝層がC・E地点から報告され、それ以外の地点では、多くの貝層が後期初頭から後期中葉に形成されている。

(イ) 竪穴建物跡

発掘調査では、A～F地点から 24 軒、第 27 地点から 2 軒、第 47 地点から 1 軒と計 27 軒の



第3-8図 曽谷遺跡内外の発掘調査地点 (S=1/3000)

第3-3表 史跡指定地内外の曾谷遺跡の調査履歴

遺跡名	地点	内容	遺 構	遺 物	報 告 書	
史跡内	曾谷貝塚	A	—	ローム台状遺構1(縄後)、ビット2、焚火跡4、他	縄文土器(前～後)、石器、骨角器、貝製品、人骨、犬骨他	昭和49年度 市川博物館年報 1975、本報告
		B	—	竪穴建物2(縄前1・後1)	縄文土器(早～後)、土製品、石器、動物遺体他	昭和49年度 市川博物館年報 1975、本報告
		C	—	竪穴建物2(縄前)、ビット4、溝1、他	縄文土器(早～後)、石器、骨角器、貝製品、動物遺体他	曾谷貝塚C地点発掘調査概報 1976、本報告
		D	—	竪穴建物12(縄後)、小竪穴9、ビット多、溝1、他	縄文土器(早～後)、土製品、石器、骨角器、貝製品、犬骨他	曾谷貝塚D地点発掘調査概報 1977、本報告
		E	—	竪穴建物7(縄中・後)、小竪穴8、ビット多、溝1、他	縄文土器(早～後)、土製品、石器、骨角器、貝製品、人骨他	曾谷貝塚E地点発掘調査概報 1978、本報告
		F	本	竪穴建物1(縄後)、土坑・ビット4(縄1、後1、不明2)、溝1	縄文土器(中・後)、土製品、石器、貝製品	昭和53年度 埋蔵文化財 1979、本報告
		G	確	—	—	昭和60年度 市川東部遺跡群 1986
		H	確	—	縄文土器(前～後)、石器	本報告
		I	確	土坑2(縄)	縄文土器(後)	本報告
		22	確	—	—	昭和63年度 市川東部遺跡群 1989
		24	確・本	土坑・ビット4(縄)	縄文土器(中・後)、石器	昭和63年度 市川東部遺跡群 1989
		27	確・本	竪穴建物2(縄後)、土坑・ビット37	縄文土器(中・後)、土製品、石器、動物遺体	平成2年度 市川市内遺跡群 1991
		47	確	竪穴建物1(縄)、土坑・ビット2	縄文土器(前～後)	平成19・20年度 市川市内遺跡 2012
史跡外	曾谷遺跡	1	確・本	小竪穴1(縄後)、土坑2	縄文土器(早～後)、土製品、石器	昭和55年度 埋蔵文化財 1981
		2	確・本	溝1	縄文土器(中・後)、石器	昭和55年度 埋蔵文化財 1981
		3	確・本	竪穴建物3(縄中2、奈・平1)、貝ビット1(縄中)、小竪穴群(縄中)	縄文土器(中)、動物遺体 / 土師器(奈・平)、石製品	昭和55年度 埋蔵文化財 1981
		4	確・本	溝1(中・近カ)	縄文(早～後)	昭和55年度 埋蔵文化財 1981
		5	確	—	縄文土器 / 土師器・須恵器	昭和56年度 埋蔵文化財 1982
		6	確・本	竪穴建物1(奈・平)、小竪穴1(縄中)、溝1	縄文土器(前・中)、土製品、動物遺体 / 土師器・須恵器(奈・平)	昭和57年度 埋蔵文化財 1983
		7	確・本	竪穴建物3(縄中1、奈・平1、不明1)、土坑56(縄中・後)、埋壘1(縄中)	縄文土器(前・中・後)、石器、土製品、動物遺体 / 土師器・須恵器(奈・平)	昭和58年度 埋蔵文化財 1984
		8	確・本	竪穴建物1(奈・平)・小竪穴1	土師器・須恵器(奈・平)	昭和58年度 市川東部遺跡群 1984
		9	確・本	土坑4(縄1、不明3)	縄文土器(前～後)	昭和58年度 埋蔵文化財 1984
		10	確・本	溝10(中・近1、不明9)、土坑18	—	昭和58年度 市川東部遺跡群 1984
		11	確・本	炉穴1(縄早)	縄文土器(早)	昭和58年度 市川東部遺跡群 1984
		12	確	—	—	昭和59年度 市川東部遺跡群 1985
		13	確	—	縄文土器(後)	昭和60年度 市川市埋蔵文化財 1986
		14	確・本	竪穴建物4(縄前2、奈・平2)、炉穴1(縄早)、溝2	縄文土器(早・前)、石器、動物遺体 / 土師器・須恵器(奈・平)	昭和59年度 市川東部遺跡群 1985
		15	確・本	竪穴建物3(縄前2、奈・平1)、土坑1(縄前)	縄文土器(前)、動物遺体 / 土師器・須恵器(奈・平)	昭和60年度 市川市埋蔵文化財 1986
		16	確・本	竪穴建物2(縄前1、奈・平1)、溝1	縄文土器(前・中)、石器 / 土師器・須恵器(奈・平)	昭和60年度 市川東部遺跡群 1986
		17	確・本	竪穴建物11(縄前3・中5、奈・平3)、炉跡2(縄)、埋壘2(縄中1・後1)、土坑51(縄)、土器集積土坑1(奈・平)、溝5	縄文土器(前～後)、土製品、石器、貝製品、動物遺体 / 土師器・須恵器(奈・平)、石製品	昭和60年度 市川東部遺跡群 1986
		18	確・本	竪穴建物8(縄前2・中1、奈・平5)、竪穴遺構1(縄)、炉跡3(縄)、土坑30(縄)	縄文土器(前～後)、土製品、石器、貝製品、動物遺体 / 土師器・須恵器(奈・平)	昭和61年度 市川東部遺跡群 1987
		19	確	土坑1(縄)	縄文土器(前・後)	昭和61年度 市川東部遺跡群 1987
		20	確・本	竪穴建物4(縄後)、土坑34(縄)	縄文土器(前～後)、石器、骨角器、動物遺体	昭和62年度 市川東部遺跡群 1988
		21	確	土坑1	縄文土器(早)	昭和62年度 市川東部遺跡群 1988
		23	確・本	竪穴建物1(縄)、竪穴遺構7、土坑18、溝4	縄文土器、石器 / 土師器(奈・平)	報告書未刊
		25	—	—	縄文土器、石器	報告書未刊
		26	確・本	—	不明	報告書未刊
		28	確・本	地下式坑1(縄中カ)	縄文土器(中・後)、石器	平成2年度 市川市内遺跡群 1991
		28-2	確	—	縄文土器(前・中)	平成22年度 市川市内遺跡 2014
		29	確・本	土坑・ビット14、溝1	縄文土器	報告書未刊
		30	確・本	土坑・ビット5	縄文土器	報告書未刊
		31	確・本	竪穴建物1(奈・平カ)、土坑200	縄文土器、石器	報告書未刊
		32	確・本	—	縄文土器、石器、貝製品	報告書未刊
		33	確	土坑・ビット4	縄文土器(前～晩)	平成7年度 市川市内遺跡 1996
		34	確	溝1(奈・平)、竪穴建物2(不明)、土坑2	縄文土器(早) / 土師器・須恵器・灰釉(奈・平)	平成7年度 市川市内遺跡 1996
		35	確・本	土坑1(縄)、ビット1	縄文土器	報告書未刊
		37	確	—	縄文土器(前・後) / 土師器 / 近世陶器	平成11年度 市川市内遺跡 2000
		38	確	土坑1(縄)・ビット1、溝1	縄文土器(前・中)、石製品	平成12～18年度 市川市内遺跡 2011
		39	確	掘立建物2(奈・平)、土坑・ビット14	縄文土器(前～後晩) / 土師器・須恵器(奈・平)、鉄鏃(奈・平)	平成12～18年度 市川市内遺跡 2011
		39	本	掘立建物5(奈・平)、ビット20	縄文土器 / 土師器・須恵器(奈・平)、金属製品	平成25年度 市川市埋文報告 2014
		40	確	—	縄文土器(前・後晩カ)、土製品	平成12～18年度 市川市内遺跡 2011
		40-2	確	—	縄文土器	報告書未刊
		41	確・本	土坑・ビット13、溝3	縄文土器、石器 / 土師器(奈・平)	報告書未刊
		43	確	溝1	縄文土器、石器	報告書未刊
		44	確	—	縄文土器(前・後) / 土師器(奈・平)	平成19・20年度 市川市内遺跡 2012
		45	確	—	縄文土器(前) / 土師器(奈・平)	平成19・20年度 市川市内遺跡 2012
		46	確	竪穴建物2(縄)、土坑3	縄文土器(前～後)・石器	平成19・20年度 市川市内遺跡 2012
		46-2	本	土坑12(縄7、奈・平5)	縄文土器(前)	平成21年度 市川市内遺跡 2013
		48	確	土坑・ビット9(縄)、ビット2(奈・平)	縄文土器(早～中) / 土師器・須恵器(奈・平)	平成21年度 市川市内遺跡 2013
		49	確	—	縄文土器(前・中)	平成22年度 市川市内遺跡 2014
		50	確	—	縄文土器(中・後) / 土師器・須恵器(奈・平)	平成22年度 市川市内遺跡 2014
		51	確	—	—	令和元年度 市川市埋文報告 2020
		52	確	土坑1(縄)、竪穴建物1(奈・平)、ビット2(縄)	縄文土器(前) / 土師器(奈・平)	平成25年度 市川市内遺跡 2019
		52	本	土坑3(縄)、竪穴建物2(奈・平)	縄文土器・土製品 / 土師器・須恵器(奈・平)、石製品、金属製品	令和元年度 市川市埋文報告 2020
		53	確	—	縄文土器 / 土師器(奈・平)	平成25年度 市川市内遺跡 2019
		54	確	—	縄文土器 / 土師器(奈・平)	平成26年度 市川市内遺跡 2020
		55	確	竪穴建物6(縄2、奈・平4)、土坑・ビット35(縄18、奈・平17)	縄文土器(前) / 土師器・須恵器(奈・平)	平成26年度 市川市内遺跡 2020
		55	本	竪穴建物1(縄前)、掘立建物2(奈・平)、土坑・ビット62(縄43、奈・平19)	縄文土器(前・後)、土製品、石器、動物遺体 / 土師器・須恵器(奈・平)	市教・原史 曾谷55 2016
		56	確	—	—	令和元年度 市川市埋文報告 2020
		57	確・本	竪穴建物1(縄)、土坑・ビット7	縄文土器(前・後) / 土師器・須恵器(奈・平)	令和元年度 市川市埋文報告 2020
		58	確・本	土坑・ビット7(縄)	縄文土器・土製品	令和元年度 市川市埋文報告 2020
		60	確	溝2(奈・平)	縄文土器 / 土師器(奈・平)	報告書未刊

【凡例】 確：確認調査、本：本調査 / 竪穴建物：竪穴建物跡、掘立建物：掘立柱建物跡 / 縄：縄文時代(縄早：縄文時代早期、縄前：縄文時代前期、縄中：縄文時代中期、縄後：縄文時代後期)、古：古墳時代、奈・平：奈良・平安時代、中：中世、近：近世 / 市教：市川市教育委員会、市川東部遺跡群：市川東部遺跡群発掘調査報告、市内遺跡群：市川市内遺跡群発掘調査報告、埋蔵文化財：埋蔵文化財発掘調査報告、市内遺跡：市川市内遺跡発掘調査報告、市川市埋文報告：市川市埋蔵文化財発掘調査報告

* 36は東山王東遺跡に編入、42・59は未調査のため欠番

堅穴建物跡が確認されており、大半は後期のものであった。これらの堅穴建物跡には、柄鏡形の平面形を呈するもの、壁に沿って柱穴を巡らすもの、入口部が明確なもの、埋甕が設置されたものなどがあった。平面形は多くが楕円形や不整円形であること、柄鏡形住居がみられることなどが本貝塚の特徴といえる。

(ウ) 土 坑

土坑は、各調査区に広く分布しており、計 38 基確認されている。人骨 (A 地点) や犬骨 (D 地点) をともない、土坑墓の性格をもつものもあった。平面形は、円形または楕円形が多い。また、土坑が一定のまとまりをもつピット群が D・E 地点において発見されている。

(エ) 遺構の移り変わり

本貝塚では、これまでに堅穴建物跡、土坑、焚火跡、ローム・礫集積遺構などが確認され、前期から後期までの時間幅があるが、後期初頭から後葉を中心としたものであった。

B 地点および C 地点から前期に相当する堅穴建物跡が計 3 軒、土坑が計 2 基確認されており、集落の初源を示すものとして注目される。

中期は、C 地点から中期初頭と推定される礫集積遺構が出土しているが、前期の遺構と同じように貝層をともなわないという特徴がある。中期末葉の遺構は、C 地点で土坑が確認されている。

後期初頭の遺構は D・E 地点で堅穴建物跡、A・D・E 地点で土坑が確認されている。A・D・E 地点を中心に集落が営まれていたようであり、貝層の形成も A・D 地点に限られていた。

後期前葉の遺構は、B・D・E・第 27 地点で堅穴建物跡、A・C・E・第 27 地点で土坑、A 地点で焚火跡、C 地点でロームの集積が確認されている。遺構の広がりや連動して、遺構外の貝層も広がりを見せるようになる。

後期中葉の遺構は、D・E・F 地点で堅穴建物跡が確認されており、遺構内の貝層は D・E・F 地点、遺構外の貝層は A・B・E・F 地点に広がりをみせる。

後期後葉の遺構は、D 地点で堅穴建物跡と土坑が確認されているが、貝層の形成は遺構内のみで、遺構外への広がりは確認されていない。

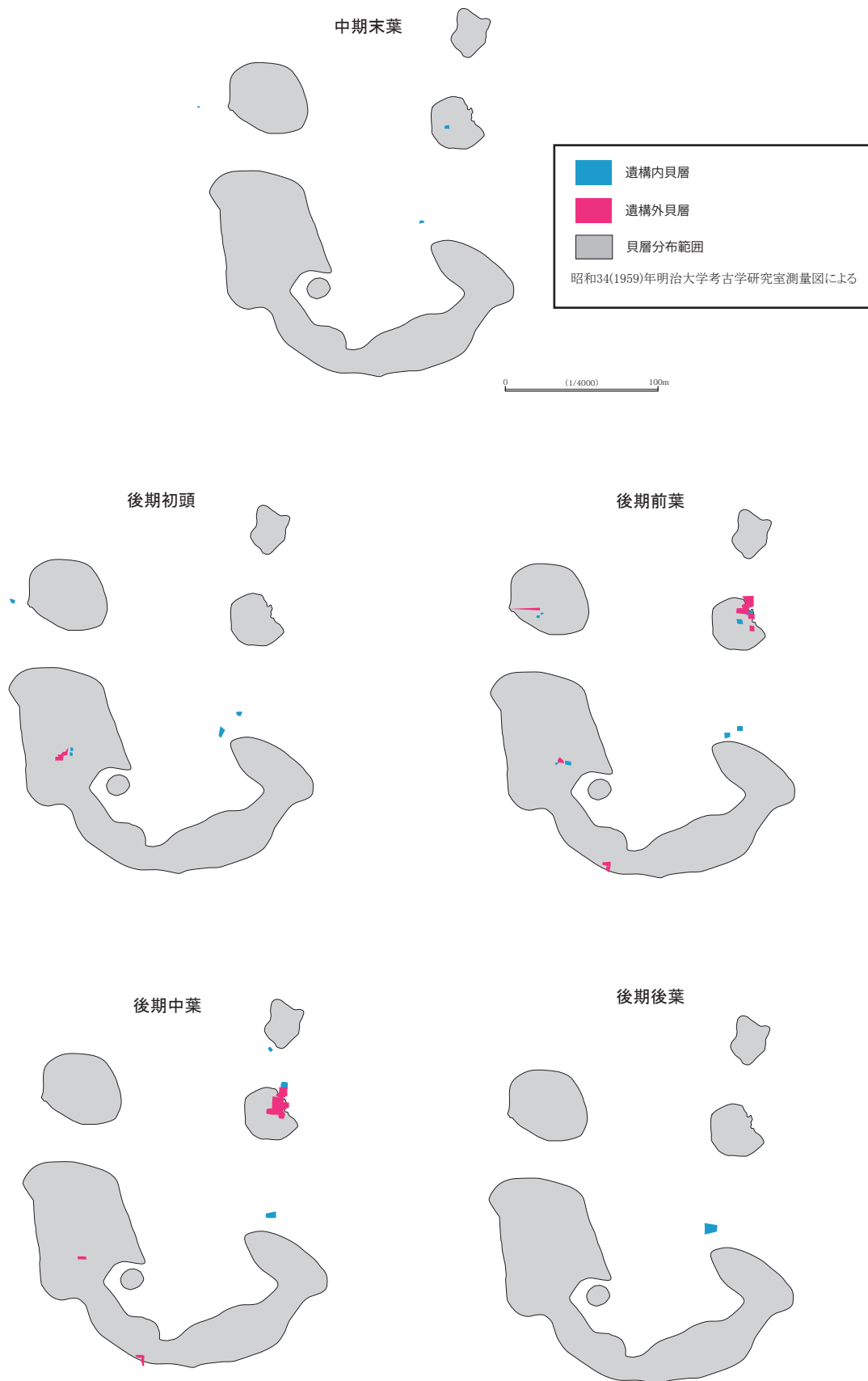
③ 発掘された遺物

(ア) 土 器

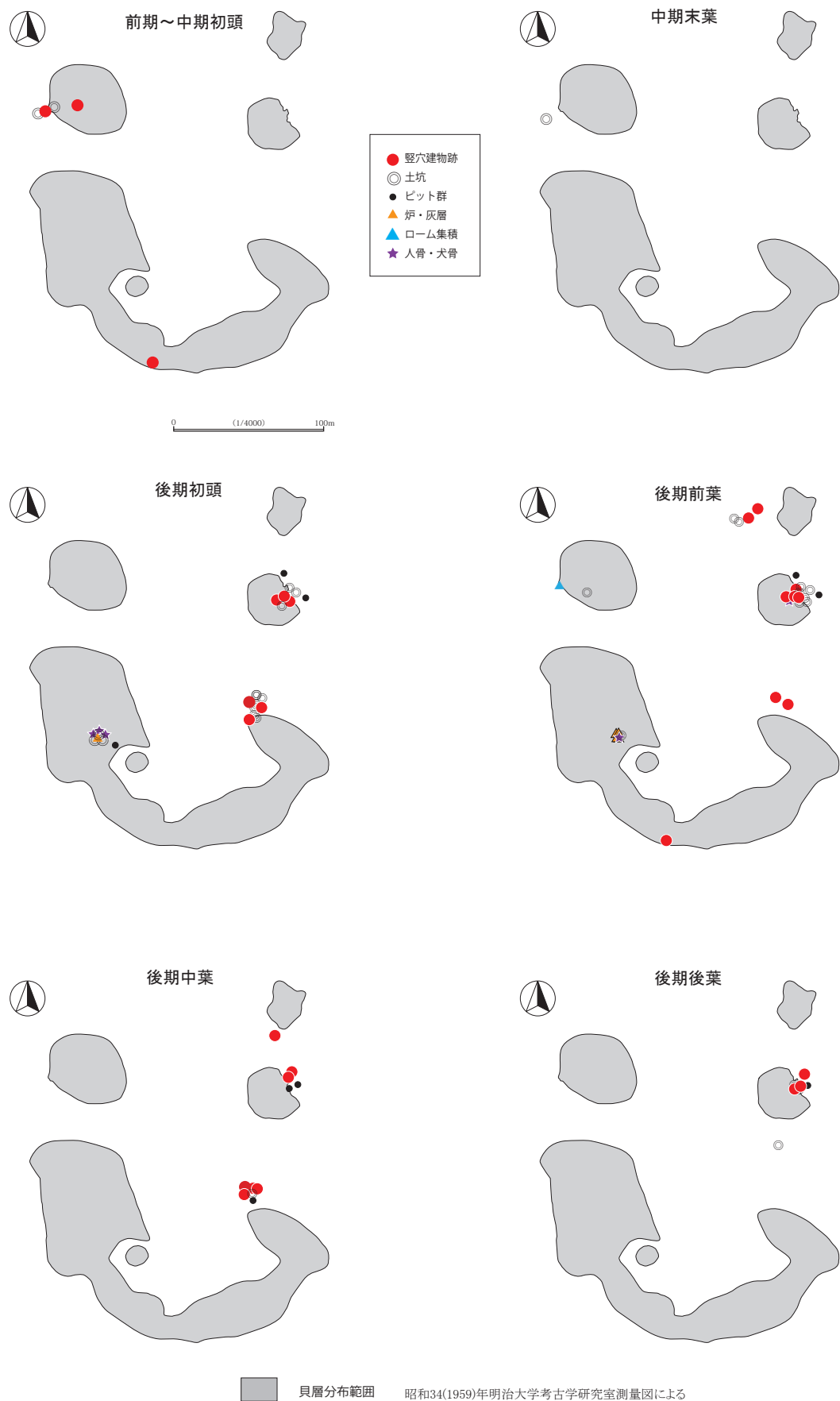
本貝塚の出土土器は、およそ 1100 点が報告書に掲載されている (市川市教育委員会 2022)。土器の時期は、縄文時代早期から晩期と幅広いが、後期初頭から後期後葉の土器を中心とする。後期後葉は、安行 2 式から数が激減し、集落の時期の終わりを想定できる。曾谷式土器は D・E・I 地点から出土した。D 地点 S I O 4・07 の床面から覆土にかけて、異形台付や鉢など多様な器種の曾谷式の良好な資料が出土している。また、他の地域に広がっている土器も出土している。A・E 地点では東北地方南部に分布する土器や、C 地点からは関東地方西部以西に分布の中心がある土器などが出土している。

(イ) 石 器

石器は合計で 467 点出土した (市川市教育委員会 2024)。製品出土点数の内訳は、尖頭器 1 点、



第3-10図 遺構内外貝層の時期別変遷



第3-11図 時期別遺構変遷図

石鏃（矢の先に付ける石製の矢じり）18点、スクレイパー（切ったり、削ったり、掻き取ったりする道具）3点、楔形石器11点、石核15点、剥片・碎片167点、礫器1点、磨製石斧（磨いてつくった石製の斧）3点、打製石斧（打ち欠いてつくった石製の土掘具）23点、石皿（磨石・敲石とセットでドングリ等の堅果類を割ったり、すりつぶしたりする道具）31点、磨石・敲石117点、石錘（石製のおもり）1点、砥石16点、軽石製品23点、石棒2点、石剣2点、石冠状石製品1点などである。これらの石器の時期は縄文時代後期が主体である。石鏃や石斧などの生活用具としての資料と、石棒などの儀礼的な性格をもつと考えられる資料がある。また、石皿など一部の石器は、分割されるなどして二次的に別の用途で使用されたものがあり、この傾向は市川市内の縄文遺跡と共通する。

（ウ）骨角歯牙製品

骨角歯牙製品は、動物の骨や角、歯牙を素材として製作された道具類を指す。計37点出土した（市川市教育委員会2024）。道具としての使用が想定される製品として、漁撈具と考えられるヤス状刺突具5点、組合せ式刺突具1点、釣針1点、鏃2点、弭形製品3点、錘3点、刺突具3点、ヘラ状製品3点が出土している。また、装身具類として、腰飾りと想定される棒状垂飾1点、髪飾りと想定される針状製品3点、垂飾4点が出土した。未製品や素材は5点である。これらは縄文時代中期から後期のものである。

（エ）貝製品

縄文時代の貝塚から出土する貝輪とは、貝殻に孔をあけてつくった腕輪である。身を飾る装身具であるが、呪術的な意味もあったと考えられている。

本貝塚から出土した貝製品は、貝刃などの道具としての製品および装身具類であり、計94点である。内訳は、貝刃が49点、ヘラ状貝製品1点、貝輪19点（未製品21点）、イモガイ類製加工品3点、穿孔貝1点が出土している。

また、貝輪素材であるイタボガキの貝殻が66点（46～66個体分）、同じくイタボガキ製の貝輪の未製品と破損品が19点（7～19個体分）D地点から出土した。これらは、製作過程の各段階を示す資料である。注目すべきは、未加工のイタボガキと貝輪の未製品において、身と蓋の1個体分が組み合わせられる事例が2例あることであり、貝輪生産がおこなわれていたことがわかっている。

イタボガキの貝輪生産に関わる一括資料は全国的にも類例がほとんどなく、縄文時代における貝輪生産を考えるうえで重要である。

（オ）土製品

土製品は合計67点出土した。その内訳は、土器片円板39点、二次利用された浅鉢片1点、土器片錘12点、三叉状土製品1点、耳飾り2点、土偶10点、男根状土製品1点、スタンプ形土製品1点が出土した。A地点から出土した土器片錘には、マガキが付着していた。土器片錘は網漁などに使用されたと考えられる生活用具であり、土器片円板の使用目的は不明であるが、そのほかの土製品は土偶や装身具としての役割のある耳飾りを含めて儀礼的な性格をもつ。

(カ) 動物・植物遺体

動物遺体は、おもに縄文時代後期初頭から後期後葉に位置づけられる貝類、魚類、鳥獣類がみられた。貝類は、全体的にハマグリとイボキサゴが主体で、次いでアサリがみられるほか特定のサンプル採集場所ではマテガイやマガキが集中していた。魚類は、サメ、アカエイ、クロダイ、マダイ、ボラ、ハゼなどがみられる。

植物遺体は、C地点から前期および後期のオニグルミ炭化核が3点出土した。その他、土器圧痕のレプリカ法による調査によって、エゴマの可能性が高いシソ属果実、液果類、ダイズ属種子、ヤブマメ種子、アズキ亜属種子、マメ類の可能性のある圧痕などが検出されている。

(キ) 糞石

糞石は、A・C・D・E地点から計47点が出土した。

そのほか、B地点およびD地点からサンゴ（キクメイシ）の化石が計3点出土した。

④ 埋葬

(ア) 人骨

人骨は合計で3体検出された。それらは堀之内1式期の胎児骨1体、称名寺式期の胎児骨1体、堀之内1式期の成人骨1体である。

この他にC地点から2点、D地点から16点、E地点から1点の人骨片が出土している。

A地点から1号人骨・2号人骨の2体の胎児もしくは新生児の人骨が出土しており、当時の周産期の死亡率の高さを物語る。18-12-3グリッドの土壌内から出土した1号人骨は、後期前葉の堀之内2式期である。胎齢は、およそ9.5ヶ月（7.5～10ヶ月）と推定されている（近藤・領塚2018）。17-11-25グリッドの暗褐色土層上部から出土した2号人骨は、後期初頭の称名寺式期である。胎齢約8ヶ月（7.5～8.5ヶ月）で死亡した（死産した）と推定される（近藤・領塚2018）。

E地点1号人骨は、S I O 4から仰臥屈葬の埋葬姿勢で出土した。頭骨の下から灰が出土しており、埋葬時に灰を頭部に敷いたとみられる。人骨の周囲からは、微量のベンガラと推定される赤い粉が検出されたが、埋葬にともなう副葬品や着装品などはなかった。時期は堀之内1式期である。骨のサイズから見て小柄と推定される成年～壮年の女性であり、左大腿骨が大きく欠けているが、ほぼ全身が保存されていた。年齢は20代～30代であり、比較的筋肉質な女性であったと考えられ、日常生活での労働の負荷が比較的大きかったことを示す。頭蓋、四肢骨とも、骨格の形態には典型的な縄文人の形質がみられた（近藤・領塚2018）。

人骨の歯冠を使って遺伝的な関係などを調べる研究によると、曾谷台にある中期の向台貝塚と後期の曾谷貝塚から出土した人骨の一部が近縁関係にある可能性が指摘された（近藤2022）。また、曾谷貝塚から出土した後期の人骨と姥山貝塚から出土したほぼ同時期の人骨の歯冠を分析した結果、生物学的に近縁関係にある個体が含まれ、両遺跡の縄文人たちが大柏谷という谷地形を隔てて、血縁関係にある可能性が指摘された。歯冠計測から推定された人骨同士の血縁関係の有無やその関係性は、今後DNA分析によって検証する必要があるものの、縄文時代の集落研究に寄与することが期待できる研究成果といえよう。

(イ) 犬骨

埋葬された犬骨は、A地点およびD地点から合計で2体検出された。また、C地点から埋葬

状態が不明瞭な犬骨が2か所から発見された。

A地点では17-11-23グリッドから、1体分の犬骨が埋葬された状態で出土した。時期は、後期初頭の称名寺式期である。骨格が良好な状態で残っているが、発掘時に一部の骨が移動した可能性がある（金子2008）。

C地点では、貝層下のローム集積（S X O 1）がピット状にやや落ち込む場所付近から犬骨が出土している（金子2008）。時期は、後期前葉の堀之内2式期であるが、埋葬されたものか否か確認できなかった。「ローム集積中ピット」と調査中に認識されていた場所、およびその上層からも出土が確認された。また、犬骨は7-10-25グリッド付近からも出土した。

D地点では、未加工のイタボガキと貝輪未製品が多く出土して注目されたSKO8の覆土上部から、後期初頭の加曽利V式期の埋葬犬骨が1体出土している。犬骨は、右半身を下にし、横たわった状態で出土し、北頭位で埋葬されていた。生後6～7ヶ月齢と推定され（金子2008）、暗褐色土層や貝層を掘り込んだ土壌の底面に埋葬したと考えられる。犬骨の広がりから穴の底面は最小限でも約60×40cmであり、深さは遺構確認面から50cm以上であったと推定され、犬骨は比較的短期間に埋まった4枚の貝層で覆われていた。

第3節 指定後の調査成果

（1）昭和54（1979）年指定地における発掘調査の概要

① G地点

住宅の改築工事にともない、貝塚の東南部に位置するG地点の調査がおこなわれた。長さ10m×幅2mの南北トレンチ1本、長さ6m×幅2mの東西トレンチ1本を設定し、昭和61（1986）年1月23日～27日に28㎡の範囲を調査した。遺構は確認できなかった。遺物は、縄文時代前期中葉と後期前葉から中葉にかけての土器が出土しており、後期前葉の堀之内2式がもっとも多い。瓦片なども若干出土している。馬蹄形貝塚の貝層分布の縁辺に位置する地点だが、後世の攪乱により貝層が破壊されていた。

② H地点

本地点は史跡内を東西・南北に通る道路の交差点に位置する。周辺住民及び史跡見学者からの交通危険防止の要望に伴い計画された道路拡幅工事の設計資料を得るため、平成16（2004）年6月10日～15日にかけて、貝層などの保存状況を確認する発掘調査がおこなわれた。調査面積は45㎡である。

調査では、道路拡幅工事予定箇所に計3本のトレンチを設定した。1トレンチでは、8カ所の貝層及び混土貝層、貝ブロックが認められた。貝類は、ハマグリがもっとも多く、アサリやシオフキ、オキシジミ、アカニシ、カガミガイ、イボキサゴなども確認されたほか、骨片なども検出された。2トレンチでは、トレンチの中央付近で貝ブロックが1カ所確認された。土器は、前期中葉の黒浜式や後半の興津式、中期末葉の加曽利EⅣ式、後期初頭の称名寺Ⅰ式、称名寺Ⅱ式、後期前葉の堀之内1式、堀之内2式、後期中葉の加曽利B2式などが出土した。磨石・敲石や石皿などの石器がわずかに出土した。

上記の調査結果を受け、本地点の道路拡幅工事は遺構確認面よりも高い位置までの掘削に止め、確認した遺構に影響が及ばない範囲で工事を施工することになった。

③ I地点

本地点はD地点とE地点の間に位置する。遺跡を南北に通る道路において市川市による「まごころ道路整備事業」（車両待避スペース設置）が予定されることに伴い、史跡保護の観点から、平成24（2012）年1月31日から発掘調査を実施した。調査面積は7 m²である。長さ7 m、幅1 mのトレンチを1本設置して確認調査を実施し、調査区の北側で貝層を、南側で土坑2基を確認した。

トレンチ内では、南側で20 cm程、北端部では70 cm以上の厚さの混貝土層が認められた。トレンチの南側で確認された土坑のうち、SK01からは1個体分の安行2式土器が出土した。遺構外は、加曽利B3式から安行1式にかけての土器が主体を占めていた。土器型式の時間幅と地点間の距離から、D地点と密接な関係のあることが想定される。

(2) 平成21（2009）年追加指定地における発掘調査の概要

① 第22地点

貝塚の西南部に位置しており、馬蹄形貝塚の外側にある。調査は、個人住宅の建設にともなうものであり、昭和63（1988）年5月10日～13日にかけておこなわれ、調査面積は26 m²であった。長さ6 m×幅2 mと長さ7 m×幅2 mのトレンチを各1本設定した。遺構や遺物は確認できなかったが、本地点の北側に隣接する第21地点、東南側に隣接する第11地点では、早期の土坑や炉穴が確認されている。

② 第24地点

本地点は、馬蹄形貝塚の開口部の東側に位置する。昭和63（1988）年12月16日～23日にかけて幅2 mのトレンチを南北方向に6本、東西方向に1本設定し、240 m²の範囲を調査した。遺物は、1～3トレンチの南側と5トレンチから出土し、堀之内1式を中心とする後期の土器片が主体を占めていた。5トレンチでは土坑2基を確認した。1号土坑出土の遺物は、堀之内1式土器を主体とし、黒曜石製の削器が1点出土した。2号土坑は、5トレンチの北側で確認され、底面には楕円形のピットがあった。遺物は、称名寺I式と後期前半の縄文施文の土器が出土し、後者の土器は1号土坑の出土土器と接合した。しかし、1号土坑の下位から後期後半の土器片が出土していること、1号土坑と2号土坑が不整形であることなどから、どちらも堀之内1式期の土坑ではなく、後世の土坑と判断される。

③ 第27地点

曾谷貝塚の北に開口する馬蹄形貝塚の東北部に位置している。貝塚の東北部に離れて分布する貝層の調査であり、幅2 m、長さ4 mのトレンチを11本設定し、遺構が確認された拡張区に対し、公共座標にあわせ一辺4 mのグリッドを設定し、平成2（1990）年7月24日～11月1日にかけて248.48 m²の範囲でおこなわれた。

貝層は、調査地点の北部で東西約7 m、南北約8 mの範囲で確認され、その時期は後期前葉の堀之内1式～2式期と考えられる。この貝層は、馬蹄形貝塚の北東部の地点貝塚に相当する。厚さが10～60 cmの貝層は、大別して、混貝土層、混土貝層、純貝層に分けられる。純貝層は、貝層部北側中央部において、東西2.6 m、南北2.7 mの範囲で確認された。

貝層を構成する貝類の種類と割合は、イボキサゴが約8割、ハマグリが約1割、その他約42

種が約1割となっており、大部分は鹹水産種であったが、汽水産種1種、陸産貝種7種が含まれていた。イボキサゴやハマグリは砂底性質が強い貝類である。ハイガイ、サルボウガイ、マガキなど湾奥性の貝類は極めて少なかった。陸産の微小貝として、ヒカリギセル、ヒメギセル、オカチョウジガイ、ホソオカチョウジガイが確認された。魚類はクロダイを主体とするが、マイワシやマアジなども少なくないことが推定された。鳥骨は少なく、獣骨ではイノシシ、ニホンジカの歯牙、骨角が破砕された状態で出土した。

遺構は、堀之内1式期の堅穴建物跡2軒を発掘することができた。出入口の先に土坑をもつ柄鏡形住居と推定される堀之内1式期のSIO1、略円形の平面形を呈し堀之内1式期でSIO1より新しいと考えられるSIO2である。SIO2は、多量の焼土・炭化物に覆われており、床面から遺物が出土しないことから、儀礼にともなう焼失住居と考えられる。

本地点は、台地下の弁天池へ降りる現在の道路の存在が物語るように、湧水地に近接した立地から、後期前葉の堀之内1式期の居住地として利用されていた。本貝塚東北部の貝層は、宅地と道路の造成でほとんど旧状をとどめていないが、調査結果を受けて、本地点の貝層が保存されることになった。

④ 第47地点

本地点は、曾谷貝塚の東側に位置しており、西南方向にG地点が隣接する。事業者から埋蔵文化財の照会があり、史跡指定地に隣接地することから、事業者との事前協議の結果、平成20(2008)年10月16日に保存目的の確認調査をおこなった。調査面積は50㎡である。この付近は、北東に向かって緩やかに傾斜し、標高は南西側で23.7m、北東側で22.4mをはかる。対象地に6本のトレンチを設定し、調査をおこなった結果、6トレンチで縄文時代の堅穴建物跡1軒、5トレンチで土坑1基、3トレンチでピット1基を確認し、2トレンチでは貝層の存在が認められた。確認面の深さは30～70cmであった。遺物は、前期中葉の黒浜式土器を主体とし、ほかに前期の関山式土器、中期の加曽利E式土器、後期の加曽利B式土器、安行式土器、磨石・敲石や石皿転用の砥石なども出土している。確認調査の結果、堅穴建物や土坑、貝層の存在を確認したことから、本地点は平成21年7月付で曾谷貝塚の史跡指定地に追加され、保存されることになった。

以上、曾谷貝塚においては市川市による調査と他の機関による調査が複数回おこなわれ、多彩な学術的成果をあげている。一方で、調査範囲の合計面積は史跡指定範囲全体の5%に満たない。今後の調査や整理作業において、さらなる成果が期待できる。

第3-4表 曾谷貝塚史跡指定地内における発掘調査の概要と史跡指定日

地点	調査期間	調査面積	史跡指定日
A	昭和49(1974)年 8月21日～9月22日	56㎡	昭和54(1979)年12月22日
B	昭和49(1974)年 8月21日～9月23日	88㎡	昭和54(1979)年12月22日
C	昭和50(1975)年 8月17日～8月26日	134㎡	昭和54(1979)年12月22日
D	昭和51(1976)年 8月1日～8月20日	206㎡	昭和54(1979)年12月22日
E	昭和52(1977)年 8月1日～8月31日	307㎡	昭和54(1979)年12月22日
F	昭和53(1978)年 8月18日～8月30日	105㎡	平成28(2016)年3月1日
G	昭和61(1986)年 1月23日～1月27日	28㎡	昭和54(1979)年12月22日
H	平成16(2004)年 6月10日～6月15日	45㎡	昭和54(1979)年12月22日
I	平成24(2012)年1月31日	7㎡	昭和54(1979)年12月22日
第22	昭和63(1988)年 5月10日～5月13日	26㎡	平成21(2009)年7月23日
第24	昭和63(1988)年 12月16日～12月23日	240㎡	平成21(2009)年7月23日
第27	平成2(1990)年 7月24日～11月1日	248.48㎡	平成21(2009)年7月23日
第47	平成20(2008)年10月16日	50㎡	平成21(2009)年7月23日
総計		1,540.48㎡	
指定地		5,021,687㎡	昭和54(1979)年12月22日・ 平成21(2009)年7月23日・ 平成28(2016)年3月1日

(3) 曾谷遺跡の概要

貝塚の外側にも遺構や遺物の広がりが見られ、貝塚を含めたその範囲をもって曾谷遺跡とする。

第3-8図(40頁)に示した曾谷遺跡の規模は、東西約450m、南北約470mに及んでおり、これまでに発掘調査した箇所は60地点を数える。発掘調査の結果、史跡指定地の西側で縄文時代前・中・後期の竪穴建物跡、土坑群などが数多く確認され、本貝塚を築いた人々の集落の存在が明らかになってきている。また、曾谷遺跡の史跡指定地外において、奈良時代や平安時代の竪穴建物跡をはじめ、鎌倉時代以降の地下式坑が確認されるなど、各時代の遺構が重複する複合遺跡であることがわかった。貝塚以外における曾谷遺跡の発掘調査の経過については、第3-3表(41頁)のとおりである。

第4節 曾谷貝塚の発掘調査成果のまとめ

(1) 遺構と貝層

① 早期

本貝塚では、縄文時代早期にさかのぼる遺構はみつかっていないが、遺物が確認されている。なお、史跡指定地の周辺に視点を広げるならば、近年、E地点東側に位置する曾谷遺跡第9地点付近から、男女型尖頭器(槍先の石器の先端を細長く槌状に加工した狩猟具)が採集され、本貝塚周辺の土地利用が旧石器時代に遡る可能性が高まった。縄文時代早期前葉(撚糸文土器群)・中葉(貝殻・沈線文土器群)・後葉(条痕文土器群)に関し、指定地内において、前葉は遺構・遺物とも未確認で、中葉は土器のみ、後葉は土器片円板のみが確認されている。その他、曾谷遺跡第1地点と第14地点で前葉の土器、第11地点と第21地点で後葉の遺構(炉穴・土坑)・遺物(土器)が確認されており、本貝塚周辺の土地利用の初源を知ることができる。また、上述の第9地点から、溝状のおとし穴が1基確認され、本貝塚の形成に先行する時期のものであると推定される。

② 前期

前期の竪穴建物跡は、本貝塚の西側にあるB・C地点で確認されている。貝層は規模が小さく遺構内に留まる。東京大学人類学教室が戦後に調査した地点では、黒浜式期の貝層や竪穴建物跡が確認された。また、A～D、H、第24、第47地点からは前期中葉～後葉に位置する土器が出土した。

③ 中期末葉

指定地内では、中期末葉の明確な竪穴建物跡は見られないが、C地点から土坑、E地点からピット群が確認されている。また、A・C・E・F・第27地点から加曽利EⅣ式の土器片が出土している。一方、指定地の西側に広がる曾谷遺跡では、加曽利EⅣ式土器をとまなう竪穴建物跡が確認されており、中期末葉の集落は西側の曾谷遺跡に中心がある可能性が高い。

④ 後期初頭

後期初頭になると、D・E地点から竪穴建物跡、A地点からローム台状遺構、A・D・E地点から土坑、A地点から埋葬人骨、A・D地点から埋葬犬骨が出土している。指定地内では、本貝塚西南部にある明治大学調査のMトレンチ18区から称名寺式期の竪穴建物跡、同じく西南部のMVⅦ地点から称名寺Ⅱ式の土器棺、本貝塚東南部のMトレンチ6区から称名寺式期の貝層を持った土坑が確認された。貝層は、A地点の一部では遺構外にも広がるが、基本的には遺

構内での形成に留まる。これまでの調査結果によると、中央の広場を隔てて、西南部のA地点・MⅦ地点・Mトレンチ18区、東南部のD地点・Mトレンチ6区、北東部のE地点を中心に集落が営まれていたようである。

⑤ 後期前葉

後期前葉には、B・D・E・第27地点から竪穴建物跡、A・C・E・第27地点から土坑、A地点から焚火跡、C地点からロームの集積が確認されている。埋葬人骨は、E地点（屈葬）とA地点（胎児）が出土している。指定地内では、他に西南部のMトレンチ19区から堀之内1式期（杉原・工樂1967）、同じくMⅦ地点から堀之内2式期の竪穴建物跡（戸沢1964）が確認されており、東南部のMⅢ地点から堀之内2式～加曽利B1式期の埋葬人骨（伸展葬）が3体出土している（戸沢1964）。貝層の形成は、A・B・C・D・E・第27地点で確認され、D地点のみ遺構内の形成であった。これまでの調査結果によると、中央の広場を隔てて、本貝塚の北東部、東南部、南部、西南部、北西部とほぼ全域が利用され、集落が営まれていたことがわかる。

⑥ 後期中葉

後期中葉には、D・E・F地点から竪穴建物跡が確認され、遺構内の貝層はD・E・F地点、遺構外の貝層はA・B・E・F地点に広がる。指定地内では、他に東南部のMトレンチ7区と9区から後期中葉の屈葬2体、伸展葬1体の埋葬人骨（杉原・工樂1967）、西南部のMⅢ地点から堀之内2式～加曽利B1式期の伸展葬（足を伸ばした状態で埋葬すること）の埋葬人骨3体（戸沢1964）、北西部の早稲田大学考古学研究会が調査したW地点から加曽利B1式期の屈葬（足を曲げた状態で埋葬すること）人骨1体（馬目1976）が出土している。埋葬人骨は、馬蹄形貝塚の内側に埋葬される傾向があった。指定地外では、Y地点の西側に位置する曾谷遺跡20地点から加曽利B3式期の竪穴建物跡が確認されており、加曽利B式期の集落が指定地外の西側に広がることがわかった。この時期の貝層は、北西部を除いて全域に広がりを見せており、後期前葉と同様の様相を示している。これまでの調査の結果から、本貝塚の中央の広場を隔てて、本貝塚の北東部、東南部、南部、西南部、北西部と指定地のほぼ全域と指定地外の西側隣接地が利用され、集落が営まれていたことがわかる。

⑦ 後期後葉

指定地内では、本貝塚東南部のD地点から曾谷式期と安行1式期の竪穴建物跡と土坑、I地点から安行2式期の土坑が各々確認されている。指定地内では、他に本貝塚北東部のO地点（千葉県教育委員会調査地点）で安行1式期の竪穴建物跡、本貝塚西南部のY地点で曾谷式期の竪穴建物跡が確認されている。Y地点は、山内清男氏が曾谷式土器を発掘した地点である。指定地外の西側に位置する曾谷遺跡20地点からも、曾谷式期の竪穴建物跡が確認されており、曾谷式期の遺構が指定地外に広がることがわかった。貝層の形成は、基本的に遺構内に限られているようであるが、東京大学人類学教室が調査したd地点については、安行式期の貝層が遺構外に形成されていた可能性がある。この時期の人骨は未確認であることから、墓域は後期中葉と異なる可能性がある。これまでの調査結果によると、後期後葉の竪穴建物跡は、指定地内では本貝塚の北東部、東南部、西南部、指定地外西側から確認され、後期中葉のあり方をほぼ継承し、中央の広場を挟んで集落が形成されていたことがわかる。

⑧ 晩期

晩期の遺構はなく、C地点から安行3b式併行の姥山Ⅲ式の土器片が1点、E地点の東南にある指定地外の曾谷遺跡第33地点から安行3b式の口縁部が1個体分出土しているに過ぎな

い。明治大学が調査した本貝塚西南部のMトレンチ 18 区からも安行 3 a 式が出土した記録があり、晩期前葉の土器片は指定地内に散在して出土する。

(2) 遺 物

① 土 器

土器は、縄文時代早期から晩期に至るまで出土している。最も古い土器は、早期中葉の田戸下層式であり、C 地点、E 地点、明治大学考古学研究室が調査したMトレンチ 17 区から出土している。本貝塚の早期後葉では、条痕文土器が土器片円板として 1 点出土している。

前期に入ると、黒浜式・諸磯 a 式・諸磯 b 式・浮島 I a 式、浮島 I b 式、浮島 II 式、浮島 III 式、興津 I 式、興津 II 式、十三菩提式土器などが出土し、前期中葉以降の土器型式が出揃うが、後期の土器と比較すると絶対数は少ない。A～D・H 地点、第 24・第 47 地点などから出土している。

中期は、初頭の五領ケ台式が B 地点や C 地点の集石遺構付近から出土している。中葉の勝坂式は B 地点、阿玉台式は B・D 地点から僅かに出土している。後葉の加曽利 E 式は、A・C・D・E 地点から加曽利 E IV 式が出土している。

後期は、初頭の称名寺 I 式、称名寺 II 式、加曽利 E V 式、前葉の堀之内 1 式、堀之内 2 式、中葉の加曽利 B 1 式、加曽利 B 2、加曽利 B 3 式、後葉の曾谷式、安行 1 式、安行 2 式と、後期に属する土器型式が出揃う。初頭では、称名寺 I 式や称名寺 II 式に加えて、加曽利 E V 式が多い。後期前葉の堀之内 1 式と 2 式は、本貝塚で最も多く出土する土器であり、貝層部分布域を中心に幅広く出土する。併せて、東北地方南部の土器型式（綱取 II 式）、関東地方西部の土器型式（下北原式）との関係が考えられる土器、中部地方や近畿地方との関係を伺わせる土器なども出土している。中葉の加曽利 B 式は、B・D・E・F 地点で多く出土しており、後葉の曾谷式、安行 1 式、安行 2 式とともに、本貝塚の北東部にややまとまる傾向にある。D 地点 S I O 4・O 7 においては、曾谷式から安行 1 式にかけての良好な資料が出土した。安行 2 式は、I 地点から器形がわかる土器が 1 個体、後期中葉から後葉にかけては、中部地方との関係を伺わせる土器（高井東式など）が出土した。

晩期は、C 地点から姥山 III 式と安行 3 b 式の土器が C 地点で 1 点出土している。

② 土製品

土器片円板・土器片土錘・三叉状土製品・土偶・耳飾り・垂飾・男根状土製品・スタンプ形土製品などが出土した。A 地点の S K O 1 からマガキが付着した状態で土器片土錘が出土した。土器片土錘を干潟に残し、その後に回収して持ち帰ったと考えられる。土偶は、絶対数が少なく小破片が多い。一方、明治大学が M T 16 区で発掘した後期中葉の山形土偶 1 点（杉原・戸沢 1971）や O 地点から発掘された後期後葉のミミズク形土偶 2 点（サントリー美術館 1969）は、形状を知ることができる資料である。耳飾りは、第 27 地点から出土した前期の玦状耳飾り、C 地点出土の後期の小型滑車形耳飾りである。明治大学による調査で出土した輪状の垂飾は、縄文が施文され赤色顔料が塗られている。加曽利 B 式期の所産とされる。スタンプ形土製品は、縄文時代後期に東日本で製作および使用された遺物で、F 地点 S I O 1 の覆土内貝層の直上から 1 点出土した。

③ 石 器

石器は、尖頭器・石鏃・スクレイパー・楔形石器・石核・剥片・磨製石斧・打製石斧・礫器・石錘・石皿・磨石・敲石・砥石・軽石製品・垂飾・石棒・石剣・石冠状石製品・火打石・石筆・

石版などが出土しているが、ここでは縄文時代の石器に限定して説明する。遺構や遺物と同様、縄文時代後期の石器が主体を占めており、前期や中期末葉の石器が混在するものと推定される。

尖頭器は、チャート製が1点出土した。石鏃は、黒曜石製やチャート製が出土しており、チャート製がやや多い傾向にある。本貝塚から出土した黒曜石製の石鏃と剥片を蛍光X線で分析し、その産地を調べたところ、C地点を除いた分析対象53点の内訳は、神津島産8点、箱根産1点、霧ヶ峰産36点、高原山産6点、不明2点であった。スクレイパーは、各地点を通じて出土数が少なく、貝刃などとの代替関係が想起される。楔形石器・石核・剥片・碎片は、黒曜石とチャート製のものが主体を占めており、石鏃の製作に関わる可能性が高い。磨製石斧は、定角式のものが出土しており、石材は透閃石岩（新潟県南西部や富山県南東部産）であった。打製石斧は、指定地内から計23点出土した。石皿は、F地点から良好な資料が出土している。石材は、利根川中流域産の多孔質安山岩が半数を占め、次に相模川産に類似する閃緑岩が多く、入間川支流や都幾川上流産の緑色片岩や緑泥片岩も僅かに含まれていた。磨石・敲石は、形態と使用痕から5つに分類される（A～E類）。石材は、砂岩（多摩川流域産）が最も多く、次いで安山岩（利根川中流域や渡良瀬川中流域産）、石英斑岩（渡良瀬川中流域産）の順となる。磨石・敲石は、主に石皿とセットで堅果類の加工や道具の製作に使用されたと考えられる。砥石は、砂岩製が主体を占めており、骨角歯牙製品の製作に使用されたと考えられているもの（有溝砥石）がみられた。E地点のS I O 8では、石冠と、三角柱形の軽石製品とが床面でともなう。垂飾は、滑石製のものが1点出土した。石棒や石剣は、破片の状態それぞれ2点で出土した。第31地点では、被熱後に側面や破断面から剥片を剥ぎ取った石棒が出土している。石冠は、E地点から線刻で図形を描いた、後期に属すると考えられる石冠状石製品（砂岩製）が1点出土した。

石器には、二次利用（転用）によって器種が製作時と異なるものもあった。たとえば、本貝塚の石皿は完形品が稀であり、分割された破片や磨石・敲石に二次利用された状態で出土することが多い。この傾向は、市川市内の縄文時代の遺跡に共通する（領塚2006）。そのほか、石剣の一部が打製石斧に二次利用された事例があり、一次利用後に用途がリセットされることがわかる。

④ 骨角歯牙製品

ヤス状刺突具・組合せ式刺突具・釣針・骨鏃・牙鏃・弭形製品・ヘラ状製品・錐状製品・針状製品・髪飾・垂飾などが出土しており、未製品も確認されている。時期は、すべて後期に属する。特に、D地点S I O 4・07の覆土中から出土した一括資料（曾谷～安行1式期）は、この地域の骨角歯牙製品の指標となる。この地域で通時的に出土する漁撈具であるヤス状刺突具、組合せ式刺突具が出土している。A地点からは後期初頭の鹿角製釣り針のほか、鹿角製の未製品も出土し、集落内での釣り針製作を物語る。指定地に隣接する曾谷遺跡第20地点からも、竪穴建物跡から後期中葉～後葉の釣針の一部が出土した。骨鏃や牙鏃は、この地域の後・晩期の遺跡では少数ながら出土する。^{ゆはず}弭形製品（弓の両端にある、つるをかける部位に似た製品）は、D・E地点から計3点出土している。ヘラ状製品は、通時的に出土する。針状製品は、針状に細長く製作されており、髪飾りの可能性がある。垂飾には、骨・歯牙製の首・胸飾り、棒状を呈する鹿角製の腰飾りなどが出土している。明治大学の調査では、本貝塚の南西部から、短冊形の胸飾りを装着した人骨が出土した。また、山内清男氏が発掘したY地点からも後期中葉から後葉と推定されるヤス状刺突具・針状製品・根挟みなどが出土した。曾谷遺跡20地点では、イノシシの犬歯を利用した胸飾りが出土した。

⑤ 貝製品

貝刃・ヘラ状貝製品・貝輪（未製品を含む）・イモガイ類垂飾・ツノガイ管玉・穿孔貝などが出土しているが、半数以上は貝刃であり、貝輪とその未製品がこれに次ぐ。イモガイ類垂飾は、製品はE地点出土の1点のみであったが、素材や一部に穿孔を施した未製品がB地点から2点出土している。これらは、房総半島南部の漂着貝を素材としたものであり、素材・未製品・製品の状態で流通していたようである。注目すべきは、D地点SK08出土の未加工のイタボガキと貝輪未製品の一群である。後期初頭の土坑の覆土から、イタボガキの貝殻が66点（46～66個体分）、貝輪の未製品・破損品が19点（7～19個体分）出土しており、後者には製作過程の各段階を示す資料が含まれていた。未加工のイタボガキと貝輪の未製品が接合した事例が2例あり、イタボガキが合弁の状態で集落内に持ち込まれ、本貝塚の集落内での貝輪生産を物語るものである。このようなイタボガキ製の貝輪生産に関わる一括資料は全国的にも類例がなく、縄文時代の貝輪生産を考えるうえで重要である（領塚2008）。

⑥ 動物遺体

本貝塚では、後期初頭（称名寺I式期）から後期後葉（安行1式期）にかけ、動物遺体が数多く出土している。イボキサゴ・スガイ・ツメタガイ・アカニシ・ハイガイ・マガキ・シオフキガイ・アサリ・ハマグリ・オキシジミ・オオノガイなどの貝類、サメ・アカエイ・ウナギ・カタクチワシ・コイ・コチ・スズキ・キス・ブリ・マアジ・クロダイ・マダイなどの魚類、両生類のカエル、ヘビ亜目・ウミガメ科などの爬虫類、キジ科・ニワトリ・カモ亜科・カイツブリ・カラス属・タカ科などの鳥類、ヒト・ニホンザル・ニホンモグラ属・キツネ・タヌキ・ニホンオオカミ・イヌ・テン・アナグマ・カワウソ・イノシシ・ニホンジカ・ネズミ科・ノウサギなどの哺乳類が出土した。一部には、二次的な要因で混入したニワトリなどの後世の動物遺体が含まれるが、大半は当時のものであり、時期によって動物遺体の組成や割合に差異が認められる。

A～F地点の遺構の内外から採取した貝層サンプル分析によると（阿部2022）、イボキサゴを主体とするもの、ハマグリやアサリを主体とするものがある。アサリを主体とするものは、D地点のSK08で後期初頭の加曽利EV式期に属する。分析した貝層のうち、D地点SI04・07の覆土貝層や各地点の遺構外の貝層はボキサゴを主体とするのに対して、ハマグリを主体とする貝層は遺構内のすべての貝層であった。D地点SI04・07の場合、オキシジミが主体をなす貝層サンプルが含まれており、他の遺構と比較してオキシジミの割合が全体の約5.6%と高かった。堀越正行氏は、D地点のSI04・07の貝層中にオキシジミが多く含まれている点に注目し、海退現象にともなう底質の変化との関係を指摘している（堀越1977）。

魚類は、タイ科のクロダイ属が後期を通じて安定的に出土する。後期初頭ではD地点SK08（加曽利EV式期）やA地点SK01（称名寺1式期）にキス属出土が目立つが、後期前葉（堀之内1式期）以降ではあまり見られなくなる。一方、堀之内1式期以降になるとウナギの出土が顕著になり、後期後葉にはコイ科の出土が目立った。東京湾東岸では、後期後葉にクロダイ属と淡水魚が増加傾向を示すことが指摘されており（植月2010）、本貝塚でも同様の傾向を示すことがわかった。

哺乳類は、イノシシとニホンジカが主体を占める。イノシシとニホンジカの割合はほぼ同量であり、地点によって部位組成には差異がみられた。

なお、本貝塚の第27地点では、貝層サンプルの水洗選別によって、ゴマガイ・ヒダイマキ

ゴマガイ・ヒカリギセルガイ・ヒメギセルガイ・オカチョウジガイ・ホソオカチョウジガイなどの陸産貝類が確認されている（金子 1991）。また、ハマグリについては、貝殻成長線分析（貝殻断面を化学反応で加工し、特殊なフィルムで型を取り顕微鏡で観察すると、成長線と呼ばれる弧線が確認できる。この貝殻成長線は、1日に1本形成され、日輪と呼ばれる。日輪は海水温の変化によって形成される間隔が変わるため、その間隔や本数を調べることで、いつ貝が死亡したか推測できる）により、本貝塚のA地点、B地点においては、春季前半にピークがある一方、通年的な貝類資源の獲得が示された（小池 1979）。

⑦ 植物遺体

本貝塚では、これまでC地点から前期の諸磯a式期、後期の堀之内1式期、堀之内2式期のオニグルミの種子（各1点）が出土した。また、レプリカ法による圧痕調査によって、前期中葉の黒浜式土器からシソ属果実の圧痕、前期末葉の土器からマメ類の可能性のある圧痕、後期初頭の土器（加曽利EV式）からミズキ果実の圧痕、後期の土器からアサ核、アズキ亜属種子、マメ類の子葉の可能性のある圧痕が確認された。

第5節 指定の状況

(1) 指定告示

名称 : 曾谷貝塚
種別1 : 史跡
時代 : 縄文時代中期後半から後期後半
指定年月日 : 昭和54(1979)年12月22日 文部省告示第174号
指定面積 : 42,141.64 m²
追加年月日 : 平成21(2009)年7月23日 文部科学省告示第119号
平成28(2016)年3月1日 文部科学省告示第35号
追加面積 : 7,970.23 m² (平成21(2009)年)、105 m² (平成28(2016)年)
指定基準 : 一. 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡
所在地 : 千葉県市川市曾谷二丁目

(2) 指定説明文とその範囲

① 指定説明(昭和54(1979)年)

曾谷貝塚は、千葉県北部地域に広がる下総台地の西南縁部に位置する。市川付近の台地は、南北方向の谷によって東西に3分されており、西から国分台、曾谷台、柏井台と呼ばれ、それぞれの台地には数多くの貝塚が分布している。曾谷貝塚は、この中の曾谷台に位置し、大規模な馬蹄形貝塚として、近くの堀之内貝塚や姥山貝塚と共に、早くから全国的に著名なものとなっている。

本貝塚は、明治末頃の高橋百太郎氏らによる発掘以来、しばしば調査の手が加えられた。その中で、昭和34年の明治大学による発掘と地形測量、昭和49年から53年にわたる市川市教育委員会による継続的な発掘調査は、本貝塚の概要を明らかにするものであった。

本貝塚は、標高22～25メートルの台地上の窪地の周囲に形成されており、東西210メートル・南北240メートルの規模で、北の谷側を開口部とする馬蹄形をなしている。ただ、貝層は一連でなく、東側に2つ、西側に1つの貝層ブロックが独立的に存在している。この地に、裾野にあたる周辺部に小貝塚ブロックが点在しており、集落としての大きな広がりが見込まれる。竪穴住居は、窪地周囲の土手状の高まりの頂部から外側にかけて設けられ、貯蔵穴と推定されるピットは高まり頂部から少し入ったところに多く設けられている。埋葬人骨も特に集中することなく、高まりの頂上付近で点々と発見されている。中央の窪地は未調査であるが顕著な遺構はなく、広場であったと推定される。調査によって発見された遺物は、縄文時代早期後半のものから晩期初頭のものまで、断続的にみられるが、竪穴住居を中心とする遺構は、前期から後期にかけてのものに限られており、その中でも顕著なものは質量ともに後期に集中している。したがって、本遺構の住居や貝塚形成の中心は、縄文時代後期にあるといえる。

曾谷貝塚は、全国でも稀にみる大きな規模を有し、遺跡の残存状況も良好であって、学術上きわめて高い価値を有するものである。

(『月刊文化財』昭和54年6月号)

② 指定説明(平成21(2009)年)

曾谷貝塚は、東西二一〇メートル、南北二四〇メートルの範囲で馬蹄形に広がるわが国最大

級の縄文時代貝塚として、昭和五十四年に史跡指定された。

曾谷貝塚は、縄文時代後期後半を主体とするが、その下位には縄文時代前期の竪穴住居が存在する。また、貝塚の外縁部からは、貝塚と同時期もしくはそれに若干前後する時期の竪穴住居が多数確認されており、貝塚とそれを形成した人びとの居住域との位置関係や、貝塚の形成過程を追究するうえで重要な遺跡である。なお、縄文時代後期後半に属する曾谷式土器の標識遺跡としても、学史的に有名である。

市川市教育委員会では、指定後も遺跡の範囲・内容確認調査を継続しており、居住域を含めた遺跡の範囲は、東西三五〇メートル、南北四〇〇メートルに及ぶことが明らかになった。特に、追加指定の対象となる三地区のうち、史跡北側では小規模貝塚と竪穴住居が、東側と南西部では竪穴住居が確認されており、これらは貝塚とそれを形成した集落との関係やその変遷などを解明するうえで重要な地区である。

今回、条件の整ったこれら三地区を追加指定し、保護の万全を期そうとするものである。

（『月刊文化財』昭和 21 年 8 月号）

③ 指定説明（平成 28（2016）年）

曾谷貝塚は、東西二一〇メートル、南北二四〇メートルの範囲で北側に開口した馬蹄形に広がる我が国最大級の縄文時代貝塚として、昭和五十四年に史跡指定された。

この貝塚は、明治二十六年に初めて学界に報告されて以来、多くの研究者によって発掘調査が行われ、山内清男が昭和十四年に設定した曾谷式土器の標識遺跡としても有名である。

市川市教育委員会では、史跡指定後も遺跡の範囲と内容を確認するための発掘調査を継続的に行い、貝塚は縄文時代中期後半から後期後半まで継続するが、主体は後期後半になることが明らかになった。また、貝塚の周辺には貝塚と同時期若しくは若干前後する竪穴建物が多数確認されており、居住域を含めた遺跡の範囲は、東西三五〇メートル、南北四〇〇メートルに広がることも明らかになった。これらのことから、貝塚の形成や変遷をはじめ、貝塚とそれを形成した人々の居住域との位置関係等を追求するうえで重要であり、平成二十一年に追加指定が行われた。なお、東京湾沿岸部でもその北東部に集中する史跡姥山貝塚^{うばやま}、史跡山崎貝塚^{やまざき}、史跡横橋貝塚^{こてはし}、史跡加曽利貝塚^{かそり}、史跡月ノ木貝塚^{つきのき}、史跡荒屋敷貝塚^{あらやしき}、史跡花輪貝塚^{はなわ}等、多数の大規模で馬蹄形を呈する貝塚との関係性の追求も今後期待される。

今回、条件の整ったこれら部分を追加指定し、保護の万全を図るものである。

（『月刊文化財』昭和 28 年 2 月号）

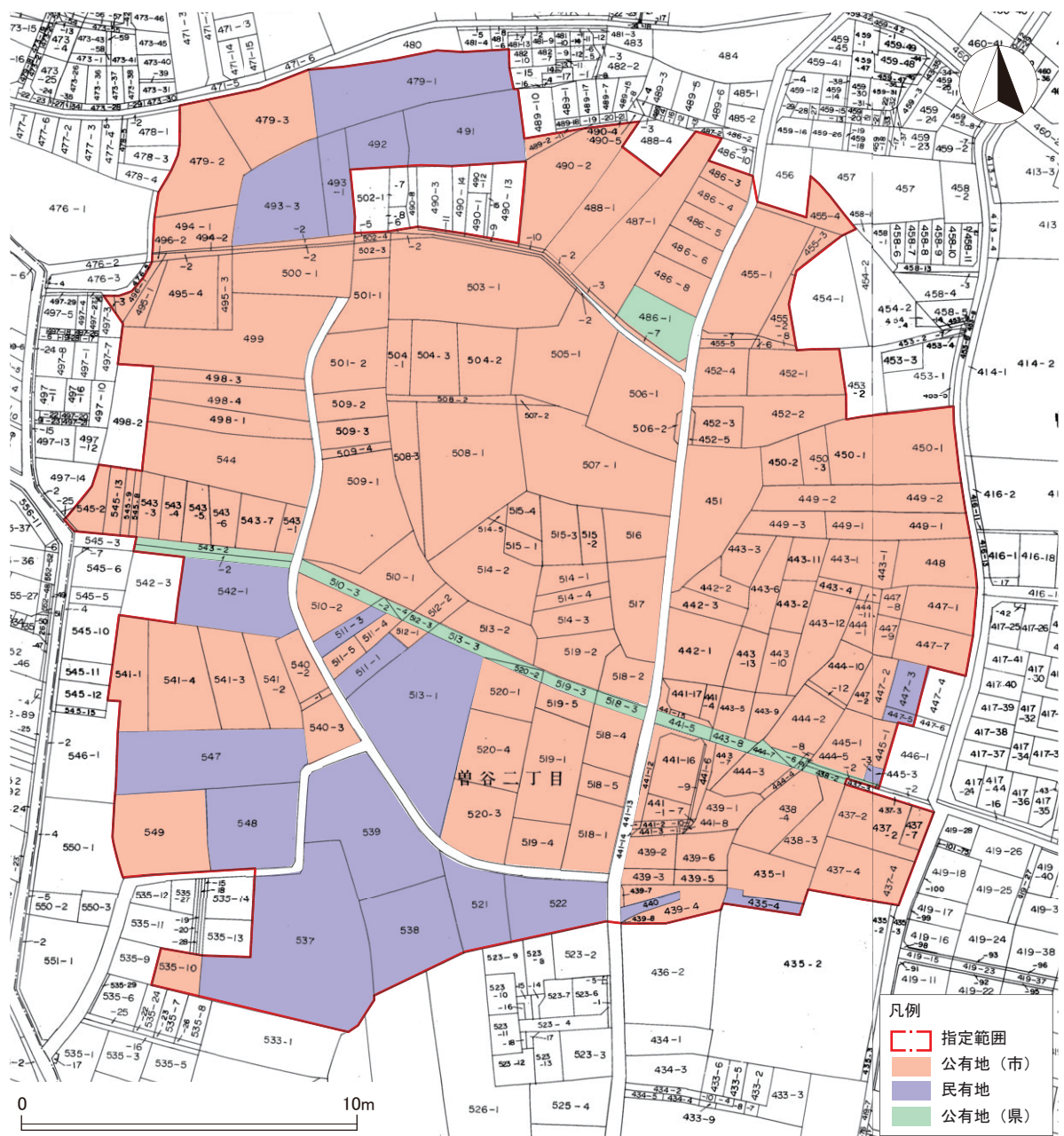
（3）指定地の現状

史跡の公有地化とは、市が文化財保護法の趣旨により史跡指定地の土地を所有者から購入し、史跡を長期にわたって保護していくことであるが、昭和 54（1979）年度より始まった市川市の公有地化事業では、今日に至るまではほぼ毎年のように、国庫補助金等を活用しながら、筆単位で土地の買上げをおこなってきた。史跡指定地に対して市が購入した土地の割合を示す公有化率は、令和 6（2024）年度末現在で 79.89%に達している。

公有地化した土地の管理については、市が定期的に草刈を行ったり、支障がある際の本木の剪定・伐採等をおこなうなど史跡の環境整備をおこなっている。また、現状変更申請をおこなうことにより、車両の進入等を防ぐための管理柵の設置や、人々の憩いの場として活用するため

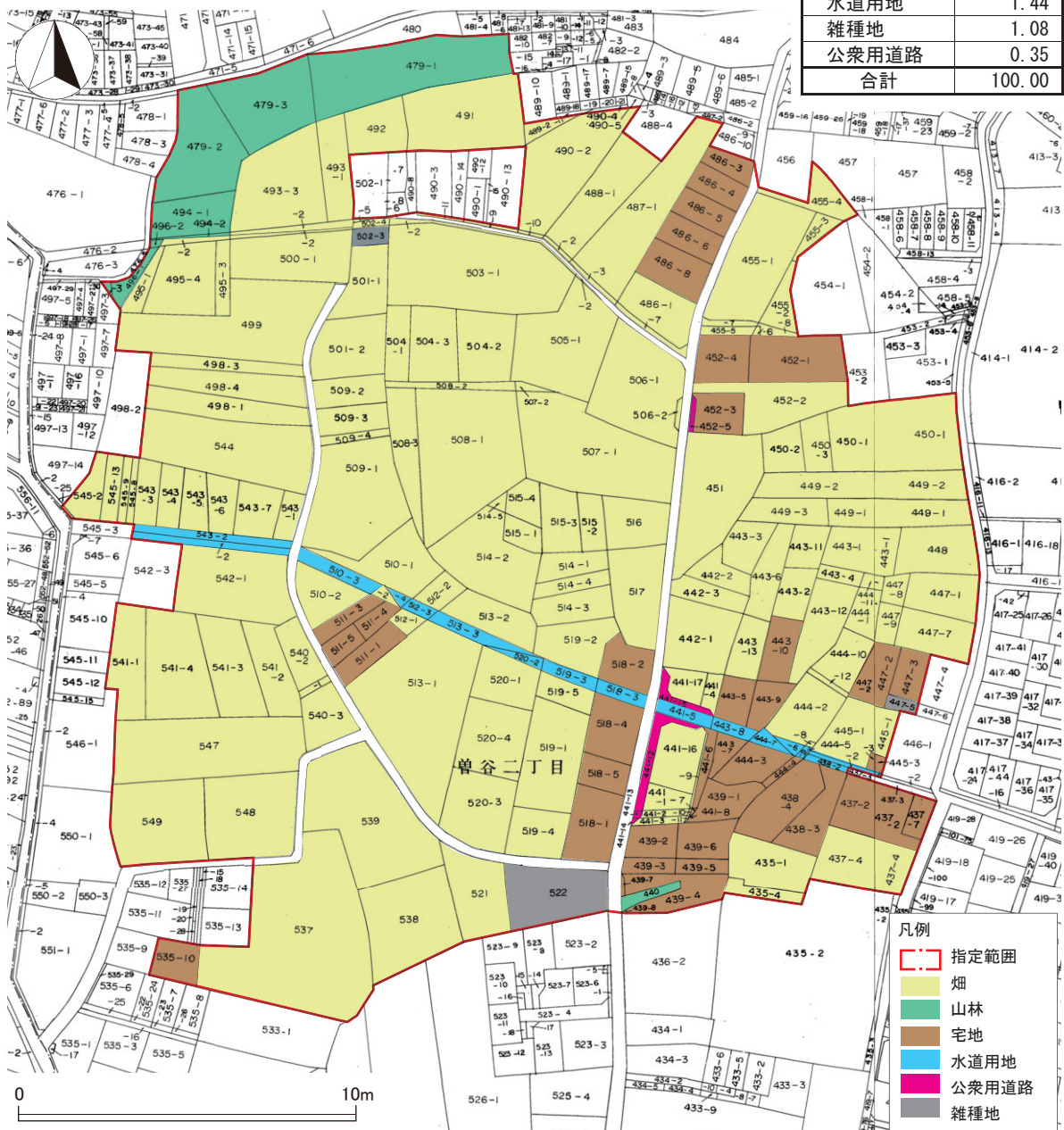
のベンチ・パーゴラの設置、広場を利用する際の注意事項を謳った説明板の設置等の実績がある。

現在行われている史跡の暫定的な活用事項として、平成6（1994）年より、地元の自治会が中心となって実行委員会を組織し、市川市や市教育委員会が後援する形で「曾谷縄文まつり」が開催されている。目的としては、本貝塚を地域住民のふれあいの場とすることや、本貝塚を、歴史学習の場として親しんで頂くことなどが挙げられる。内容としては、出土品等の展示をはじめ、火おこし、縄文アクセサリ作り、弓矢などの縄文体験コーナーなどがあり、親子で楽しめるものとなっている。また、7月下旬から8月上旬にかけて、地元の団体である曾谷連合子ども会育成会が主催となって、盆踊り及び相撲大会が行われている。



第3-5表 地目別割合

地目	割合(%)
畑	82.27
宅地	11.32
山林	3.54
水道用地	1.44
雑種地	1.08
公衆用道路	0.35
合計	100.00



第3-13図 土地利用区分図 (S=1/2000)

(4) 対象範囲の現状

第1章第3節で述べた計画対象範囲は、史跡曾谷貝塚の指定地を全て包含し、主に史跡の西側や南側にひろがっている「曾谷遺跡」の範囲および貝層が広がっていたとされる史跡の北東側に広がる地区を対象にしている。

史跡地内は公有地化した土地は斜面地を除き、更地となっており草地の状態であるが、民有地は住宅や畑となっている。

史跡地外の対象範囲については、大部分が住宅地となっているが、曾谷遺跡の西側では一部畑や雑種地となっており、また曾谷遺跡の南側では神社や店舗となっている土地もある。

第3-6表 史跡指定地一覧1

地番	地目	地積(㎡)	所有者	指定年
435番1	畑	575.57	市川市	昭和54年
435番4	畑	147.00	個人	〃
438番2	水道用地	3.30	千葉県	〃
438番3	宅地	184.20	市川市	〃
438番4	宅地	258.20	市川市	〃
439番1	宅地	197.06	市川市	〃
439番2	宅地	167.86	市川市	〃
439番3	宅地	74.29	市川市	〃
439番4	宅地	298.31	市川市	〃
439番7	宅地	11.97	市川市	〃
439番8	宅地	0.31	市川市	〃
439番5	宅地	37.15	市川市	〃
436番6	宅地	96.62	市川市	〃
440番	山林	52.00	個人	〃
441番1	畑	462.00	市川市	〃
441番12	公衆用道路	107.00	市川市	〃
441番2	畑	36.00	市川市	〃
441番13	公衆用道路	6.83	市川市	〃
441番3	畑	31.00	市川市	〃
441番14	公衆用道路	1.70	市川市	〃
441番4	畑	59.00	市川市	〃
441番15	公衆用道路	53.00	市川市	〃
441番16	畑	271.00	市川市	〃
441番17	畑	128.00	市川市	〃
441番5	水道用地	72.00	千葉県	〃
441番6	宅地	48.55	市川市	〃
441番7	宅地	0.88	市川市	〃
441番8	宅地	0.17	市川市	〃
441番9	畑	14.00	市川市	〃
441番10	畑	1.48	市川市	〃
441番11	畑	0.96	市川市	〃
442番1	畑	389.82	市川市	〃
442番2	畑	100.00	市川市	〃
442番3	畑	130.00	市川市	〃
443番1	畑	261.06	市川市	〃
443番2	畑	125.05	市川市	〃
443番11	畑	130.00	市川市	〃
443番3	畑	122.00	市川市	〃
443番4	畑	95.00	市川市	〃
443番12	畑	400.00	市川市	〃
443番5	宅地	118.70	市川市	〃
443番6	畑	253.31	市川市	〃
443番13	畑	162.12	市川市	〃
443番7	宅地	95.86	市川市	〃
443番8	水道用地	49.00	千葉県	〃
443番9	宅地	122.60	市川市	〃
443番10	宅地	165.28	市川市	〃
444番1	畑	80.35	市川市	〃
444番11	畑	37.08	市川市	〃
444番2	畑	260.00	市川市	〃
444番12	畑	20.56	市川市	〃
444番3	宅地	122.31	市川市	〃
444番4	宅地	33.05	市川市	〃
444番5	水道用地	6.61	千葉県	〃
444番6	水道用地	16.00	千葉県	〃
444番7	水道用地	19.00	千葉県	〃
444番8	畑	6.61	市川市	〃
444番9	水道用地	9.91	千葉県	〃
444番10	畑	135.00	市川市	〃
445番3	雑種地	25.00	個人	〃
445番1	畑	281.00	市川市	〃
445番2	水道用地	33.00	千葉県	〃
447番2	宅地	150.18	市川市	〃
447番8	畑	86.38	市川市	〃

地番	地目	地積(㎡)	所有者	指定年
447番9	畑	64.58	市川市	昭和54年
448番	畑	298.77	市川市	〃
449番1	畑	309.25	市川市	〃
449番3	畑	245.75	市川市	〃
449番2	畑	495.00	市川市	〃
450番1	畑	773.96	市川市	〃
450番2	畑	151.30	市川市	〃
450番3	畑	136.00	市川市	〃
451番	畑	821.94	市川市	〃
452番1	宅地	419.30	市川市	〃
452番2	畑	439.00	市川市	〃
452番3	宅地	177.17	市川市	〃
452番5	公衆用道路	13.00	市川市	〃
452番4	宅地	211.57	市川市	〃
455番7	畑	27.39	市川市	〃
455番1	畑	591.74	市川市	〃
455番8	畑	22.94	市川市	〃
455番2	畑	145.00	市川市	〃
455番3	畑	82.00	市川市	〃
455番4	畑	178.00	市川市	〃
455番5	畑	28.31	市川市	〃
455番6	畑	3.45	市川市	〃
479番2	山林	606.96	市川市	〃
479番3	山林	466.04	市川市	〃
486番7	畑	52.00	市川市	〃
487番3	畑	24.00	市川市	〃
488番2	畑	7.35	市川市	〃
490番9	畑	14.00	市川市	〃
490番10	畑	8.40	市川市	〃
490番11	宅地	18.50	市川市	〃
493番2	畑	180.00	市川市	〃
493番3	畑	825.00	個人	〃
494番1	山林	266.40	市川市	〃
494番2	山林	50.00	市川市	〃
495番1	畑	132.00	市川市	〃
495番3	畑	78.33	市川市	〃
495番4	畑	235.77	市川市	〃
495番2	畑	38.00	市川市	〃
496番1	山林	17.00	市川市	〃
496番2	山林	14.00	市川市	〃
498番1	畑	304.13	市川市	〃
498番3	畑	162.00	市川市	〃
498番4	畑	280.00	市川市	〃
499番	畑	912.00	市川市	〃
500番1	畑	594.00	市川市	〃
500番2	畑	37.00	市川市	〃
501番1	畑	291.00	市川市	〃
501番2	畑	306.00	市川市	〃
502番3	雑種地	48.00	市川市	〃
502番4	畑	59.00	市川市	〃
502番5	畑	7.84	市川市	〃
502番6	畑	3.75	市川市	〃
503番1	畑	977.19	市川市	〃
503番2	畑	92.00	市川市	〃
504番1	畑	155.62	市川市	〃
504番2	畑	327.00	市川市	〃
504番3	畑	346.00	市川市	〃
505番1	畑	674.00	市川市	〃
505番2	畑	16.00	市川市	〃
506番1	畑	604.00	市川市	〃
506番2	畑	12.00	市川市	〃
507番1	畑	968.00	市川市	〃
507番2	畑	18.12	市川市	〃
508番1	畑	993.00	市川市	〃

第3-7表 史跡指定地一覧2

地番	地目	地積(㎡)	所有者	指定年
508番2	畑	110.80	市川市	昭和54年
508番3	畑	271.00	市川市	〃
509番1	畑	724.84	市川市	〃
509番2	畑	193.60	市川市	〃
509番3	畑	193.00	市川市	〃
509番4	畑	58.32	市川市	〃
510番1	畑	529.37	市川市	〃
510番2	畑	64.89	市川市	〃
510番3	水道用地	56.00	千葉県	〃
510番4	水道用地	46.00	千葉県	〃
511番1	宅地	183.58	個人	〃
511番2	畑	36.00	千葉県	〃
511番3	宅地	171.78	個人	〃
511番4	宅地	115.27	市川市	〃
511番5	宅地	133.34	市川市	〃
512番1	畑	147.79	市川市	〃
512番2	畑	122.50	市川市	〃
512番3	水道用地	36.00	千葉県	〃
513番1	畑	1236.00	個人	〃
513番2	畑	263.92	市川市	〃
513番3	水道用地	85.00	千葉県	〃
514番1	畑	160.34	市川市	〃
514番3	畑	218.44	市川市	〃
514番4	畑	116.22	市川市	〃
514番2	畑	703.80	市川市	〃
514番5	畑	21.52	市川市	〃
515番1	畑	78.43	市川市	〃
515番2	畑	141.20	市川市	〃
515番3	畑	200.00	市川市	〃
515番4	畑	125.80	市川市	〃
516番	畑	267.00	市川市	〃
517番	畑	413.63	市川市	〃
518番1	宅地	283.70	市川市	〃
518番2	宅地	145.64	市川市	〃
518番3	水道用地	56.00	千葉県	〃
518番4	宅地	264.49	市川市	〃
518番5	宅地	165.28	市川市	〃
519番1	畑	460.18	市川市	〃
519番5	畑	200.40	市川市	〃
519番2	畑	323.00	市川市	〃
519番3	水道用地	56.00	千葉県	〃
519番4	畑	178.35	市川市	〃
520番1	畑	254.61	市川市	〃
520番3	畑	427.19	市川市	〃
520番4	畑	435.20	市川市	〃
520番2	水道用地	36.00	千葉県	〃
521番	畑	386.00	個人	〃
522番	雑種地	452.00	個人	〃
538番	畑	710.00	個人	〃
539番	畑	981.00	個人	〃
540番1	畑	16.36	市川市	〃
540番3	畑	237.64	市川市	〃
540番2	畑	170.19	市川市	〃
541番1	畑	352.06	市川市	〃
541番2	畑	299.30	市川市	〃
541番3	畑	438.54	市川市	〃
541番4	畑	568.19	市川市	〃
542番1	畑	667.00	個人	〃
542番2	水道用地	85.00	千葉県	〃
543番1	畑	95.98	市川市	〃
543番3	畑	122.40	市川市	〃
543番4	畑	122.10	市川市	〃
543番5	畑	133.00	市川市	〃
543番6	畑	146.00	市川市	〃

地番	地目	地積(㎡)	所有者	指定年
543番7	畑	192.14	市川市	昭和54年
543番2	水道用地	85.00	千葉県	〃
544番	畑	899.18	市川市	〃
545番2	畑	152.00	市川市	〃
545番8	畑	43.00	市川市	〃
545番9	畑	46.00	市川市	〃
545番13	畑	111.90	市川市	〃
547番	畑	942.00	個人	〃
548番	畑	555.00	個人	〃
437番2	宅地	410.70	市川市	平成21年
437番4	畑	466.81	市川市	〃
437番7	宅地	57.01	市川市	〃
447番1	畑	285.06	市川市	〃
447番3	宅地	128.92	個人	〃
447番5	雑種地	36.00	個人	〃
447番7	畑	178.09	市川市	〃
479番1	山林	373.00	個人	〃
486番1	畑	264.00	千葉県	〃
486番3	宅地	90.32	市川市	〃
486番5	宅地	129.24	市川市	〃
486番6	宅地	173.91	市川市	〃
486番8	宅地	173.51	市川市	〃
487番1	畑	747.71	市川市	〃
488番1	畑	415.00	市川市	〃
489番2	畑	74.32	市川市	〃
490番2	畑	740.26	市川市	〃
491番	畑	743.00	個人	〃
492番	畑	280.00	個人	〃
493番1	畑	88.00	個人	〃
535番10	宅地	162.06	市川市	〃
537番	畑	1689.00	個人	〃
549番	畑	514.55	市川市	〃
486番4	宅地	105.00	市川市	平成28年

第4章 史跡の本質的価値

はじめに

本章は、史跡としての本貝塚の価値について、「史跡の本質的価値」と「構成要素の特定」に分けて述べる。本質的価値は、(1) 本貝塚にしか見られない固有な価値、(2) 本貝塚の学史的価値からなる。

第2章で、本貝塚がどのような場所に集落を構えていたのかをみてきた。また、第3章で、本貝塚の集落を構成する遺構、集落でつくられ、使われていた道具である遺物をみてきた。その一つ一つが本貝塚の価値を構成している要素であるが、それらのうち、特に本貝塚を特徴づけている様々な要素をあげて紹介する。

第1節 史跡の本質的価値

(1) 貝塚の独自性から見た本質的価値

① 国内最大級の馬蹄形貝塚

国分谷（本谷）に続く東西に細長い支谷に面して、中央が窪地となるように、貝塚をともなう集落が形成されている。こうした窪地の地形は、地理学で「凹地」と呼ばれるものであり、下総台地ではしばしば見られ、縄文人が好んで選択した地形であった。本貝塚は、その特徴を備えた典型的な立地環境にあり、千葉市若葉区の加曽利貝塚のような時期の異なる馬蹄形貝塚が隣接する事例を除けば、中央が窪地となる単体の馬蹄形貝塚としては、国内最大級の規模（外径で東西 210 m×南北 240 m）である。本貝塚では、史跡の隣接地からも同時期の竪穴建物跡などの遺構が確認されており、貝塚の外側にも居住域が広がっていることから。これらを含めて一体的な集落（ムラ）として把握することにより、「曾谷遺跡」との境界も確定する。

② 貝塚密集地域にある縄文時代後期の遺跡

千葉県は、国内でもっとも貝塚が密集する地域として知られており、現東京湾や奥東京湾の東岸は貝塚の分布密度が極めて高い。本貝塚がある曾谷台は、その中でも特に貝塚の分布密度が高く、縄文時代早期から後期までの貝塚が 20 か所以上知られており、曾谷貝塚のように台地上の集落にともなうもの、イゴ塚貝塚のように低位段丘上の貝類の加工場の性格をもつものなどがある。イゴ塚貝塚は、曾谷貝塚に付随する同時期の遺跡と考えられている。本貝塚は、おおむね縄文時代後期初頭に集落が形成され始めるが、中期末葉の集落が西側の曾谷遺跡で確認されており、移動して新たな集落が形成されたことを示している。本貝塚や曾谷遺跡が立地する曾谷台の南側には、先行する縄文時代前・中期の向台貝塚、前期の寺山貝塚（曾谷南遺跡）などの集落遺跡がやや距離を置いて分布し、曾谷貝塚の時間的、空間的な成り立ちを示している。また、大柏谷を隔てた東方の姥山貝塚、国分谷を隔てた西方の堀之内貝塚は、縄文時代後期に本貝塚と同時併存していた馬蹄形貝塚であり、相互の関係性を追究することが可能である。

③ 主要な移動ルートとリンクする遺跡

市川市域とその周辺は、下総台地西部分水界と重複する陸上の移動ルートと武蔵野台地北東

部を結ぶ海上の移動ルートがリンクする交通の要衝であり、その一角を占める本貝塚からは人や物の移動を物語る各種の遺物が出土している。他地域に分布の中心がある異系統の縄文土器をはじめ、原産地が推定できる黒曜石製やその他の石器、南方や外洋に生息域があるオオツタノハ製やベンケイガイ製の貝輪などの分布から、人や物の移動を具体的に復元することが可能である。本貝塚から出土した土器・石器・骨角歯牙製品・貝製品には、このように遠方から取り寄せた道具や素材がある一方、周辺地域で調達した素材があり、集落内で製作された道具との組み合わせは、本貝塚の地域性を示している。貝製品に着目するならば、オオツタノハ製貝輪は前者の一例であり、先述のイタボガキ製貝輪は後者の一例である。

④ 形成時の海域環境が復元できる遺跡

国分谷にある国分川調節池や大柏谷にある大柏川第一調節池では、現地性の高い状態で干潟に生息する貝類の化石が確認されており、放射性炭素による年代測定の結果、約 5,000 年前という年代が得られている。貝類化石の生息域と炭素年代を勘案することで、本貝塚周辺の海域環境をある程度復元できる。海退や河川による沖積作用を考えれば、本貝塚形成時の海域は、国分川調節池より南側の国分谷の開口部付近以南、大柏川第一調節池から大柏谷の開口部付近以南に求められる。

⑤ 装身具であるイタボガキ製貝輪の生産遺跡

史跡内の土坑から内湾に生息するイタボガキの貝殻とそれを加工した未製品がまとまって出土し、集落内でイタボガキ製の貝輪が生産されていたことがわかった。イタボガキ製の貝輪は、縄文時代後期に入ると外洋に生息するベンケイガイ製の貝輪と入れ替わるように急速に減少するが、市川市域では引き続いて生産されていたことを示している。

(2) 学史的価値

① 首都近郊にある保存良好な大型貝塚

市川市は、東京都葛飾区や江戸川区に隣接した地域にあり、戦後に急速な市街化の波が押し寄せたが、東京ドームとほぼ同じ面積の大型貝塚の大半が開発を免れ、良好な状態で保存されている。このことは、学術研究あるいは市民生活にとって、奇跡ともいえるべき本質的な価値であり、明治時代以来、本貝塚をはじめとする東京湾東岸の大型貝塚の重要性が認識されてきたからにはかならない。

② 曾谷式土器の標式遺跡

本貝塚は、縄文時代後期後葉の曾谷式土器の標式遺跡である。曾谷式土器は、縄文時代後期の年代を示す単位であり、関東地方東部を中心に分布する。昭和 11 (1936) 年に考古学者の山内清男が本貝塚西南部の Y 地点で発掘した資料に基づいて設定した。現在、曾谷式土器の標式資料は、独立行政法人国立文化財機構の奈良文化財研究所に保管されているが、本貝塚 D 地点の竪穴建物跡からも良好な資料が出土している。

③ 自然科学的分析結果の蓄積

本貝塚では、古くから学際的研究が実践されており、縄文文化の研究に貢献している。たとえば、本貝塚では計 47 点の糞石が出土しており、その形状・内容物・落とし主の研究がなされてきた。また、主体的に出土するハマグリは貝殻成長線分析の結果、春季だけでなく、通年でハマグリが採取されていたことがわかっている。その後、安定同位体分析により、本貝塚出土人骨の食性が明らかとなり、海と山の幸をバランスよく食べていたことが明らかとなっている。さらに、DNA 分析による分析結果を待たなければならないが、本貝塚の人骨の歯冠と先行する向台貝塚の人骨の歯冠、谷を隔てた柏井台の姥山貝塚の人骨の歯冠に時空を超えた親縁関係が指摘されており、血縁関係の問題が提起されている。

第 2 節 構成要素の特定

(1) 本質的価値を構成する要素

① 立地環境

支谷に面する台地上に中央が窪地となる地形が形成されており、その窪地を取り囲んで集落が形成されている。集落を営むうえで支谷奥部の崖下にある水源の確保は必須であり、遺跡北部の斜面林は遺跡形成時の景観を想起とさせる。崖下の低地には、堀之内貝塚に隣接する道免き谷津遺跡のような集落に付属する水辺の遺構の存在も推定される。

② 保存状態の良好な遺構

史跡内では、貝層・堅穴建物・大型の柱穴群・ピット群・土坑・焚火跡・礫集積・ローム集積・ローム台状遺構・埋葬遺構などが確認されている。これらの遺構は、縄文時代後期を中心に形成されたものであり、時期別の変遷も明らかになっている。特に、馬蹄形貝塚の開口部に位置する大型の柱穴群、多数のイタボガキ製貝輪未製品や埋葬犬が出土した土坑、曾谷式土器を出土した堅穴建物跡は、本貝塚を特徴付ける遺構といえる。

③ 豊富な遺物

史跡内からは、縄文土器・土製品・石器・骨角歯牙製品・貝製品・動物遺体・植物遺体・犬骨・人骨・糞石などの遺物が出土している。これらの遺物は、縄文時代後期を中心としたものであり、時期別の変遷も明らかになっている。特に、イタボガキ製貝輪未製品の一括資料、ベンケイガイやオオツタノハ製の貝輪、産地が推定できる黒曜石製の他の石器、堅穴建物跡から出土した深鉢・鉢・異形台付からなる曾谷式土器、犬あるいは人間のウンチである糞石などは、本貝塚を特徴づける遺物といえる。

④ 曾谷台にある縄文貝塚群

周辺の遺跡や指定文化財は、史跡と一体で活用すべきものであり、曾谷台に密集して分布する日本有数の貝塚群は、本貝塚の保存・活用に関連するものであり、それらを巡って歩く遺跡見学会の開催等も可能であり、地域的な特色として注目すべきである。

(2) 副次的価値を有する要素

史跡内には、縄文時代前期の堅穴建物跡が確認されているが、これまでの調査で西側や南側

に広がる曾谷遺跡の一部であることが明らかになっている。これらの遺構は後期の馬蹄形貝塚とは直接関係しないことから、本保存活用計画では副次的な要素とした。本貝塚は、広大な面積を有しているにもかかわらず、縄文時代以外の遺構や遺物に乏しいという特徴がある。

(3) 史跡の保存・活用に資するその他の要素

① 現在の市民生活における価値

公有地化された土地の一部では、地域住民による縄文まつり・夏まつり・レクリエーションなどが開催され、地域コミュニティの拠点となっていることから、史跡利用の多様性を模索するうえで参考にすべき事例となっている。

② 史跡の標識と案内板

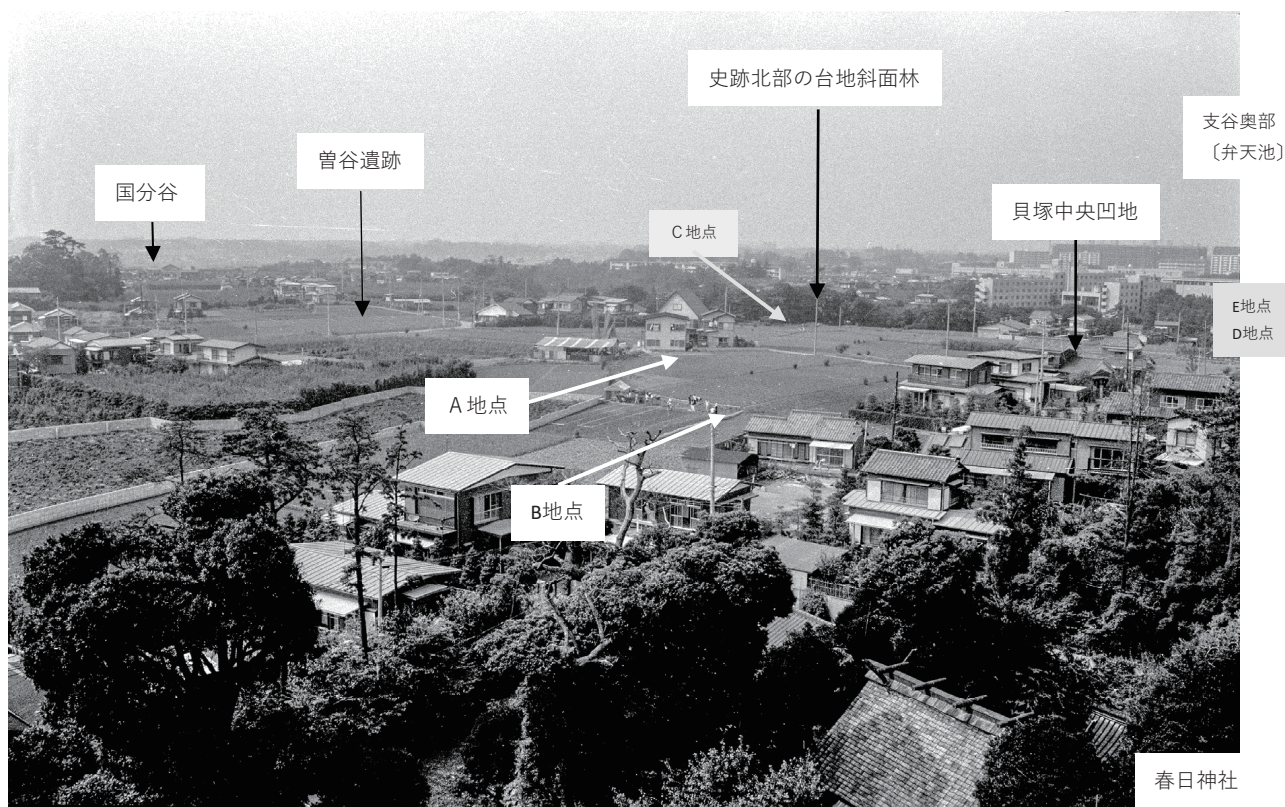
現在、史跡内に遺跡の標識と案内板を各1か所設置している。また、指定地の範囲を示す杭列を設置しており、その範囲を明示している。さらに、史跡東部の一角には、縄文時代に利用されたカラムシが自生しており、史跡の周知や普及の一助となっている。

(4) その他の要素

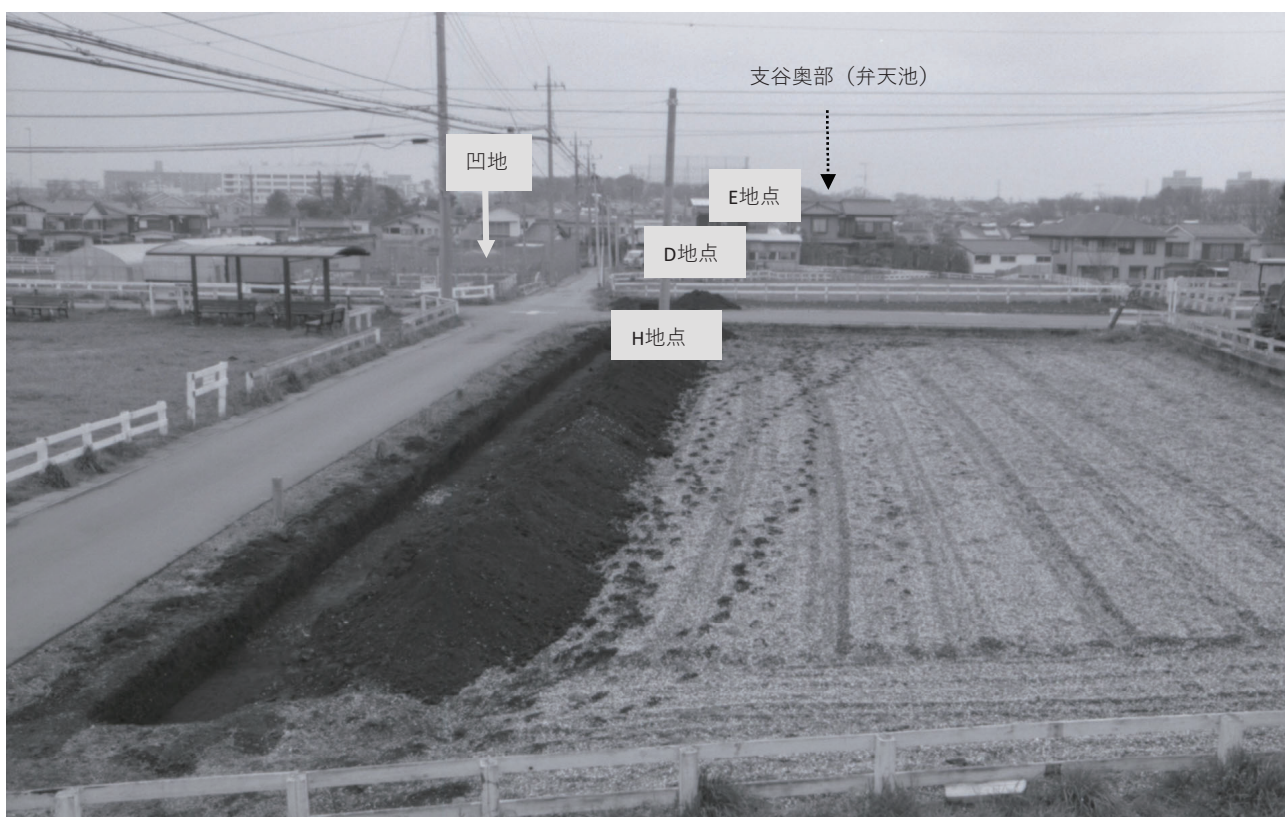
現在、史跡の価値に直接関係しない住宅・外構・電柱・道路・仮設トイレ・畑・樹木などの地上占有物がある。今後の保存活用に際して、それらを移転・除去・修景する必要があるかどうか、改めて検討を要するものである。

第4-1表 構成要素

本質的価値を構成する要素	
立地環境	支谷に面する台地上の中央が窪地となる地形、窪地を取り囲む集落、支谷奥部の崖下にある水源、遺跡北部の斜面林、崖下の低地の集落に付属する水辺の遺構
保存状態の良い遺構	縄文時代後期を中心に形成された遺構：貝層、竪穴建物、掘立柱建物、ピット群、土坑、焚火跡、礫集積、ローム集積、ローム台状遺構、埋葬遺構
豊富な遺物	縄文時代後期を中心とした遺物：縄文土器（曾谷式土器）、土製品、石器、骨角歯牙製品、貝製品（イタボガキ製貝輪未製品の一括資料、ベンケイガイやオオツタノハ製の貝輪）、動物遺体、植物遺体、犬骨、人骨、糞石
曾谷台にある縄文貝塚群	曾谷台に密集して分布する日本有数の貝塚群：東山王遺跡、イゴ塚遺跡、向台遺跡、曾谷南遺跡、庚塚遺跡、下貝塚遺跡など
副次的価値を有する要素	
曾谷遺跡	
史跡の保存・活用に資するその他の要素	
現在の市民生活における価値	地域住民による縄文まつり・夏まつり・レクリエーションの開催、地域コミュニティの拠点
史跡の標識と案内板	標識、案内板、指定範囲を示す杭列、カラムシの栽培地
その他の要素	
住宅、外構、電柱、道路、仮設トイレ、畑、樹木	



馬蹄形貝塚南部の調査地点(A地点・B地点)とその周辺 昭和49(1974)年8月 (南東から)



馬蹄形貝塚南東部のH地点から見た曾谷貝塚の東半部 (南から)

第■図 遺跡の立地

写真図版 1 遺跡の立地



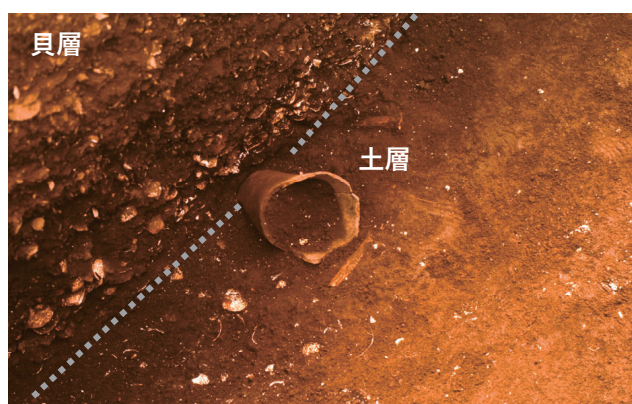
馬蹄形貝塚北端部の貝層断面（第27地点 東壁南部）



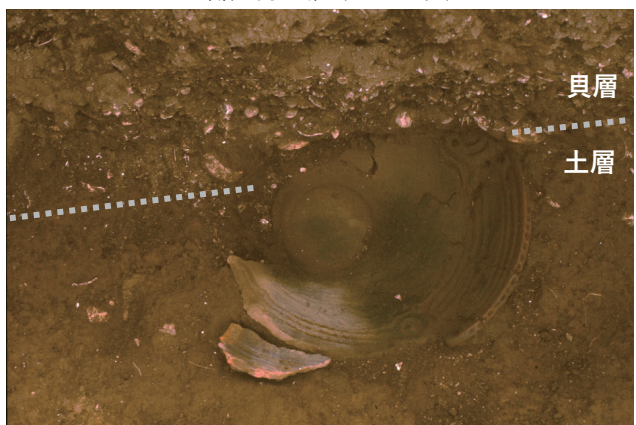
馬蹄形貝塚南端部の貝層断面（B地点 東壁）



貝層中から出土した縄文時代後期前葉の小型土器
（堀之内2式）（7-10-23区）



貝層直下から出土した堀之内2式の深鉢形土器
（8-10-5区）



貝層直下から出土した堀之内2式の浅鉢形土器
（7-10-23区）



馬蹄形貝塚西部端部付近の2枚重なった貝層の断面
（8-8-4区北東隅）



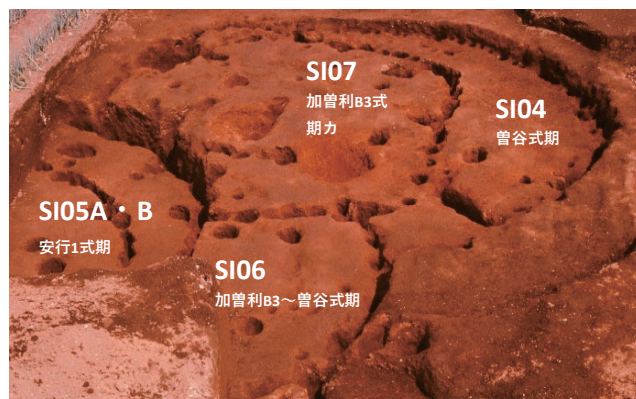
円形の竪穴建物跡（加曾利B1式期）（南東から）



柄鏡形の竪穴建物跡（称名寺 I 式期）と
深さ約2mの円筒形土坑（堀之内2式期）（南西から）



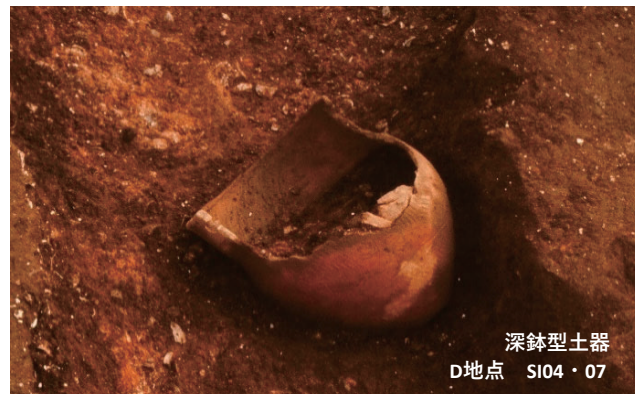
連なってみつかった竪穴建物跡（E地点 南から）



重複してみつかった竪穴建物跡（D地点 南西から）



竪穴建物跡床面から出土した曾谷式土器



竪穴建物跡から出土した曾谷式土器



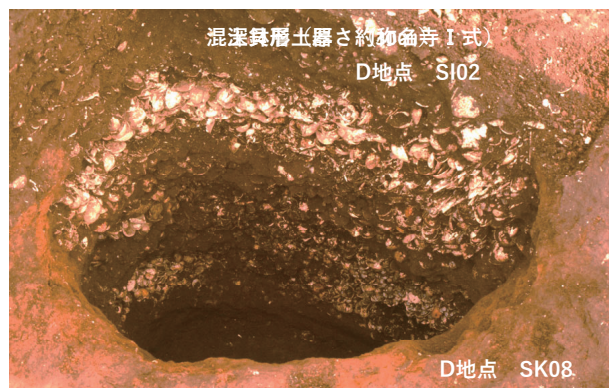
竪穴建物跡から出土した曾谷式土器



竪穴建物跡から出土した安行1式土器



円筒形に掘り込まれた土坑(加曾利EV式期)



土坑内に厚く堆積した貝層



土坑内から出土したイタボガキ製の貝輪未製品



ピット群内から出土した深鉢形土器(加曾利B1式)



E地点 E1号人骨

埋葬遺構(堀之内1式期)

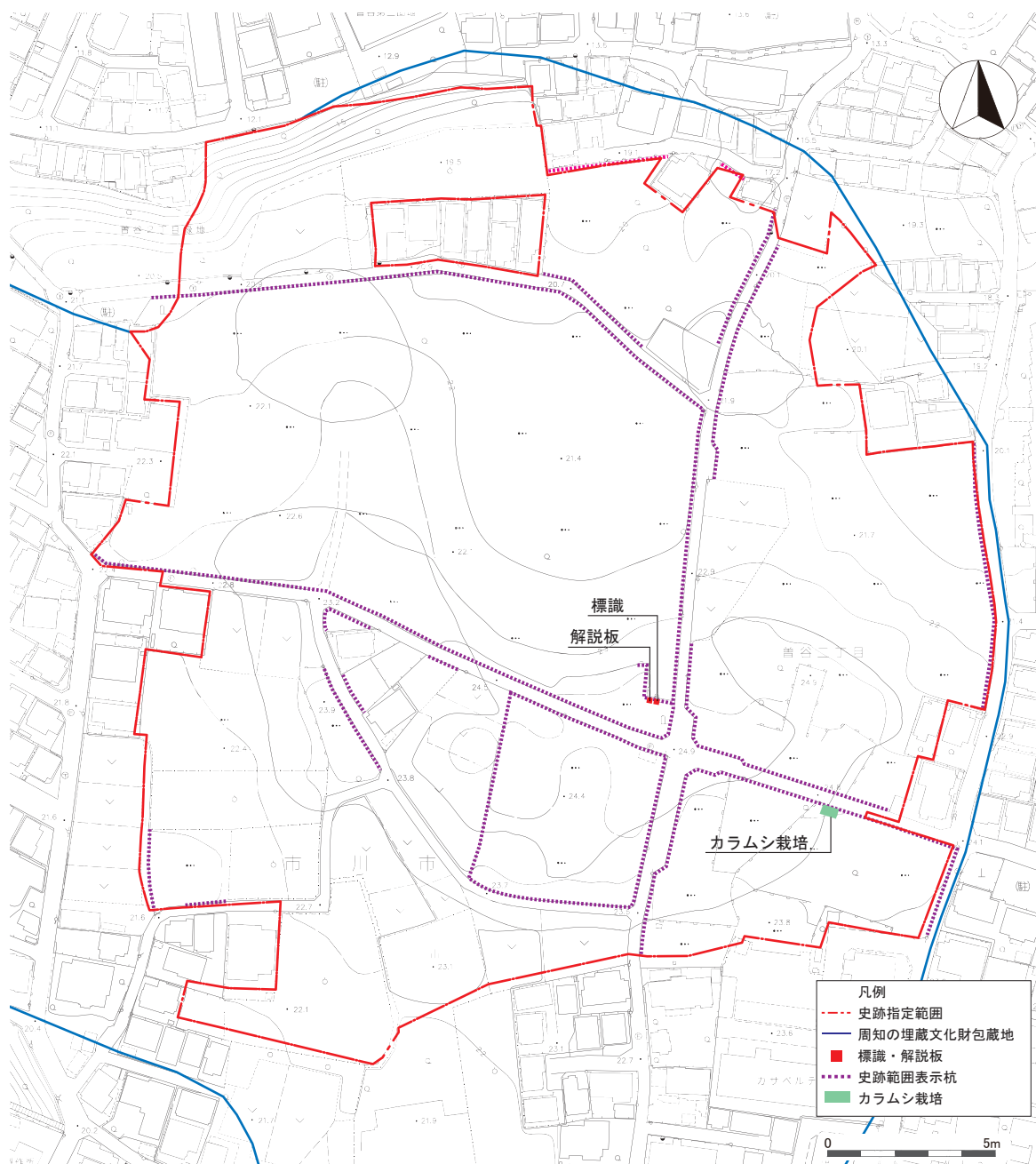


サンゴ化石出土状態(加曾利B1式期)



糞石出土状態 D地点

写真図版4 イタボガキ製貝輪未製品・土器・埋葬人骨・サンゴ化石・糞石の出土状態



第4-1図 史跡の保存・活用に資するその他の要素配置図



標識と解説板

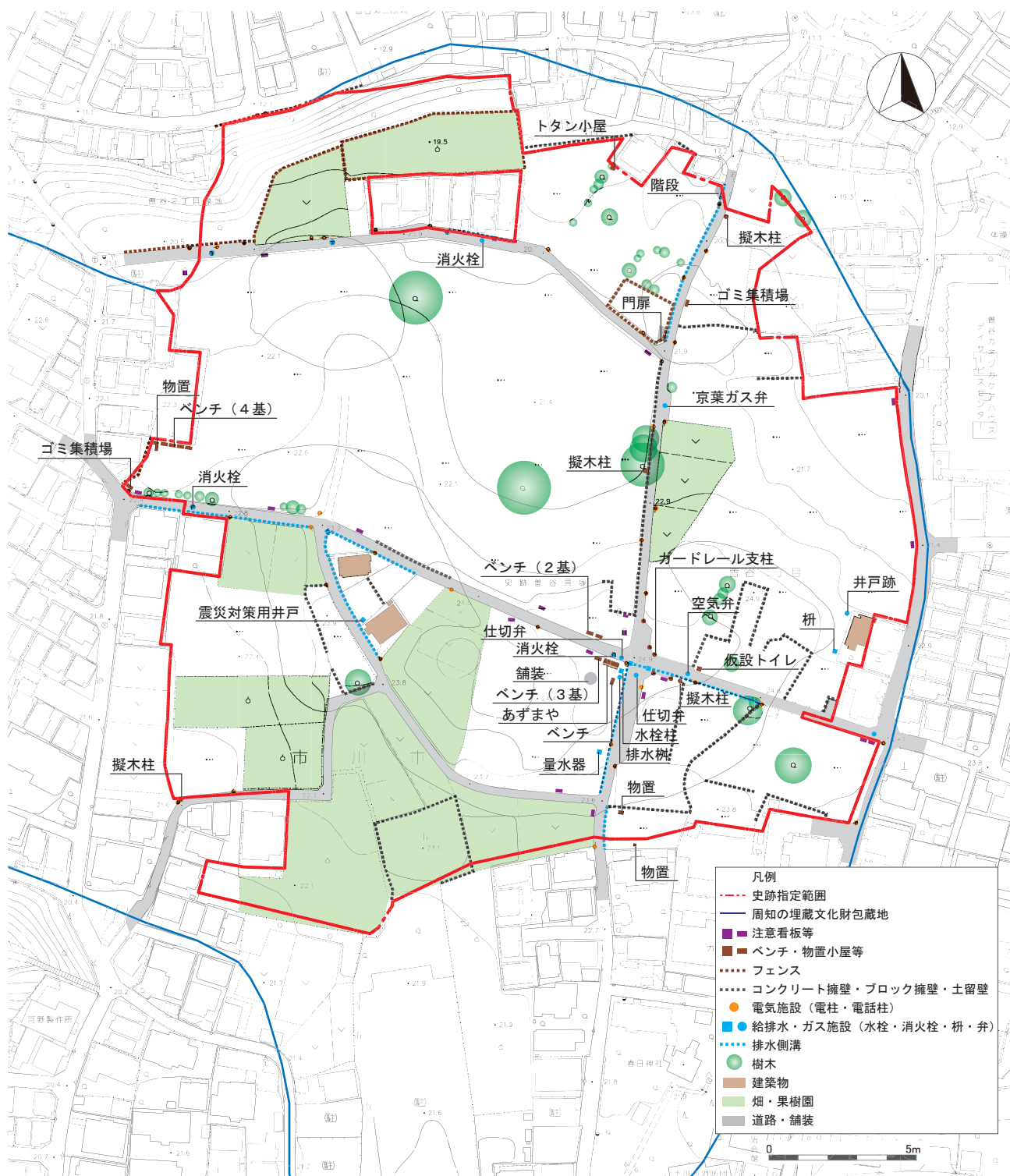


指定地範囲表示柵



カラムシの栽培

第4-2図 史跡の保存・活用に資するその他の要素



第4-3図 史跡と関係のないその他の要素配置図



① 中央窪地付近



② 中央窪地付近



③ 南東周辺から中央方面



④ 南西側から西方向



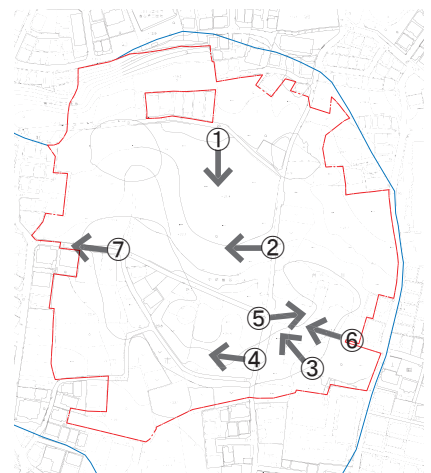
⑤ 中央付近から東側方向



⑥ 東側から中央付近



⑦ 西側方向



第4-4図 現況写真



⑧ 南東付近



⑨ 南東側から中央方向



⑩ 北東方向から南東方向



⑪ 北東方向から南東方向



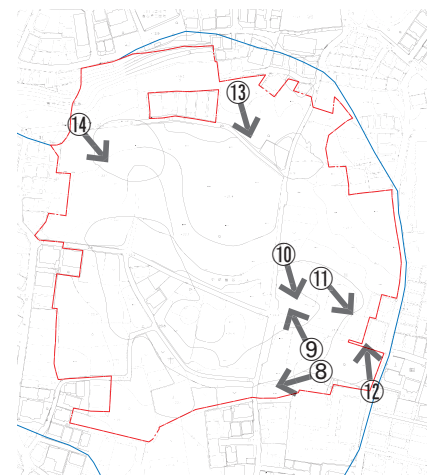
⑫ 南東端



⑬ 北端付近



⑭ 北西端から南東方向



第4-5図 現況写真



⑮ 東側方向



⑯ 南西端付近から北方向



⑰ 南端付近から西側方向



⑱ 南西端付近から西側



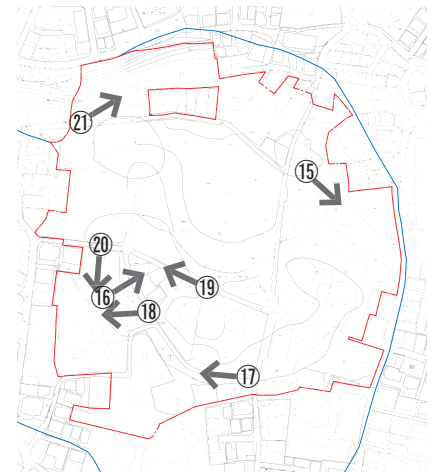
⑲ 中央西よりから西側方向



⑳ 西端付近から南側方向



㉑ 北端方向



第4-6図 現況写真



②② 北端付近から西側方向



②③ 北端付近



②④ 北側付近



②⑤ 北端付近



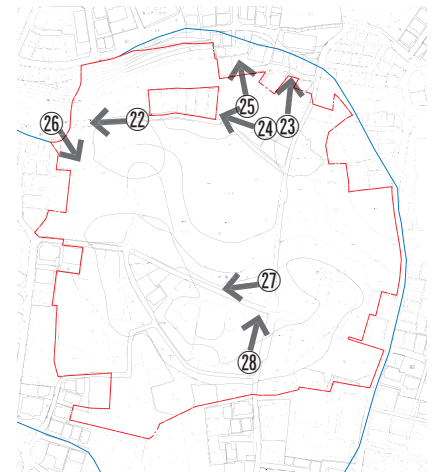
②⑥ 北西端から南東側方面



②⑦ 中央付近 ベンチ



②⑧ 中央付近 ベンチ・あずまや



第4-7図 現況写真



②⑨ 西側 震災対策用井戸



③⑩ 北側 門扉



③① 北端付近 階段



③② 西端付近 ゴミ集積場



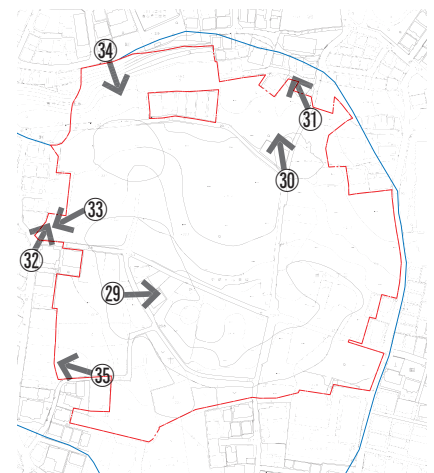
③③ 西端付近 物置・ベンチ



③④ 北側 法面



③⑤ 西端付近



第4-8図 現況写真

第5章 大綱（基本方針）

1. スローガン

「曾谷貝塚から、縄文の風を感じよう 未来へつながる、広がる輪 ―貝塚 貝輪 土器―」

曾谷貝塚は、縄文時代後期を中心とした集落跡である。単独の馬蹄形貝塚としては、全国でも最大級の規模を誇り、首都東京の近郊でありながら、遺跡や地形の残存状況もきわめて良好である。また、曾谷式土器の標式遺跡、イタボガキ製の腕輪の生産遺跡としても知られ、学術上極めて高い価値を有する。こうした要素は、史跡としての曾谷貝塚の本質的価値であり、この遺跡を確実に保存し、活用をはかり、整備することで次世代に確実に継承する必要がある。

史跡の保存、活用については、指定状況や史跡周辺の状況を踏まえて地区区分し、それらの状況に応じてさらなる指定地の公有地化や遺跡の性格の解明を目指す。周辺の関連した貝塚などの史跡や遺跡、博物館施設を一体的にとらえて、学校教育や生涯学習の場として活用をはかる。

整備方針としては、史跡やその周辺の自然環境を踏まえつつ、短期、中期、長期的な計画を策定し、実施するための体制を整えつつ推進する。

2. 基本方針

（1）保存管理

貴重な文化遺産である曾谷貝塚を恒久的に保存し、未来につなげる。

（2）調 査

本質的価値をより一層明らかにして、保存と活用に資するために、各種の調査をおこなう。

（3）活 用

曾谷貝塚で学び、楽しみ、人とふれあい、何度でも訪れたくなるような活用を目指す。

（4）整 備

地域の生活の場に寄り添いつつ、曾谷貝塚を守り、本質的価値を伝え、魅力の向上につながる整備を目指す。

（5）運営・体制

市の関連部署、市民や団体との持続性のある協力体制を構築する。

第6章 保存管理

はじめに

本章では、第5章で示した「貴重な文化遺産である曾谷貝塚を恒久的に保存し、未来につなげる」という保存管理の基本方針に基づき、保存管理の現状と課題を整理し今後の方向性を示す。

曾谷貝塚の本質的価値を後世へ確実に継承するため、第1節において史跡の現状を確認し、史跡指定範囲とその周辺地域について、保存管理のための地区区分（A地区～F地区）をおこなひ、これを踏まえて地区ごとに課題を整理する。第2節では、保存管理の基本方針の詳細を全体像と地区別の二項に分けて述べる。第3節では、保存管理の具体的な方法を地区別に整理する。以下、第4節で現状変更取扱基準、第5節で追加指定、第6節で公有地化について整理する。

第1節 保存管理の現状と課題

（1）現 状

市川市は、曾谷貝塚が史跡指定された昭和54（1979）年から、遺構と遺物の保存を目的として公有地化事業に着手した。令和7（2025）年3月現在、公有化率は約79.8%である。なお、指定地内北西部の一画（公有地化部分面積の約4%）は、傾斜地であることから（第4-8図）、危険回避のためフェンスで囲われ、門扉は施錠され通常は立ち入りができないが、山林となっていることから樹木の剪定、伐採等をおこなっている。

傾斜地を除く史跡指定地のうち、公有化済み区域と道路との境界には、通行者や車の運転手が史跡の場所を認識できるよう、白色に塗装した木製の杭を打設し、車両が誤って史跡内に侵入することのないよう計らっている。なお、白杭は歩行者が安全に通過できる間隔で設置している。また、史跡広場では草刈りや剪定等の日常管理をおこなっている。公有地の大半をしめる草地の更地となっている区域は、一般に開放された広場として、人々の散歩、語らいの場、ボール遊び等に利用されている。

史跡内を南北および東西に貫通する道路の交差点付近には、「史跡曾谷貝塚」の標柱のほか、ベンチ・あずまやがあり、さらに道路沿いの一画には簡易トイレが設置されている。また、公有地内の数か所に史跡内での注意事項を記した看板を設置している。

公有地の大半を占める草地の更地となっている区域は、一般に開放された広場として、人々の散歩、語らいの場、ボール遊び等に利用されている。所有者等が管理をしている民有地は、宅地、畑、山林となっており、畑地については、現在も耕作が続いている。道路や公有地と民有地との境界の多くは、従前からの塀やネットなどで区画されている。

史跡の周辺には、住宅地が広がっているが、台地縁部には緑地が残っており（曾谷緑地・曾谷二丁目緑地）、また北東側の低地にある弁天池の周辺は弁天池公園となっている。

（2）地区の設定

保存管理を進めるうえで、本質的価値の観点から史跡とその周辺地域を大別したうえで、6つの地区に区分した（第6-1図）。

① 史跡指定地（曾谷貝塚）

A地区：曾谷遺跡のうち、現在の国指定史跡の範囲であり、曾谷貝塚と名づけられている範囲。

② 史跡指定地外の周知の埋蔵文化財包蔵地（曾谷遺跡）

B地区：A地区に囲まれ、重要遺構が確認されている範囲。

C地区：A地区の周囲にあり、曾谷貝塚と関連する遺構が確認され、集落の範囲に含まれると想定される範囲。

D地区：A～C地区の周囲にあり、縄文時代や奈良・平安時代の遺構・遺物が確認されている範囲。

③ その他の地区（周知の埋蔵文化財包蔵地以外）

E地区：馬蹄形貝塚の北東部周辺区域（昭和34（1959）年測量図）。台地端部は削平され、貝層北端部は滅失している可能性があり、遺跡の広がりが見込まれる範囲。

F地区：曾谷貝塚に隣接した溺れ谷・山林であり、集落にかかわる山林や水場が存在している可能性のある範囲（現在は市が所有し、緑地や公園として管理されている）。

（3）課 題

上記で設定したA地区～F地区の6区分について、区分の特徴に応じた保存と管理の課題を整理する。

① A地区

- ・現状変更取扱基準が明文化されておらず、状況に応じた現状変更の取扱となっている。
- ・史跡地の公有地化は一定程度進んだものの、まだ完了には至っていない。
- ・公有地化を進める中で当時のブロック塀などが一部残っている。
- ・貝層の広さや地下遺構までの深さを正確に把握できていない。

② B地区

- ・馬蹄形貝塚の開口部にある大型の柱穴群という注目すべき遺構が存する地区であるが現状民地となっている。

③ C地区

- ・曾谷貝塚の居住域と考えられる範囲だが、調査が進んでいない。
- ・未調査地の実態を把握できていない。

④ D地区

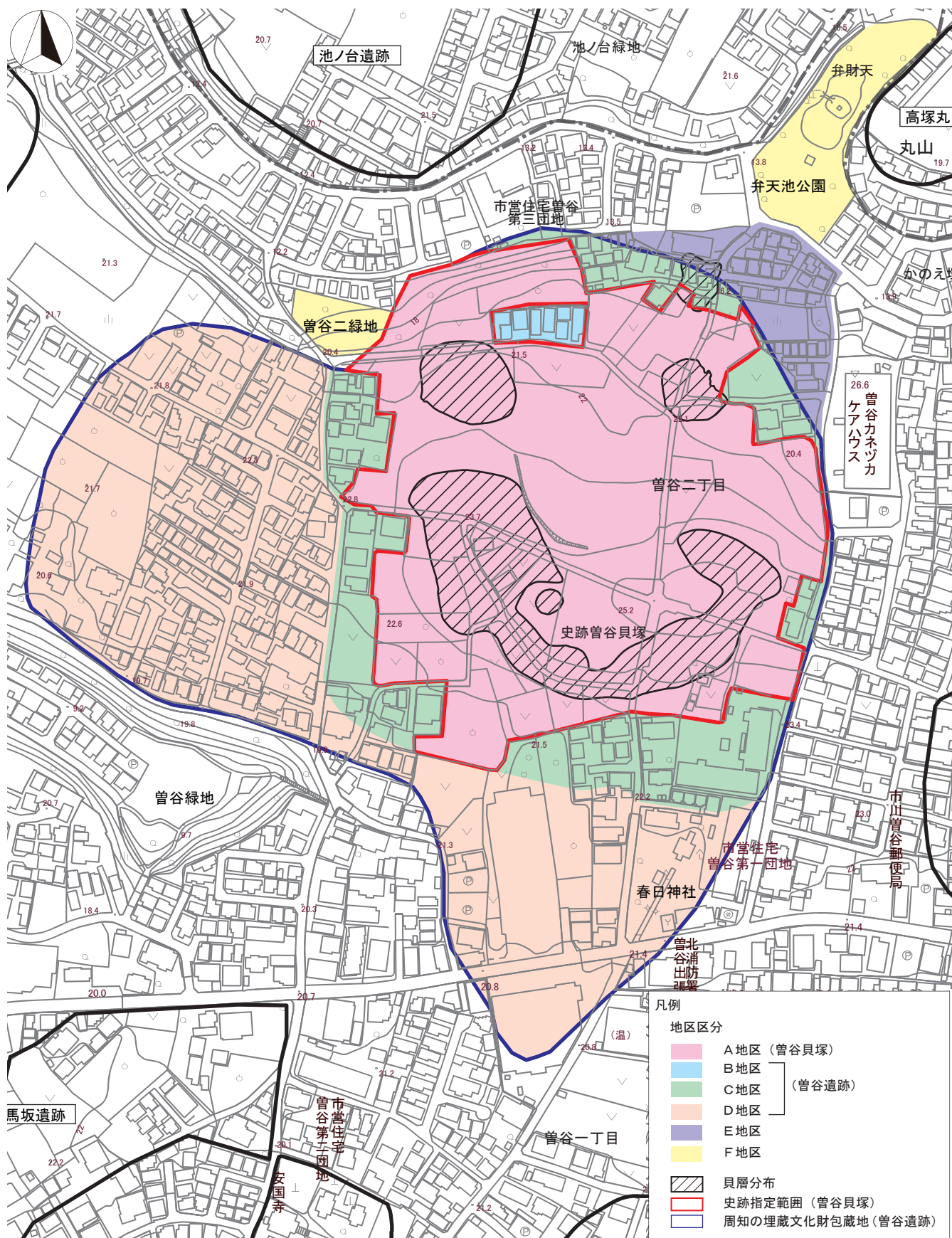
- ・遺跡の実態を把握できていない。

⑤ E地区

- ・遺構・遺物の有無等を含め、現地での観察及び地下遺構等の調査が進んでいない。
- ・周知の埋蔵文化財包蔵地ではないが、遺構・遺物が確認される可能性がある。

⑥ F地区

- ・曾谷貝塚に関わるエリアの可能性はあるが、遺構・遺物の調査が進んでいない。
- ・周知の埋蔵文化財包蔵地ではないが、遺構・遺物が確認される可能性がある。



第 6 - 1 図 地区区分図 S=1/3000

第2節 保存管理の基本方針

(1) 全体の基本方針

現状保存を原則としながら、恒久的に史跡の保存管理をおこない、曾谷貝塚の本質的価値を次世代につなげて将来にわたって維持していくために、現状変更の取扱基準を明らかにする。

曾谷貝塚では、これまでの発掘調査で数多くの遺構や遺物が発見されているが、本質的価値をより一層明らかにするためには、出土した遺物や調査記録の適切な保存を基軸とし、それらの見直しや再整理をおこなうことが求められる。また、史跡指定以前に個人や他の機関がおこなった発掘調査の記録や遺物の追跡調査をおこなう。

環境保全等を通じて、市民生活との調和を図りながら、必要に応じて発掘をはじめとする調査をおこなうとともに、遺構が発見された場所については、保存管理、追加指定、公有地化に取り組む。

(2) 地区別基本方針

曾谷貝塚の本質的価値を保全し、後世に確実に継承するため以下の方向性を定める。史跡は現状保存を原則とし、第1節で定めた地区区分に基づいて、保存管理の方法を明確化し、現状変更の取り扱い基準を設定する。

① A地区

- ・現状変更取扱基準による適切な保存管理に取り組む。
- ・公有地化を促進する。
- ・適切な管理のための杭等設置をおこなう。
- ・適切な管理のための整地をおこなう。
- ・指定地内における貝層や地下遺構までの深さ等の現状を把握する。
- ・必要に応じて保存・活用・整備に資するための調査・研究を実施する。

② B地区

- ・史跡に囲まれた周知の埋蔵文化財包蔵地として、所有者等の理解と協力のもと、追加指定を目指すとともに、遺構・遺物の保護に向けて取り組む（追加指定された地区はA地区と同様の扱いとなる）。

③ C地区

- ・史跡に隣接する包蔵地として、土地所有者等の理解と協力のもと、可能なかぎり遺構・遺物の保護に向けて取り組む（追加指定された地区はA地区と同様の扱いとなる）。

④ D地区

- ・曾谷遺跡の範囲内における遺構・遺物の解明に努める。

⑤ E地区

- ・現状の実態把握に努める。
- ・地下の実態把握に努めたうえで、遺構・遺物が発見された場合、保存に向けて取り組む。

⑥ F地区

- ・現状の実態把握に努める。
- ・地下の実態把握に努めたうえで、遺構・遺物が発見された場合、保存に向けて取り組む。

(3) 既存の調査記録・出土遺物の保存管理および本質的価値を高めるための調査

これまでの発掘調査成果として得られた記録（写真、図面等）および出土遺物を整理し、それらの保存管理を適切におこない、総合的な再検討の機会を設ける。

必要に応じて、曾谷貝塚の保存・活用・整備に資する調査・研究を推進し、その成果を適切な管理体制のもと保存する。

第3節 保存管理の方法

第1節で設定した6区分について、地区の基本方針に応じた保存管理の方法を提示する。

① A地区

- ・現状変更の取り扱い基準を設定し、周知を図る。
- ・公有地化を図る。
- ・現状よりも耐久性、防腐機能等の高い杭列などを設置する。
- ・残存しているブロック塀の撤去をおこなう。
- ・遺構までの深さは、現状変更の判断基準となるため、今後現状変更の可能性がある場所を中心に調査をする。
- ・本質的価値をより明確にするため、計画的に学術調査を実施する。
- ・北西部の傾斜地については、安全対策として、柵などの設置・管理をおこなう。

② B地区

- ・土木工事等の際には、事業者への理解および対応を求め、可能なかぎり地下遺構への影響が少ない工法をとるよう指導する。
- ・所有者の理解と協力を求め、追加指定を目指す。追加指定後はA地区と同様の方法で保存管理をおこない、公有地化を目指す。

③ C地区

- ・土木工事等の際には、事業者への理解および対応を求め、可能なかぎり地下遺構への影響が少ない工法をとるよう指導する。
- ・所有者の理解と協力を求め、追加指定を目指す。追加指定後はA地区と同様の方法で保存管理をおこなう。

④ D地区

- ・住宅地が多い地区であるため、住民の生活を尊重し、遺跡の実態を把握するため、主に開発の事前調査として実施する。
- ・土木工事等の際には、事業者への理解および対応を求め、可能なかぎり地下遺構への影響が少ない工法をとるよう指導する。
- ・曾谷貝塚と関連する遺構・遺物が確認された場合には、C地区の扱いとする。

⑤ E地区

- ・土木工事等の際には、所有者、事業者へ事前調査や可能なかぎり地下遺構に影響の少ない工法をとることなどへの理解および協力を求める。
- ・遺構・遺物が確認された場合は、埋蔵文化財包蔵地への申請を含め、その範囲を検討し、包蔵地の決定後は、D地区の扱いとする。

⑥ F地区

- ・市有地であるため、市の関係部署と連携して必要に応じて調査をおこなう。

- ・緑地や公園となっているため、現状を維持しつつ遺構・遺物が確認された場合は、包蔵地の範囲を検討する。包蔵地の決定後は、D地区の扱いとする。

第4節 現状変更取扱基準

(1) 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取り扱い方針及び基準

現状変更取扱基準とは、文化庁が示す現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取り扱い方針及び基準である。史跡指定地の取扱基準の内容と、対象となる変更項目、現状変更にともなう許可申請区分は表のとおりである（第6-1表）。

(2) 現状変更等の許可申請区分

現状変更等の許可申請については、その内容によって申請区分が異なる。原則は文化庁への申請となるが、保存に及ぼす影響が軽微な行為については市川市教育委員会に権限が委譲されている。また草刈などの日常的な維持管理行為や非常災害時の応急的処置（文化財保護法第96条）の場合については、現状変更の許可申請は不要となっている。

史跡指定地（A地区）において現状を変更する、もしくは史跡の保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、許可申請の不要な維持の措置や災害等の応急措置の場合を除いて文化庁の許可あるいは権限移譲を受けた市川市教育委員会の許可を受けなければならない。

想定される現状変更の対象及び内容は多様であることから、許可申請に係る手続きを円滑化すると共に、史跡に影響を及ぼす行為を未然に防止するため、あらかじめ曾谷貝塚における現状変更取扱基準を明文化する。

なお、現状変更取扱基準の表に項目がない内容や疑問等がある場合は市川市教育委員会に問い合わせるものとする。

(3) 周辺地区

史跡指定地に隣接及び近接する周知の埋蔵文化財包蔵地（B・C・D地区）については、原則として文化財保護法第93条および第94条に基づいた保護措置をとる（巻末参考資料参照）。

第93条では、民間事業者が発掘調査以外の目的で土木工事等をおこなう場合の届出の規定および文化財保護上特に必要な場合には文化庁長官は、記録の作成のための発掘調査の指示が可能とされている。第94条では、公共機関が発掘調査以外の目的で土木工事等をおこなう場合に、計画策定の段階での文化庁長官へ通知し、通知を受けた文化庁長官は、当該機関に文化財保護上特に必要な場合に計画の策定及び実施について協議を求めることになっている。

周知の埋蔵文化財包蔵地（B・C・D地区）で遺構が確認された場合は、所有者等の理解と協力のもと、可能な限り、現状保存を図る。

なお、曾谷貝塚の地域的独自性に鑑み、本質的価値を構成する諸要素の特徴から区分した各地区の取扱方針と保存管理の方針、現状変更取扱基準を示す取扱い図を作成し各方針について設定するものとする（第6-2表）。

第5節 追加指定

史跡指定範囲外において、遺構・遺物が既に確認されており、史跡の本質的価値が継続していると考えられる現在指定範囲に囲まれたB地区や、曾谷貝塚に関連する集落の範囲と推定さ

第6-1表 現状変更の取扱基準

対象	項目		取扱基準の内容(※1)	許可区分
	変更の種類			
建築物	新築	原則として認めない。		文化庁
	増築・改築	原則として認めない。ただし、地下遺構への影響や周辺景観が配慮され、史跡の価値が維持向上する場合には十分に協議し、例外的に認めることもある。		文化庁
	維持管理	日常的な管理、軽微な補修(外壁または屋根の塗装などの小規模修繕、内装ほか屋内諸設備の補修及び修繕)は現状変更の許可を要しない。		不要
	除却	地下遺構に影響のないよう慎重に行なうことを図ったうえで、認めるものとする。	建築から50年を経過したもの 建築から50年を経過していないもの 土地の掘削や盛土などを伴うもの	文化庁 市川市
小規模建築物	新築		土地の掘削や盛土などを伴わないもの	文化庁
	増築・改築	小規模建築物(※2)については、地下遺構に影響のないよう図ったうえで、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合、認めるものとする。	建築から50年を経過したもの 建築から50年を経過していないもの 市川市	市川市
	除却	地下遺構に影響のないよう慎重に行なうことを図ったうえで、認めるものとする。	建築から50年を経過したもの 建築から50年を経過していないもの 市川市	文化庁 市川市
工作物	設置		土地の掘削や盛土などを伴うもの	文化庁
	改修	工作物(※3)については、地下遺構に影響のないよう慎重に行なうことを図ったうえで、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合、認めるものとする。	土地の掘削や盛土などを伴わないもの 文化庁	市川市
	除却	地下遺構に影響のないよう慎重に行なうことを図ったうえで、認めるものとする。	建築から50年を経過したもの 建築から50年を経過していないもの 市川市	文化庁 市川市
土地	地形の改変	遺構の復元など、文化財保護のための地形変更を除き、地形の大幅な改変は原則として認めないものとする。		文化庁
	維持の措置	以下の①～③は現状変更の許可を要しない。①史跡がき損し、又は章亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復するとき。 ②史跡のき損・衰亡の拡大を防止するための応急措置をとるとき。③史跡の一部がき損、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明かに不可能である場合に当該部分を除去するとき。		不要
ガス管・水道管・下水道管	設置・改修	公共・公益上必要な場合は、地下遺構に大きく影響のない範囲で認めるものとする。	必要最小限度の規模を超える掘削 必要最小限度の規模の掘削	文化庁 市川市
畑	営農	原則として現在の状態を継続するものとする。果樹・植木の植替え及び広範囲にわたる植替えに伴う現状変更は、地下遺構に影響を与えないことを条件に認めるものとする。また、地下遺構に影響を及ぼさない、日常的な畑作行為としての小規模な掘削は、現在の状態を維持する限り現状変更の許可を要しない。	果樹・植木植替え及び広範囲の植替え 現状を維持できる小規模な掘削	文化庁 不要
植栽	植樹	重要な遺構周辺の新たな植樹は、遺構の保護、屋縁の法面保護や植生復元のための植樹を除き原則として認めない。ただし、史跡整備に伴う植栽については、地下遺構に影響のないよう慎重に行なうことを図ったうえで、史跡の価値が維持向上する場合に限り認めるものとする。		文化庁
	伐採	史跡の保存活用に影響を及ぼす木竹の伐採は、地下遺構への影響が最小限となるよう配慮したうえで認めるものとする。		市川市
道路	新設・拡幅	原則として認めない。ただし、遺構の保存状況やその必要性などに応じて検討したうえで、地下遺構への影響や周辺景観が配慮され、史跡の価値が維持向上する場合に限り認めるものとする。		文化庁
	修繕・改修	公共・公益上必要な施設の維持のための改修や道路の舗装、修繕などは、地下遺構に影響のないよう図ったうえで、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合に限り認めるものとする。	土地の掘削や盛土などを伴うもの 土地の掘削や盛土などを伴わないもの	文化庁 市川市
	維持管理	日常的な管理・簡易な補修(※4)や破損・劣化による部分的な取替えは、現状変更の許可を要しない。		不要
史跡の管理に必要な施設	設置・改修	史跡の管理に必要な施設(※5)については、地下遺構に大きく影響のない範囲で認めるものとする。	必要最小限度の規模を超える掘削 必要最小限度の規模の掘削	文化庁 市川市
	維持管理	日常的な管理・簡易な補修は、現状変更の許可を要しない。		不要
	発掘調査及び保存整備	遺構の保存や状況把握に関わる調査は、その目的を明確にしたうえで、適切な範囲で行う場合認めるものとする。発掘調査の成果に基づく保存、整備等を行う場合には、その方法などを十分検討したうえで行うものについて認めるものとする。		文化庁
その他		上記に記載がない行為については、個別に協議することとし、地下遺構に影響のない範囲において認めるものとする。	新たな掘削を伴うもの 過去の掘削範囲でおさまるもの 掘削を伴わないもの	文化庁 市川市 不要

※1:疑問等がある場合は市川市教育委員会に問合せることとする。 ※2:階数が2以下で、かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積(削築又は改築後の建築物面積)が120平方メートル以下のもの。 ※3:建築物などに付随する門・塀・柵、既存道路に付帯する電柱・道路標識・ガードレール・側溝・案内板・内板・街灯など。 ※4:路面の表層打換え・補修、街灯などの清掃・保守点検など。 ※5:標識・説明板・境界標・囲さくその他の施設。

れるC地区は、所有者の理解を求めながら追加指定を検討する。曾谷遺跡の範囲内で、埋蔵文化財包蔵地であるD地区は住宅地・耕作地・商業用地として生活が営まれている場所であり、今後開発に先立つ調査の際に関連する重要な遺構・遺物が発見された際には、C地区と同様所有者の理解を求めながら追加指定を検討する。

E地区およびF地区については、包蔵地として市の遺跡台帳に記載されていないため、今後の調査や評価等により包蔵地の範囲を検討する。

第6節 公有地化

国指定史跡であるA地区については、所有者に対して理解と協力を求めながら公有地化を進めている。現在、指定地外であるB地区については、将来追加指定された場合に所有者に理解と協力を求めながら公有地化を目指す。C・D地区については、今後、追加指定等を含め長期的な検討をおこなう。

第7章 調 査

はじめに

本章では、第5章で示した「本質的価値をより一層明らかにして、保存と活用に資するために、各種の調査をおこなう」という調査の基本方針に基づき、第1節で調査の課題、第2節で調査の基本方針、第3節で調査の方法を記す。その際、第6章で提示したA～Fの地区区分を（1）史跡指定地（曾谷貝塚）、（2）周知の埋蔵文化財包蔵地（曾谷遺跡）、（3）その他の地区の3項に分け整理する。

第1節 調査の課題

（1）A地区（史跡指定地：曾谷貝塚）

- ① 史跡指定地内でこれまでに実施された発掘調査面積は史跡指定範囲の約5%であり、その多くが貝層分布範囲およびその周辺において実施されてきた。そのため、遺跡中央部の凹地部分の情報は得られていないなど、面的な調査が課題となる。
- ② 史跡の本質的価値をより一層明らかにする必要がある。
- ③ 史跡指定に至るまでの間に積み上げられてきた発掘成果のなかには、報告され周知されているものの、調査時の記録類や出土遺物の詳細について、広く知られる機会に恵まれずに今日に至っているものや、調査地点の具体的な位置が不明確な事例がある。それらの資料について、保管場所を確認し、再検証する必要がある。
- ④ 史跡指定以前の土地利用による地形改変の有無、あるいは改変状況を把握する必要がある。

（2）B・C・D地区（周知の埋蔵文化財包蔵地：曾谷遺跡）

- ① 史跡指定地（A地区）に囲まれた曾谷遺跡（B地区）においては、住宅建設に先立つ発掘調査で、大規模な土坑群が見つかった。馬蹄形貝塚の開口部にあたる台地北辺部に立地するこの地区の調査事例は、貝層分布範囲以外の区域における実態把握の重要性を示唆するものであり、実態解明が課題となる。
- ② 史跡指定地に接する曾谷遺跡（C地区）では、曾谷貝塚の集落の広がりに関わる情報を集積することが課題となる。
- ③ 曾谷遺跡（D地区）の範囲では、曾谷貝塚の集落と関わりのある遺構が残されている可能性があり、遺跡の情報を集積していく必要がある。

（3）E・F地区（その他の地区）

- ① E地区は、かつて馬蹄形貝塚の北東部を構成する貝層の一部が分布していた区域であり、削平された貝層範囲に関して、完全に湮滅してしまったのか、一部が残存しているのか、明らかにする必要がある。また、史跡と水源地の間に位置し、曾谷貝塚の集落の活動領域に含まれていたと推定される区域であることから、基礎的なデータの収集が課題である。
- ② F地区は、周知の埋蔵文化財包蔵地ではないものの、史跡の北西に隣接する台地縁辺

部の緑地（山林）と、E地区の北東にある湧水をともなう低地（弁天池公園）部分であり、曾谷貝塚の集落と深い関りが想定される区域であることから、基礎的なデータの収集が課題である。

第2節 調査の基本方針

（1）A地区（史跡指定地：曾谷貝塚）

第3章・第4章で示した史跡曾谷貝塚の全体像と本質的価値をより明らかにするために、史跡の保存・活用・整備にかかわる調査目的を明確にし、十分な検討を経たうえで、適切な範囲で調査を実施する。また、史跡指定以前に実施された発掘調査の記録類や出土遺物について、史跡の保存・活用・整備に必要な情報を得る。

（2）B・C・D地区（周知の埋蔵文化財包蔵地：曾谷遺跡）

文化財保護法第93条・第94条に基づき適切に発掘調査を実施する。

（3）E・F地区（その他の地区）

曾谷貝塚との関わりが想定される地区であることから、目的を明確にし、調査を実施する。

第3節 調査の方法

（1）A地区（史跡指定地：曾谷貝塚）

適切な保存管理体制のもとで、最善の調査方法を探りながら、整備計画と連動させて計画的に調査を実施する。また、史跡指定以前に実施された発掘地点に関わる調査記録と出土遺物の保管場所確認、および位置探査等を含む再調査・再検討・再整理を実施する。

（2）B・C・D地区（周知の埋蔵文化財包蔵地：曾谷遺跡）

開発に先立ち発掘調査を実施し、曾谷貝塚をとりまく曾谷遺跡の情報を集積する。

（3）E・F地区（その他の地区）

課題に関わる基礎情報を収集するために、試掘やボーリング調査など適切な方法で調査を実施する。

第8章 活 用

はじめに

本章では、第5章で示した「曾谷貝塚で学び、親しみ、人とふれあい、何度でも訪れたくなるような活用を目指す」という基本方針に基づき、最初に活用の現状と課題を整理する。

次に、第4章で整理した史跡の本質的価値および第7章で検討した曾谷貝塚の学術上の検討課題を踏まえたうえで、地域住民が曾谷貝塚に親しみ、誇りを持てるように配慮しながら、史跡を有効に活用するための方向性を示し、文化資産である史跡を核とした地域社会の発展を目指す。

第1節 活用の現状と課題

(1) 現 状

市川市では、これまで教育委員会が中心となり、暫定的な史跡の活用をおこなってきた。

① 現地の活用

- ・市博物館が行事や依頼などにより、遺跡見学会をおこなっている。
- ・地域住民が中心となり、毎年10月に「曾谷縄文まつり」が開催されており、市博物館が出土品の展示や縄文時代の体験学習の指導で連携している。その際、市は土地使用を許可し、後援をおこなっている。
- ・曾谷連合子ども会育成会が中心となり、毎年8月に「夏祭り」が開催されている。その際、市は土地使用を許可している。

② 遺跡情報の活用

- ・出土品の一部は、市博物館の常設展示や企画展示で展示している。
- ・縄文時代や曾谷貝塚に関する講演会で発掘成果を紹介している。
- ・市博物館が学校への出前授業で曾谷貝塚の発掘成果を紹介している。
- ・曾谷貝塚を含む市内にある5つの国指定史跡を周知するためのパンフレットを配布している。
- ・市川市のWebサイトで曾谷貝塚について周知している。

(2) 課 題

活用に関する課題について、学び・観光・商業、地域連携、広域連携、交通の分野別に記載する。

① 学び・観光・商業

- ・曾谷貝塚の説明板は、史跡内の1か所のみであることから、来訪者が現地を巡りながら、各地点の発掘成果を知る機会がない。
- ・曾谷貝塚では、史跡内に貝層の範囲や位置が明示されていないことから、国内最大級の大形貝塚が残されているという本質的価値を実感できない。
- ・縄文時代の生活の様子を体感・体験できる場所が史跡内にない。
- ・世代を問わず、曾谷貝塚に関心を持った人々が、それぞれの興味に応じて、史跡内で楽しみながら快適に学ぶ環境がない。
- ・曾谷貝塚の重要性和魅力の発信が不十分である。

- ・曾谷貝塚の活用について、商業の視点から検討されることがないため、新たなニーズに対応するための検討が求められる。

② 地域連携

- ・将来にわたり、史跡の本質的価値や保存の意義を伝えるために必要な行政と地域が連携して人材を育成する場がない。
- ・世代を問わず地域住民がより楽しく、より安全に交流できる場所を設ける必要がある。

③ 広域連携

- ・千葉県は、縄文時代の貝塚が全国で一番多い自治体であるが、県域を越えて貝塚を有する自治体と情報交換や相互協力の機会に乏しい。

④ 交通

- ・最寄りのバス停留所や幹線道路から、曾谷貝塚へのアクセスがわかりにくい。
- ・来訪者のための駐車場、駐輪場がない。

第2節 活用の基本方針

(1) 全体の基本方針

前節で整理した課題に対応するため、活用の基本方針を以下の5つに大別する。

① 貝塚を楽しく学ぶ

- ・学校・図書館・博物館などの教育機関が連携し、曾谷貝塚に親しみ、楽しみながら学ぶ機会を提供するよう努める。
- ・生涯学習の場として、さまざまな世代の人々にとっての学びの場となることを目指す。

② 縄文時代を感じる

- ・史跡の本質的価値を踏まえながら、曾谷貝塚や縄文時代について体感できる活用を目指す。

③ 貝塚を地域で活かす

- ・市は、地域住民や団体と連携して、文化遺産である曾谷貝塚を地域の核として守り、その本質的価値を将来に伝える人材の育成に取り組む。また、小学生以下の子どもたちが曾谷貝塚に親しみ、楽しめるように取り組み、緊急時や災害時に地域の人々の安全を確保するための一時的な避難場所とする。

④ 貝塚をつなぐ

- ・曾谷貝塚を単体として考えるのではなく、周辺の文化財、史跡堀之内貝塚や史跡姥山貝塚をはじめとする市内の遺跡、公共施設、観光資源等と線や面でつながる、一体化した活用を検討するとともに、他の貝塚を有する自治体との広域の連携も検討する。

⑤ 貝塚を広める

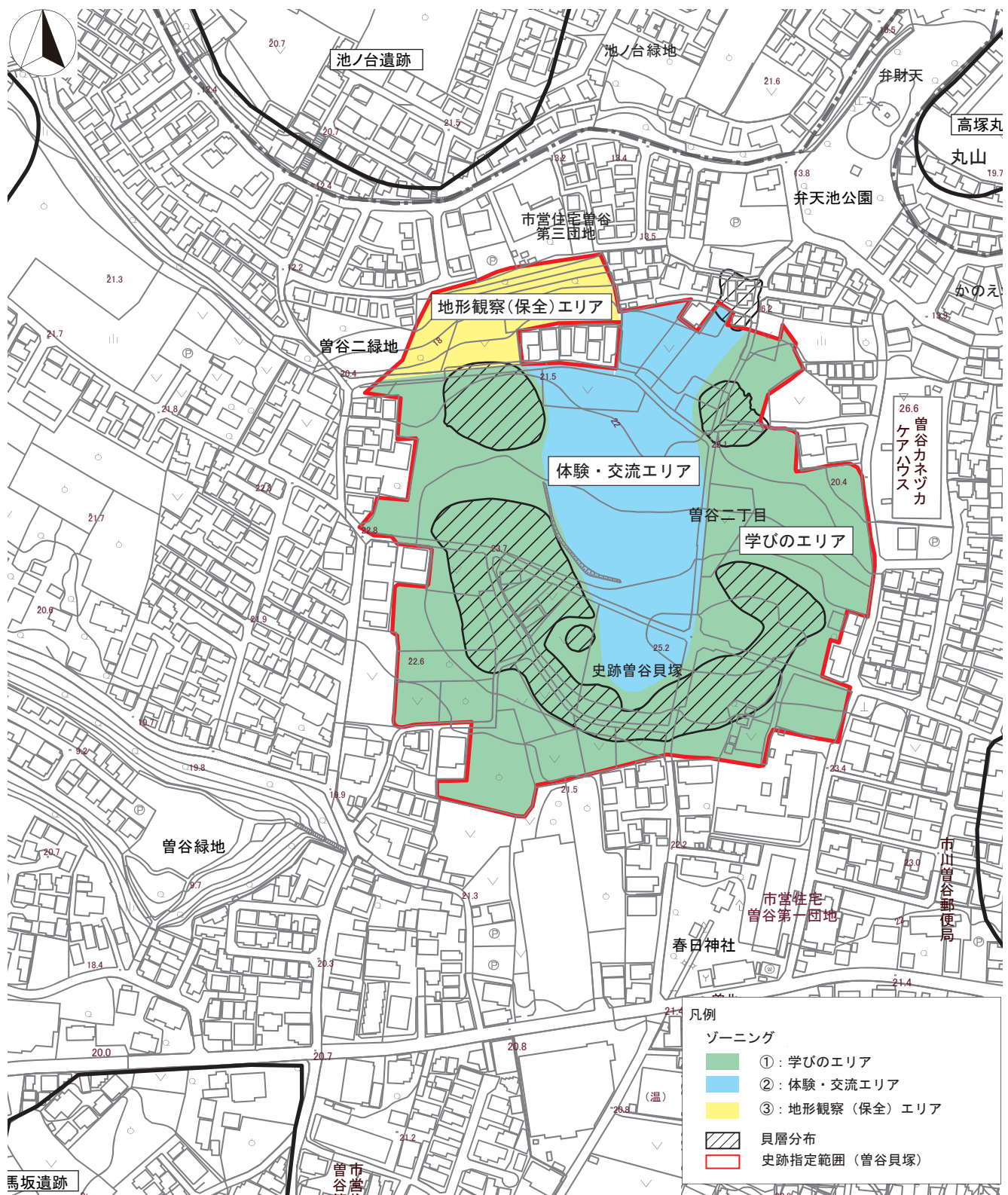
- ・多くの人々に曾谷貝塚を知ってもらい、新たなニーズに対応するため、周知方法やイメージ向上の方策を検討する。

(2) 活用のための地区区分

全体の基本方針に基づく活用を図るため、史跡内を以下のように地区区分する。

① 学びのエリア

曾谷貝塚の貝層が馬蹄形に分布する地区である。これまでの発掘調査により、貝層直下や貝層周辺の区域から、竪穴建物跡や土坑などの遺構が数多く確認されていることから、学びのエ



第8-1図 活用のための地区区分図 S=1/3000

リアとする。

② 体験・交流エリア

馬蹄形貝塚の中央の窪地を中心とした地区である。平坦地が広がり、曾谷縄文まつりなどのイベントで利用されている地区であることから、体験・交流エリアとする。

③ 地形観察エリア

曾谷貝塚北側の谷に面した史跡内の斜面林であり、縄文時代以来の地形を残していることから、地形観察エリアとした。傾斜地である区域については、安全対策上、柵で囲い、立ち入りできないようにしている。

(3) 地区別の基本方針

設定した地区区分ごとに、活用方針を策定する。

① 学びのエリア

- ・ 曾谷貝塚の本質的価値を理解してもらうため、貝層の範囲を示すとともに、発掘地点ごとに説明板を設置し、発掘成果をわかりやすく解説する。
- ・ 竪穴建物跡など遺構の表示を検討する。

② 体験・交流エリア

- ・ 火おこしなどの縄文時代の生活の追体験ができる場とする。
- ・ 竪穴建物跡などの表示を検討する。
- ・ 世代を問わず地域住民が集い、交流できる場とする。特に、地域の子どもたちが親しみ、楽しめるように活用する。
- ・ 曾谷縄文まつり・夏祭りなどの地域のイベント開催の場として活用する。

③ 地形観察エリア

- ・ 縄文時代以来の地形を観察するエリアとする。
- ・ 花粉分析などの結果にもとづいて、縄文時代の植生を復元する。

第3節 活用の方法

地区別の基本方針に基づき 4 つの視点から活用の方法を示し、今後の史跡活用にあたっての検討材料を明確化する。

(1) 学び・観光・商業

① 学 び

- ・ 史跡内の発掘地点ごとに発掘成果を記した説明板を設置し、それらの多言語化を検討する（学びのエリア）。
- ・ 史跡の本質的価値である大型貝塚・イタボガキ製貝輪・曾谷式土器について、それらを象徴する位置での説明板によって、その重要性を視覚的に表現する（学びのエリア）。
- ・ 視覚的に貝層の範囲がわかるように、地面に負荷をかけにくい材料で表現する（学びのエリア）。
- ・ 地域学習の場として、遺跡見学会や出前授業をおこなう（学びのエリア）。
- ・ 縄文時代の生活を学ぶ体験学習をおこなう（体験・交流エリア）。
- ・ 縄文時代の自然を観察する植生の再現等をおこなう（地形観察エリア）。

- ・解説付きVR映像などにより、当時の環境や生活の様子が体感できるようにする（各エリア）。

② 観 光

- ・曾谷貝塚への来訪者を増やすために、史跡周辺の文化財、公共施設などと連携を図り、観光資源として史跡の活用を図る。

〈例〉；周辺の文化財と公共施設を結ぶ散策ルートの設定および誘導板を設置する。

〈例〉；公式キャラクターやキャッチフレーズを設定し、史跡の知名度を向上させる。

- ・市川市には、曾谷貝塚のほかにも堀之内貝塚と姥山貝塚という大型貝塚の国指定史跡がある。曾谷貝塚とそれらの関連性の解明は、曾谷貝塚の史跡としての本質的価値を鮮明にするのに不可欠である。それら3つの大型貝塚の史跡を観光コースに組み込むことにより、日本有数の貝塚密集地帯にある縄文集落とその立地を実感するきっかけを提供する。

③ 商 業

- ・市の関係機関や市内企業等と連携して「町おこし」の視点からのアプローチを試み、曾谷貝塚を商業資源として活用を検討する。

〈例〉；市内企業や商店等との連携により、曾谷貝塚を題材とした特産品の開発・販売

- ・アウトソーシングの活用として、外部の事業者への事業委託を検討する。

〈例〉；マーケティングリサーチを専門とする業者に委託して、適切な観光・商業戦略を検討する。

④ 情報発信

- ・遺跡内の説明板と市博物館の展示を連動させ、一体化して遺跡情報を発信する。
- ・縄文時代や曾谷貝塚に関する展示、講演会、シンポジウムなどを開催する。
- ・市民団体等主催の講演会や講座への講師派遣をする。
- ・学校・図書館・公民館などの教育機関で巡回展示をする。
- ・幅広い世代各種イベントの周知やSNS等により曾谷貝塚の存在・魅力について情報発信をおこない、より多くの人々に関心を持ってもらう。

〈例〉；市広報紙、市公式インスタ、市公式X等を活用する。

(2) 地域連携

① 地域住民との市の連携

- ・曾谷地区の住民が既に実施している曾谷貝塚でのイベントやその周知活動をおこなう際、市は可能な限り連携する。そして曾谷貝塚に関する市の管理、広報等の分野の事業をサポートする人々を育成支援し、市民と行政による相乗効果のある取り組みをおこなう。
- ・既存のイベントを開催する団体の有志、市博物館の行事参加者やボランティアなどから、曾谷貝塚の魅力を伝承する「貝塚サポーター」を募り、市はその活動を支援する。

② 地域住民の交流の場として活用

- ・地域住民が楽しく交流できる場所、とりわけ地域の将来をになう子どもたちが集い、楽しめる場所を設ける。

③ 避難場所としての活用

- ・災害時、緊急時に曾谷地区の住民が一時的に避難できるようなオープンスペースを確保しながら、他の取り組みとの調整を図る。

(3) 広域連携

千葉県には、曾谷貝塚以外にも縄文時代の史跡が多数存在しており、自治体の枠を超えた共同事業を実施し、集客面での相乗効果を図る。

〈例〉；企画展、講演会、シンポジウムなどの開催

(4) 交 通

① 曾谷貝塚へのアクセス向上

- ・ 曾谷貝塚にスムーズにアクセスできるように、関係部署と連携して誘導板等の設置に取り組む。

② 駐車・駐輪スペースの確保

- ・ 来訪者が安心して駐車・駐輪できるスペースを史跡指定地外に確保する。
- ・ イベント等の際に限定した運搬車両の一時的な駐車及び緊急車両の一時的な駐車、自転車の一時的な駐輪についても検討する。



第 8 - 2 図 曾谷縄文まつり 火おこし



第 8 - 3 図 曾谷縄文まつり 青空ステージ

第9章 整 備

はじめに

本章では、第5章の基本方針のうち、「(4) 整備」で示した「地域の生活の場に寄り添いつつ、曾谷貝塚を守り、本質的価値を伝え、魅力の向上につながる整備を目指す」に基づき、今後の整備に向けた課題を整理し、解決に向けた整備の方向性や方法を示すこととする。

第1節 整備に向けた課題

(1) 現 状

現在、曾谷貝塚については、市の公有地化が対象地の約80%進んでいる。公有地化においては、更地の状態で購入することを原則としており、現状は平地として管理をおこなっている。そのため、史跡としての整備は、管理のための杭列、休憩施設、説明板の設置にとどまっており、本格的な整備は、未だ実施していない状況である。

史跡指定以前から、地域住民の生活道路が史跡内を縦横断しており、それに加えて東西に横断している道路の地下には水道管が埋設されている。

また、地域住民にとって、曾谷貝塚は「曾谷縄文まつり」や「夏祭り」の会場として親しみのある場所となっている一方、これまでに発掘調査が実施された範囲は全体の4%程度にとどまっているため、未解明な部分が多く、貴重な文化財という認識が進んでいない。

(2) 課 題

整備に向けた課題を検討するうえでの前提条件として、史跡の本質的価値の解明が求められる。具体的には、単独の馬蹄形貝塚としては日本最大級であるという大型貝塚の解明、B地区の大型の柱穴群の性格解明、C地区の居住施設の解明、F地区の水場遺構の可能性の追究といった未解明部分へのアプローチが必要である。このことを踏まえたうえで、将来的な整備に向けての課題を以下のとおり挙げる。

① 史跡の保存に向けた課題

(ア) 管理のための杭列の耐久性等の向上

- ・史跡の範囲を示す杭列は、木製であるために劣化が進みやすいため、景観に配慮したうえで耐久性の向上を図る必要がある。

(イ) 史跡内の環境整備

- ・史跡内を道路が縦横断し、電柱が立ち並んでいる状況は、史跡の保存や景観の観点からは好ましい状況ではない。

(ウ) ブロック塀などの撤去と土地形状の安定化

- ・移転した民家のブロック塀の基礎などが撤去されていない部分がある等、安全面における課題がある。

② 史跡の活用に向けた課題

(ア) 史跡内の学習環境の不足

- ・現在、曾谷貝塚について学ぶことのできる史跡内の施設は、史跡の概要を記した説明板1か所のみであり、来訪者への情報提供が十分とはいえない。また、貝層の範囲も明示さ

れていないため、一見して馬蹄形に広がる大型の貝塚であるとは気づきにくい状況となっている。

(イ) 体験学習環境の不足

- ・ 史跡への理解を深めるために、縄文時代の生活を追体験し、当時の環境を理解できる場所の整備が必要である。

(ウ) 誰もが楽しく学べる環境の構築

- ・ 大人から子どもまで、誰もが楽しく学べ、何度も訪れたいくなる工夫を施す必要がある。

(エ) ガイダンス施設

- ・ 史跡についての学びをより深くするため、ガイダンス施設の設置を検討する必要がある。

(オ) 地域に親しまれる環境の構築

- ・ 「曾谷縄文まつり」や「夏祭り」など地域住民に親しまれている場所となっている一方で、史跡としての曾谷貝塚についての認識を幅広く地域住民に広める必要がある。

③ 周辺環境の課題

(ア) 史跡までのルートの整備

- ・ 来訪者にわかりやすいように、史跡にアクセスする誘導板の整備が不可欠である。

(イ) 便益施設等の整備

- ・ 現状では、トイレなどの便益施設も少ないことから、来訪者が安心して快適に過ごせる環境を整える必要がある。

第2節 整備の方向性

(1) 保存のための整備

- ・ 史跡を将来にわたり確実に継承するため、貝層および遺構を適切に保存する整備をおこなう。
- ・ 史跡内を縦横断している道路や電柱などについては、地域住民の意向を確認しながら、今後の方向性を検討していく。

(2) 活用のための整備

- ・ 史跡の本質的価値を来訪者にわかりやすく伝えるため、必要な説明板を設け、貝層範囲の表示方法を検討するとともに、ガイダンス施設や各種体験学習の場を提供することなどで、来訪者がいくども訪れたいくなるような学びの場となり、また安心して過ごせる憩いの場となることを目指す。
- ・ 地域のニーズを考慮する一方、史跡としての本質的価値を地域住民にも広めるため、地域住民と連携して、曾谷貝塚を活用した曾谷地区や市の活性化につながる整備をおこなう。
- ・ 史跡への誘導板の設置などにより、曾谷貝塚への交通アクセスを明示するための整備をおこなう。
- ・ 史跡の保存に配慮しつつ、各種の調査によって史跡の性格を明らかにしていく。

これらの整備については、今後策定予定の整備基本計画のなかで具体的な内容を明確化する。なお、整備基本計画については、策定に必要な調査等をおこなった後、令和13(2031)年度に着手し、令和14(2032)年度に策定の予定である。

第3節 整備の方法

(1) 保存のための整備

史跡の保全、景観保護の観点から下記の整備を検討する。

- ・ 史跡の範囲を明示するための杭列の材質の見直しによる高耐久化をおこなう。
- ・ 史跡を分断している道路については、史跡保存に影響を与える恐れがあることから、道路のありかたを検討する。
- ・ 史跡の保存や景観を考慮し、外灯のあり方を整理したうえで無電柱化を検討する。

(2) 活用のための整備

曾谷貝塚への興味、関心を高め、さらに本質的価値に関する理解を深めてもらうために、発掘調査など各種の調査によって遺跡の性格をより明らかにして、その成果を分かりやすく伝える。史跡への誘導板や史跡内の説明板等の設置、ガイダンス施設の設置、便益施設の整備を検討し、来訪者が訪れやすい環境を整える。活用のための整備の場所は、第8章で示した活用の地区区分に基づき以下のとおりとする。

① 学びのエリア

- ・ 貝層の範囲を明示する方法を検討し、曾谷貝塚の日本最大級の貝塚としての価値を分かりやすく伝える。
- ・ 貝層・遺構の広がりや地形を学ぶための園路の整備の必要性を検討する。
- ・ 地点ごとの調査成果を記した説明板を整備する。

② 体験・交流エリア

- ・ 縄文時代の生活の追体験が実施できるように当時の竪穴建物の復元などを検討する。
- ・ 世代を問わず地域住民が集い、交流できる場として整備する。特に、地域の子どもたちが楽しく、親しみを持てるように整備する。
- ・ 土地の形状が平らで、貝層や遺構に影響ない箇所にベンチ等の休憩施設を整備する。

③ 地形観察エリア

- ・ 遺跡周辺の地形や自然を当時のまま残していることから、安全管理に配慮しつつ景観の保護と自然観察のための環境整備をおこなう。
- ・ 縄文時代の植生を再現するための整備を検討する。

④ 史跡外の整備

- ・ 曾谷貝塚への誘導板を整備する。
- ・ 解説付VRなど、原風景を再現しわかりやすい学びを演出する。
- ・ 史跡の本質的価値をよりわかりやすく伝えるため、ガイダンス施設の設置を検討する。
- ・ 地域住民の避難場所として設定する。
- ・ 周辺文化財を含む散策ルートの設定やガイドマップの作成をおこない、散策のための案内板・誘導板の設置を検討する。

⑤ その他

- ・ 草刈等による史跡の維持管理によって、来訪者が快適に利用できるようにする。

第10章 運営・体制

はじめに

本章では、第5章の「市の関連部署、市民や団体との持続性のある協力体制を構築する」という基本方針に基づきながら、まず第6章「保存管理」、第7章「調査」、第8章「活用」、第9章「整備」で定めた施策を実施するうえで、史跡を管理運営していく主体、組織等についての課題を検討する。次に、事業を確実に実施するための運営体制の基本方針、体制づくりの方法を明らかにする。

第1節 管理運営主体・組織の課題

史跡の管理運営体制整備にあたっての課題について記載する。

- ・史跡の管理運営は、恒久的におこなわれるものであることから、今後市が史跡の管理団体となる必要がある。
- ・市が主体となりおこなう保存管理、活用、整備の事業を推進するためには、継続して市民と連携できる体制を検討する必要がある。
- ・持続性の高い体制を構築するためには、市の関連部署、教育機関、研究機関、関連自治体などと幅広く連携する必要がある。

第2節 運営・体制の基本方針

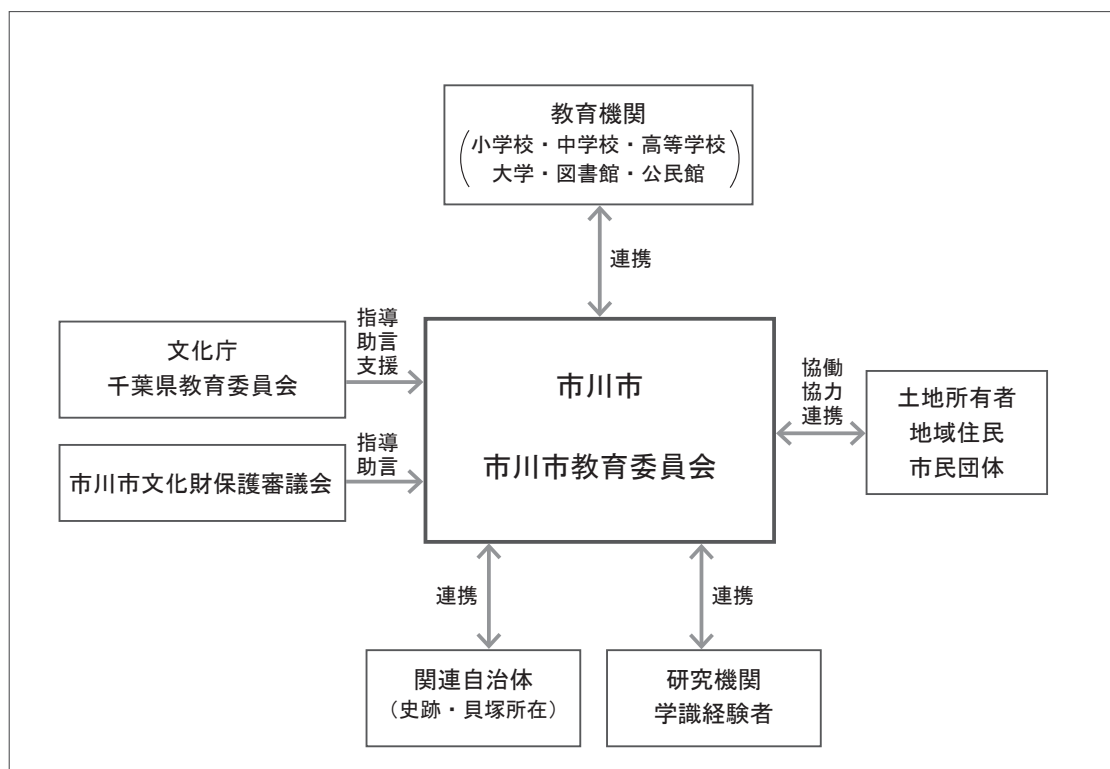
運営体制の課題を解決する方向性を示すものである。

- ・市の関連部署との連携を強化して市の体制の充実をはかり、史跡の管理団体となることを目指す。
- ・史跡は、地域に根差した貴重な歴史遺産であることから、史跡周辺の地域住民とともに、将来にわたって維持管理をしていく体制を構築する。
- ・本計画を推進するために国・県・他市町村、他機関等との連携を図る。

第3節 運営・体制の方法

本計画を継続的に推進させ、史跡を適切に保存管理、活用、整備するために必要な体制の構築方法を検討する。

- ・史跡の管理・運営について、市の関連部署との連携を強化する。
- ・土地所有者、史跡周辺の地域住民の理解と協力を得ながら、市と地域が連携し協働する。
- ・国や千葉県、市川市文化財保護審議会からの指導、助言を得る。
- ・貝塚を有する他市町村や、研究機関・教育機関等と連携を図る。



第 10 - 1 図 運営・体制概念図

第11章 実施計画

はじめに

本章では、史跡を将来にわたり適切に保存し、調査等を経て、活用整備を実施するために、段階的に計画を進め、目指すべき目的へ向けた将来像を示す。

事業計画は、目安として4年1単位第1期、5年1単位の第2期、そして10年1単位の第3期の段階を設定する。事業の目標については、各期で設定し、計画の事業進捗については、各期が終了した時点で確認をおこなう。

第1節 第1期（2026年～2029年）

整備基本計画策定のために必要な調査をおこない、調査結果について、その後の整備計画に反映させていく。また、史跡の確実な保存とあわせて、来訪者の安全を確保するため、公有地化した範囲を中心にブロック塀の基礎の撤去や破損した杭列の修繕等をおこなう。

第2節 第2期（2030年～2034年）

第2期は、以下の4段階に分かれる。

（1）整備基本計画

史跡曾谷貝塚保存活用計画に基づき、整備基本計画を策定する。

（2）基本設計

整備基本計画に基づき、史跡内の造成形状等の概要をまとめた基本設計を策定する。

（3）実施設計

基本設計に基づき、実施設計を策定する。その際に、整備の内容が第8章活用の趣旨に沿い、可能な限り反映できるように検討する。

（4）整備

実施設計に基づき、史跡公園としての整備をおこなう。

第3節 第3期（2035年～2044年）

第3期は、第2期に実施した整備に関する検証結果を受け、第3期で必要と判断された調査をおこなう。

史跡指定地においては、第2期の期間内に終了せず未完となった事業について、事業の継続を検討する。また、史跡指定地外のうち、新たに史跡に追加指定された範囲についても整備の対象とする。その際、第8章活用で示した、学びと観光、地域連携に資する整備をおこない、魅力ある史跡公園を目指す。

史跡の隣接地などにおいては、来訪者が利用できるガイダンス施設や駐車場・トイレなどの整備をおこなう。

第 11 - 1 表 事業計画表

計画 年度	第1期			第2期					第3期														
	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	
追加指定																							↑
公有地化																							↑
総括報告書	↑																						
保存活用計画			↑																				
調査(報告整理)							↑									↑							
地形測量							↑																
整備基本計画									↑														
基本設計									↑								↑						
実施設計										↑								↑					
整備											↑								↑				
整備事業報告書												↑									↑		
整備の点検・検証													↑									↑	

第 11 - 2 表 整備に関するロードマップ表

大目標	全体整備の完了			
	第 1 期	第 2 期	第 3 期	
計画(段階)	整備のための調査の実施	1 次整備の実施	2 次整備の実施	
目的	貝層範囲調査	貝層表現の整備	ガイダンス施設整備	
	水場遺構調査	園路の整備	駐車場整備	
	居住域調査	説明板の整備	便益施設設置整備	
	曾谷式土器の再調査	北部の植生整備	第 2 期で延期となった施設整備事業	
	史跡指定以前に実施された過去の発掘調査に関わる資料の再検討・再整理	堅穴建物の復元整備	追加指定の拡大および整備	
目標(項目)		休憩施設整備	第 2 期の検証結果を受け、第 3 期で実施が必要と判断された調査	
		道路・無電柱化整備		

※ 第 9 章の整備を今後検討するにあたり、整備事業の将来的な見通しおよび整備項目を例示したものの詳細については、整備基本計画において定める。

第12章 経過観察

はじめに

史跡の適切な保存管理、活用、整備のため、本計画に示した事業内容の履行状況を点検し、経過観察をおこなう。また、社会情勢や史跡周辺の環境の変化などに対応するため、必要に応じて改定版の作成をおこなう。

以下、主な点検内容を記す。

第1節 保存管理

- ・ 日常的な維持管理はおこなわれているか。
- ・ 現状変更の取扱基準に基づく保護は図られているか。
- ・ 追加指定に向けた取り組みはおこなわれているか。
- ・ 公有地化に向けた取り組みはおこなわれているか。

第2節 調査

- ・ 本質的価値をより明らかにするための調査研究はおこなわれているか。
- ・ 遺構および遺物、調査記録類は適切に保存されているか。
- ・ 史跡指定以前の発掘成果の把握がなされているか。

第3節 活用

- ・ 調査研究の成果が発信されているか。
- ・ 学校との連携は図られているか。
- ・ 地域住民との連携は図られているか。
- ・ 学びの場として活用されているか。
- ・ 観光資源としての活用は検討されているか。
- ・ 商業の視点からの活用は検討されているか。
- ・ 広域連携は図られているか。

第4節 整備

- ・ 説明板の設置はおこなわれているか。
- ・ 貝層の範囲の表現方法について検討されているか。
- ・ 竪穴建物の復元整備は検討されているか。
- ・ 園路の整備の必要性は検討されているか。
- ・ 休憩施設の整備はおこなわれているか。
- ・ 整備基本計画は策定されているか。
- ・ 植生の再現は検討されているか。

第5節 運営・体制

- ・ 地域住民との連携は図られているか。

- ・市の関連部署との連携は図られているか。
- ・国、県、他市町村との連携は図られているか。
- ・研究機関、教育機関との連携は図られているか。

第 12 - 1 表 点検項目

史跡曾谷貝塚 点検票(例)					
日時		記入者			
項目	実施例	取組状況			現状、目的 成果、課題
		未 実 施	計 画 中	取 組 済	
保存	日常的な維持管理はおこなわれているか				
	現状変更の取扱基準に基づく保護は図られているか				
	追加指定に向けた取り組みはおこなわれているか				
	公有地化に向けた取り組みはおこなわれているか				
調査	本質的価値をより明らかにするための調査研究はおこなわれているか				
	遺構および遺物、調査記録類は適切に保存されているか				
	史跡指定以前の発掘成果の把握がなされているか				
活用	調査研究の成果が発信されているか				
	学校との連携は図られているか				
	地域住民との連携は図られているか				
	学びの場として活用されているか				
	観光資源としての活用は検討されているか				
	商業の視点からの活用は検討されているか				
	広域連携は図られているか				
整備	説明板は設置されているか				
	貝層の範囲の表現方法について検討されているか				
	竪穴建物の住居の復元整備は検討されているか				
	園路の整備の必要性は検討されているか				
	休憩施設の整備はおこなわれているか				
	整備基本計画は策定されているか				
	植生の再現は検討されているか				
運営・ 体制	地域住民との連携は図られているか				
	市の関連部署との連携は図られているか				
	国、県、他市町村との連携は図られているか				
	研究機関、教育機関との連携は図られているか				